

熊本市のシンボル

◇市の木 イ チ ヨ ウ (昭和49年10月9日制定)



森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、1万2千通を超す応募の中から決定された。

熊本城が昔から銀杏城と呼ばれ、古木もあり、また、立派なイチョウ並木もあって、市民に親しまれていることなどから選ばれた。

イチョウ科の植物で、ギンナンノキ、チチノキ、公孫樹などともいわれ、日本には古くから主に神社仏閣等で栽培されてきた。雌雄異株であることで知られ、独特な尖円錐形をつくり、夏季の豊かで涼しい木陰、秋の黄葉の美しさは格別である。街路樹として、特に好条件を備えている。

◇市の花 肥 後 ツ バ キ (昭和49年10月9日制定)



市木同様、森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、2万2千通を超す応募の中から決定された。

古くから熊本独特の花として知られ、代表的な名花であるばかりでなく、最近では国際的にも知られつつあり、一般家庭でも容易に育てられることなどから選ばれた。

ツバキ科の植物で、花卉が大きく、八重咲きで平開する。花期は2月～3月、色は白、ピンク、赤、錦(絞り)の4系統ある。特異な姿をもつ肥後ツバキは、古く江戸時代から細川藩の庇護を受け、愛好者によって広められ、改良を重ね、清雅枯淡の味わいのある名花といわれるようになった。

◇市の鳥 シ ジ ュ ウ カ ラ (昭和59年5月22日制定)



健康都市宣言5周年と、市制95周年を記念して、広く市民から募集、6千通を超す応募の中から決定された。

金峰山や立田山、託麻三山などの森に多く生息し、四季を通じて観察される。害虫を多く食べ、緑の森を守る益鳥として広く市民に親しまれていることなどから選ばれた。

シジュウカラ科の鳥類で、全長14センチメートル。くちばしは小さく円錐形、くびと頭は光沢のある黒色で、ほおは白い。背面は黄緑色で、翼は灰青色を帯びる。体の下面は白く中央に一本の黒いたてすじがある。低地の森林に広く分布しているが、秋から冬にかけては市街地でも見かけることができる。

熊本市民 愛市憲章

一品位ある市民の誇りのために一

- 1 私たち熊本市民は、清潔で住みよい街をつくりましょう。
- 1 私たち熊本市民は、郷土の自然や文化財を大切にいたしましょう。
- 1 私たち熊本市民は、時間を正しく守りましょう。
- 1 私たち熊本市民は、交通道徳を重んじましょう。
- 1 私たち熊本市民は、互いにあたたく交わり、旅行者を親切に迎えましょう。

(昭和35年5月11日制定)

熊本市民 長寿社会憲章

私たち熊本市民は、生きがいのある人生をおくれるよう、すべての人が人間として尊ばれ、敬愛され、ともに幸せな暮らしができる長寿社会を築くことをめざして、この憲章を制定します。

私たち熊本市民は、

- 1 生涯を通じ、心身の健康づくりに努めます。
- 1 家族のきずなを大切に、明るい家庭をつくります。
- 1 互いに敬い、思いやりあふれる地域社会をつくります。
- 1 知恵と経験をいかし、豊かな文化の継承と創造に努めます。
- 1 すべての人に、安全でやさしい街づくりに努めます。
- 1 自らの能力をいかし、互いに支え合いながら暮らしの安定を築きます。
- 1 水や緑を大切に、やすらぎに満ちたふるさとくまもとをつくります。

(平成2年8月28日制定)

熊本市民 「こども憲章」

私たち熊本市民は、すべてのこどもたちの幸せを願い、その自主性を尊重し、家庭と地域社会が協力して、愛情をもって育成することをめざし、この憲章を定めます。

私たち熊本市民は、

- 1 こどもたちが、お互いを認め合い、豊かな感性と思いやりの心をはぐくむ社会づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、知性を磨き体をきたえて、心身ともにたくましく育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、水と緑に恵まれた自然の中で、のびのびと創造性をつちかう環境づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、世界の人々と友情をはぐくみ、平和を愛し、広い視野を持つ国際人に育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、郷土の歴史と文化を学び、誇りを持てるふるさとづくりに努めます。

(平成6年9月3日制定)

都 市 宣 言

「森の都」都市宣言に関する決議

自然環境の回復による生活環境の保全是、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日の発展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

昭和47年10月2日

熊本市議会

地下水保全都市宣言に関する決議

限りある地球の資源の保全是、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和51年3月22日

熊本市議会

熊本市スポーツ都市宣言に関する決議

全ての市民が生涯にわたり活力に満ちた健康的な生活を営むことは、まちづくりの基本である。

スポーツの振興は、市民生活の根幹となる心身の健康の保持に欠かせないものであるが、加えて、青少年の健全育成、生き甲斐づくり、地域との交流、自然とのふれあいといった多くの観点からも積極的に推進していく必要がある。

よって、本議会は、二十一世紀に向け三つのスローガンを掲げ、全ての熊本市民がスポーツを通して健康的でいきいきと生活できる都市を目指すことを誓い、ここに我が熊本市を「スポーツ都市」とすることを宣言する。

- 一 スポーツを通じて健やかなこころと体を創ろう。
- 一 スポーツを通じて人と自然にふれあおう。
- 一 スポーツを通じていきいきとしたまちを創ろう。

平成11年8月27日

熊本市議会

「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議

熊本市は、熊本城に代表される歴史的文化遺産をはじめ豊かな水と緑に象徴される自然環境、そして近代都市としての多彩な魅力を有し、国内外から多くの観光客が訪れるまちである。

観光は、地域の生活や文化を個性として発信し、その魅力により人々が来訪し交流が生まれる総合的な産業であり、まちづくりや都市経営にも大きく寄与し、21世紀を迎えた今日において重要性はこれまで以上に高まっている。

よって、本議会は、市民が誇りをもち、そして訪れる人にとって魅力ある観光都市を目指し、市民の生活や文化に基づいたまちづくりを進めるとともに、全国に誇れる城下町としての魅力を生かし、熊本らしい個性豊かな観光都市の実現を目標として、ここに我が熊本市を「観光立市くまもと」とすることを宣言する。

平成15年9月26日

熊本市議会

健康都市宣言

熊本市は、緑と水に恵まれた豊かな自然と先人が築いた伝統と文化を擁し、地方における近代的な中枢都市として発展しつつある。

しかし、都市化の進展に伴い市民生活を支える基本である心身の健康を阻害する要因が増大している。

熊本市は、市民とともに明るく健康な都市をめざして諸施策を結集し、その実現につとめなければならない。

ここに、すべての市民の健康を市政の目標として、熊本市を「健康都市」とすることを宣言する。

昭和54年10月1日

熊本市

平和都市宣言

熊本市は、先の大戦において、多くの尊い人命を失うとともに、市街地のほとんどを焼失するなど、大きな災禍を被った。

戦後、焦土の中から立ち上がった市民の英知とたゆまぬ努力によって、緑と水の豊かな自然環境や先人の築いた歴史と文化に支えられながら、今や九州中央の中枢都市として着実に発展を続けている。

私たち熊本市民は、戦後50周年の大きな節目にあたり、先の大戦への深い反省に立ち、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、かけがえのない自然環境を次代に引き継ぐため、再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求し、ここに「平和都市」を宣言する。

平成7年7月27日

熊本市

環境保全都市宣言

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかねばなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

平成7年9月25日

熊本市

くまもと

市政概要

市	勢	1			
議	会	9			
総	務	23			
市	民	生	活	101	
健	康	福	祉	137	
子	ど	も	未	来	205
環	境	保	全	229	
経	済	253			
都	市	建	設	309	
教	育	355			
消	防	403			
交	通	417			
水	道	429			

市 勢

1	沿	革	3
2	位 置 及 び 地 勢	4	
3	市 域 の 変 遷	5	
4	人	口	6

1 沿 革 (企画課)

何億年のむかし、現在の熊本市の大部分は一面の海底で、処々に小島が散在するに過ぎなかったと想像されるが、その後数次にわたる地表上の大変動によって、次第に熊本平野が形成されるにともない、現在の出水・健軍方面の砂礫層から湧きでる清冽な泉をめぐって、縄文人・弥生人の聚落が完成されていった。

古墳時代を経て飛鳥時代に入り、大化の改新(645年)が行われると、託麻の三宅郡(今の出水地方)には、肥後の国府「託麻府」が設けられ、宏壮な伽藍の国分寺の建立を見たが、これらを中心とした聚落が形づくられ大きくなったものが、熊本市の始まりである。

奈良朝前後の日本各地は、国力の大小によって、大・上・中・下と四等級に区別されていたが、肥後はそのころ農産物産出量で九州諸國中群を抜いており、延暦14年9月(平安の初期)に至って、全国中でも優位の資格を認められ「大国」に昇進した。

この期に国司として、肥後に赴任した^{みものきみのおびと}道君首名、紀夏井、藤原保昌、清原元輔等はいまも幾多の遺跡を留めているが、とくに後撰集の選者で、清少納言の父元輔と、平安期歌人「^{ひがきめ}檜垣女」との交遊の説話は有名である。

南北朝50年間は、戦乱の日が相つぎ、熊本地方もしばしば軍営の場に利用された。

長い戦乱のあと、天下が統一されるや、肥後全土の守護職は改めて菊池氏に委ねられ、一国政令の中心は隈部(現在の菊池市)の方に移った。

降って、応仁の頃菊池の一旗出田三郎秀信は、いまの熊本城東部の丘陵に千葉城(熊本城の始め)を構えたが、次の鹿子木親員が、明応年間(1490年代)に、今の古城の地に居城を移し、隈本城と称えた。ついで、城親冬と、佐々成政のあとを承けて天正16年(1588年)加藤清正が入城するにおよんで、清正は国府の二本木方面から、寺院、商家などを移転させて、城下町の経営に着手した。また、この清正は熊本の自然に、はじめて大規模な人為のツルハシを振った武将で、河川、その他の土木事業に残した功績は大きく、熊本市が城下町としての体裁を整えてきたのは、このころからである。日本三名城の一つとうたわれる熊本城は、この清正が慶長6年から12年にかけて、7カ年の歳月を費して築城したものである。(築城年については異説もある)

細川氏時代は、寛永9年細川忠利の入国によって始まるが、それ以来細川氏は大政奉還の日に至るまで、200有余年間にわたって肥後熊本の政治を行った。この細川氏は、歴代名君相ついでが、そのうち、もっとも注目すべきは、延享4年藩主となった8代重賢の政治であろう。このとき国政揚り、教学も大いに振興した。とくに藩校「時習館」や、全国にさきがけて創設された医療ないし教育機関としての「再春館」、薬草研究で有名な「蕃滋園」などは、本市が長く文教の府として全国に秀でた因となった。また忠利のときに創建された水前寺(成趣園)は、幽斎ゆかりの古今伝授の間とともに、いまも熊本市の観光資源の一つとなっているが、晩年を熊本に送った剣聖宮本武蔵の遺跡も、熊本が持つ誇りの一つといえよう。

明治4年7月に入って、廃藩置県の大詔が出されると、肥後には、熊本、人吉の二県がおかれ、ついで同年11月改めて熊本、八代の二県となった。ところが翌5年6月熊本県は、ふたたび白川県と改称され、翌々6年1月には八代県が廃止されて、白川県に併合されたため、肥後全域は白川県の所轄となり、熊本市には県庁が設けられた。これは明治9年1月まで続いたが、同年2月さらに改めて熊本県と称せられるようになった。

このころ熊本城には鎮台がおかれ、市内には洋学校と、西洋医学の熊本医学校ができて熊本市は城下町としてにぎわいを見せていたが、9年の神風連事件、翌10年の西南の役と引き続き大きな戦禍に見まわれ、とくに西南の役では、全市街が焦土と化してしまった。22年4月、市制が施行されるとこれまでの「熊本区」は、「熊本市」

と改められた。

明治の初年から、九州における政治・軍事の中心として、各種の官庁が置かれていた熊本市は、24年鉄道の開通によって熊本駅が設けられ、また、30年代に入って市区改正の大事業が行われ、中央部の山崎練兵場が市外に移されて新市街が出現するや、会社、工場、商店その他施設が続々と軒を連ね、日清、日露の戦勝の意気も加わって、明治の隆昌期を現出した。

大正10年、周辺11カ町村を併合して大熊本市の基礎を固め、私鉄菊池軌道、熊本軌道、御船鉄道及び国鉄宮地線の開通整備と並んで13年には、市電の開通があり、更に上水道施設、二十三連隊の移転等によって、いよいよ近代都市の面目を新たにすることになった。

しかし、昭和20年には空襲を受けて全市の大半は瓦礫と化した。その後全市民の不断の努力によって、戦災、水害等各種の苦難を克服し、今日の隆盛を見ることができた。

市制施行当時は、面積5.55km²、人口4万2千余人を数えるにすぎなかったが、近代的都市機能の集積や平成3年2月の飽託4町との合併をはじめとする16次にわたる市域の拡大等により、今や、面積266.77km²、人口66万人を超えるまでに成長した。また、平成8年4月に中核市へ移行し、名実ともに地方中核都市として着実な発展を続けている。

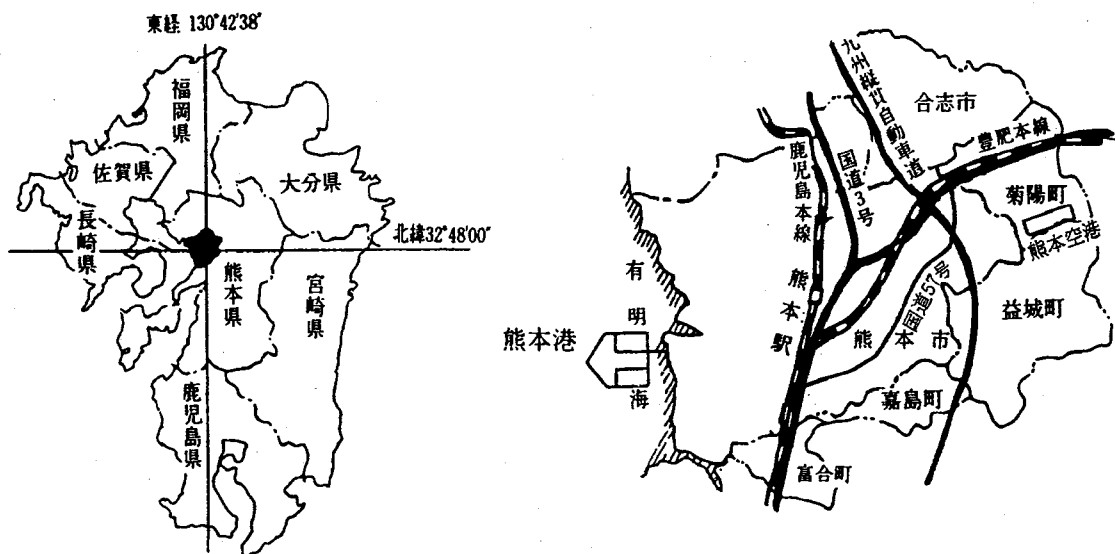
現在は、九州新幹線や高速道路などの広域交通網をはじめ、情報通信網などの整備を促進するとともに、本市のシンボルである熊本城の復元整備や中心市街地の活性化、副都心としての熊本駅周辺の再整備に取り組んでいるほか、環境に負荷をかけない仕組みづくりとして、資源リサイクルや公共交通機関、自転車の利用促進、また、水田や森林の保全等による地下水の保全などに努めている。

このように、本市では、九州の中央に位置する地理的特性を活かし、人、ものなど多様な交流を基調としながらまちの魅力と活力を創出し、日々の暮らしの中で全ての市民がしあわせを実感できるまちづくりに取り組んでいる。

2 位置及び地勢（企画課）

(1) 位置

●熊本市の位置



熊本市は、ほぼ九州の中心に位置している。九州の陸の大動脈 JR 鹿児島本線の間接点は熊本駅であり、これより豊肥本線、三角線が分岐し、門司～鹿児島を結ぶ国道 3 号と大分～長崎を結ぶ国道 57 号は本市で交差している。さらに本市を貫通する九州縦貫自動車道も門司から鹿児島・宮崎まで全線開通しており、地理的に九州の中央にあって交通の要衝的位置にある。

また、本市は、観光面からも別府～阿蘇～熊本～天草～雲仙～長崎を結ぶ九州の国際観光ルートの中心地として大きな役割を果たしている。

(2) 地 勢

熊本市は県の中央部にあって有明海に面し、坪井川、白川、緑川の 3 水系の下流部に形成された、いわゆる熊本平野の大部分を占めている。また、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は数多くの山岳、丘陵、大地、平野等によって四方を囲まれている。

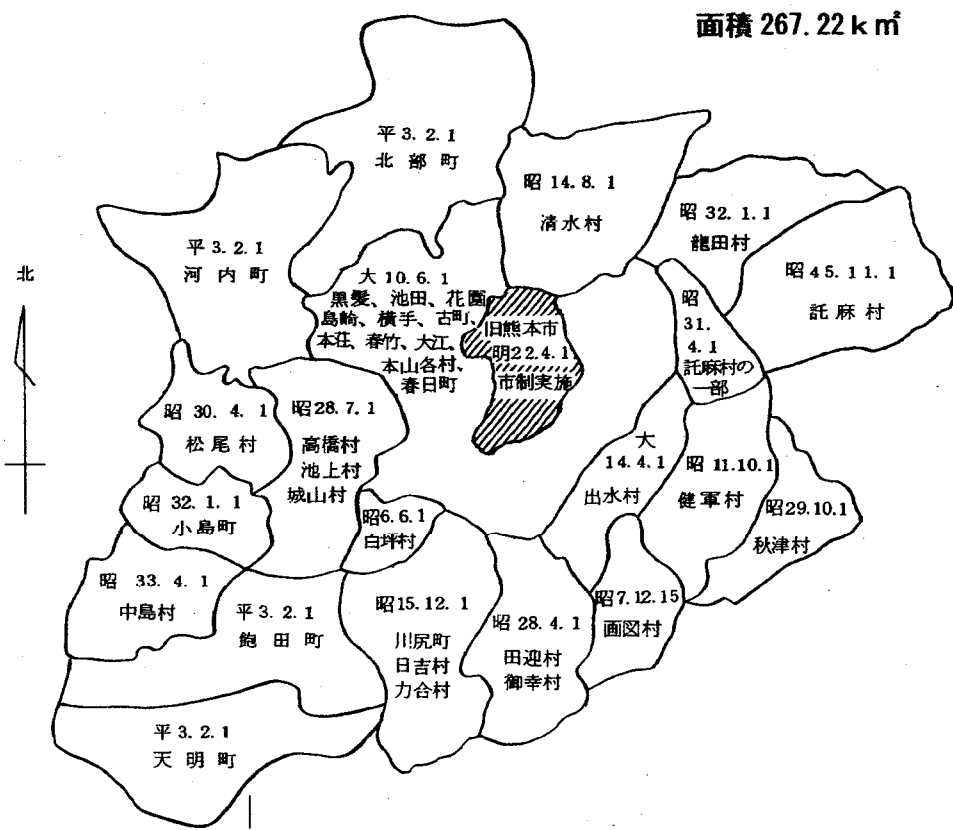
市域の西北方は金峰山地、北部は台地、東部は遠く阿蘇山地に囲まれ、東方から西南にかけて開けている。

西北部は金峰山系の急傾斜の山が重なる一方、中心部は阿蘇火山に源を発する白川と北方の鹿本郡界に流れを発する坪井川・井芹川が市街を貫流して西方の有明海に注いでいる。

水源を水前寺・江津湖に発する流れは木山川と合して加勢川となり、本市の南部を流下している。これらの川は、かんがい水として南部および西部一帯の平野を潤し、農作に大きな効用をもたらしている。

また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく、河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壌の送流により次第に上昇している。

3 市域の変遷 (企画課)



4 人 口 (統計課)

(1) 年次別人口及び世帯数

年次	世帯数	人 口			男女比 (女100人 につき)	1世帯 当たり 人 口	備 考
		総 数	男	女			
明治22年	11,797	42,725				3.6	
大正元年	12,736	66,488	35,938	30,550	117.6	5.2	
8年	13,129	74,544	39,385	35,159	112.0	5.7	
昭和元年	27,157	150,075	75,680	74,395	101.7	5.5	
5年	30,284	167,566	83,218	84,348	98.7	5.5	
10年	38,336	214,270	105,480	108,790	97.0	5.6	
15年	39,813	243,574	116,838	126,736	92.2	6.1	川尻町・日吉村・力合村合併
20年	37,981	180,643	84,935	95,708	88.7	4.8	
25年	59,853	267,506	128,067	139,439	91.8	4.5	(国勢調査)
30年	72,008	332,493	159,501	172,992	92.2	4.6	松尾村合併
35年	90,949	373,922	178,031	195,891	90.9	4.1	(国勢調査)
40年	107,634	407,052	192,538	214,514	89.8	3.8	(")
45年	130,608	449,254	211,322	237,932	88.8	3.4	(") 含旧託麻村
50年	153,540	488,166	231,188	256,978	90.0	3.2	(")
55年	180,239	525,662	251,011	274,651	91.4	2.9	(")
60年	194,486	555,719	265,037	290,682	91.2	2.9	(")
平成 2年	224,070	626,727	297,835	328,892	90.6	2.8	(") 含旧飽託4町
7年	246,700	650,341	310,118	340,223	91.2	2.6	(")
12年	260,672	662,012	314,455	347,557	90.5	2.5	(")
17年	270,530	669,603	316,048	353,555	89.4	2.4	(国勢調査)

(2) 人口の動態

区分 \ 年	15	16	17	18	19
自 然 増	2,134	2,312	1,638	1,597	1,764
社 会 増	△774	△1,181	△980	△1,181	△1,980
計	1,360	1,131	658	416	△216

(注) 各年1月1日から12月31日までの動態

(3) 産業別15歳以上就業者数

調査年次 区分	平成12年国調				次 区分	平成17年国調			
	総数	構成比(%)	男	女		総数	構成比(%)	男	女
総数	662,012	—	314,455	347,557	総数	669,603	—	316,048	353,555
昼間人口	701,656	—	334,619	367,037	昼間人口	699,179	—	329,157	370,022
15歳以上人口	557,142	—	260,735	296,407	15歳以上人口	568,632	—	264,263	304,369
就業者総数	312,869	100	175,536	137,513	就業者総数	314,641	100	172,205	142,436
第1次産業	11,183	3.6	6,289	4,894	第1次産業	10,719	3.4	6,043	4,676
農業	10,010	3.2	5,515	4,495	農業	9,577	3.0	5,277	4,300
林業	213	0.1	185	28	林業	171	0.1	154	17
漁業	960	0.3	589	371	漁業	971	0.3	612	359
第2次産業	58,108	18.6	41,825	16,283	第2次産業	52,315	16.6	38,413	13,902
鉱業	60	0	43	17	鉱業	22	0.0	16	6
建設業	28,673	9.2	23,524	5,149	建設業	25,623	8.1	21,229	4,394
製造業	29,375	9.4	18,258	11,117	製造業	26,670	8.5	17,168	9,502
第3次産業	237,810	76	124,184	113,626	第3次産業	243,968	77.5	123,470	120,498
卸売・小売業・飲食店	84,018	26.9	41,089	42,929	電気・ガス・熱供給・水道業	1,363	0.4	1,203	160
金融・保険業	11,821	3.8	5,937	5,884	情報通信業	7,147	2.3	4,753	2,394
不動産業	4,105	1.3	2,308	1,797	運輸業	12,498	4.0	10,564	1,934
運輸・通信業	17,535	5.6	14,295	3,240	卸売・小売業	68,354	21.7	33,484	34,870
電気・ガス・熱供給・水道業	1,572	0.5	1,395	177	金融・保険業	10,480	3.3	5,266	5,214
サービス業	101,281	32.4	45,155	56,126	不動産業	4,966	1.6	2,836	2,130
公務	17,478	5.6	14,005	3,473	飲食店、宿泊業	18,140	5.8	7,554	10,586
分類不能の産業	5,768	1.8	3,058	2,710	医療、福祉	36,763	11.7	9,116	27,647
					教育、学習支援業	17,268	5.5	8,161	9,107
					複合サービス事業	3,631	1.2	2,503	1,128
					サービス業(他に分類されないもの)	46,989	14.9	24,970	22,019
					公務(他に分類されないもの)	16,369	5.2	13,060	3,309
					分類不能の産業	7,639	2.4	4,279	3,360

(注) H14年日本標準産業分類改訂

(注) 単位未満は4捨5入を原則としているので、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合がある。

(4) 校区別人口及び世帯数

(平成17年国勢調査値)

地区・校区別	世帯数	人 口			地区・校区別	世帯数	人 口		
		総数	男	女			総数	男	女
総 数	270,530	669,603	316,048	353,555					
中央地区	71,464	142,266	66,462	75,804	城北	3,507	10,552	5,626	4,926
城東	1,114	2,179	865	1,314	麻生田	3,393	9,243	4,270	4,973
慶徳	1,584	2,676	1,155	1,521	榆木	2,726	7,220	3,321	3,899
五福	1,398	2,976	1,268	1,708	楠	2,781	7,202	3,430	3,772
一新	4,607	9,649	4,232	5,417	武蔵	2,448	6,356	2,994	3,362
壺川	4,043	8,498	3,872	4,626	弓削	1,896	5,148	2,493	2,655
碩台	3,524	6,635	2,805	3,830	龍田	5,536	15,157	7,247	7,910
黒髪	9,782	16,888	8,625	8,263	西里	2,446	7,472	3,545	3,927
託麻原	9,161	18,805	9,645	9,160	北部東	3,306	9,173	4,380	4,793
大江	5,310	9,596	4,481	5,115	川上	3,457	10,153	4,797	5,356
白川	4,121	7,599	3,456	4,143					
白山	5,148	11,029	5,096	5,933	西部地区	26,459	72,644	33,624	39,020
出水	4,282	8,518	3,865	4,653	白坪	4,935	11,691	5,331	6,360
春竹	6,713	14,596	6,650	7,946	城西	5,298	13,290	5,921	7,369
本荘	1,985	3,442	1,448	1,994	花園	5,087	12,073	5,736	6,337
向山	4,340	9,382	4,343	5,039	城山	3,348	10,246	4,775	5,471
古町	1,471	3,135	1,434	1,701	高橋	208	508	232	276
春日	2,881	6,663	3,222	3,441	池上	2,235	6,388	2,944	3,444
					松尾東	819	2,409	1,143	1,266
東部地区	81,790	207,569	98,731	108,838	松尾西	380	1,233	580	653
託麻北	2,989	8,581	4,165	4,416	松尾北	64	250	131	119
託麻東	4,092	12,413	6,075	6,338	小島	1,070	3,337	1,598	1,739
長嶺	4,469	11,898	5,629	6,269	中島	1,117	3,958	1,833	2,125
託麻西※1	7,117	17,900	8,637	9,263	河内	1,302	4,979	2,328	2,651
託麻南	4,750	13,420	6,597	6,823	芳野	596	2,282	1,072	1,210
西原	6,531	14,325	7,061	7,264					
帯山西	3,464	8,083	3,779	4,304	南部地区	41,562	117,470	54,975	62,495
帯山	6,434	15,022	7,015	8,007	出水南	4,778	12,667	5,968	6,699
砂取	4,100	9,552	4,260	5,292	画図	3,936	11,047	5,051	5,996
尾ノ上	5,286	13,239	6,237	7,002	田迎	4,343	11,563	5,539	6,024
月出	3,686	8,315	3,948	4,367	田迎南	2,346	6,640	3,188	3,452
山ノ内	3,500	9,154	4,303	4,851	御幸	3,459	10,959	4,971	5,988
健軍東	2,064	5,516	2,672	2,844	日吉	2,632	6,710	3,139	3,571
東町	3,107	8,587	4,206	4,381	城南	2,495	6,415	2,962	3,453
桜木	2,999	7,975	3,746	4,229	川尻	3,283	8,673	4,061	4,612
秋津	4,564	12,558	5,947	6,611	力合	5,434	15,409	7,205	8,204
若葉	2,273	5,374	2,467	2,907	飽出西	750	2,554	1,185	1,369
泉ヶ丘	2,912	7,088	3,227	3,861	飽田東	2,202	6,660	3,125	3,535
健軍	5,348	12,746	5,977	6,769	飽田南	579	2,125	952	1,173
桜木東	2,105	5,823	2,783	3,040	銭塘	647	2,318	1,108	1,210
					奥古閑	971	3,615	1,687	1,928
北部地区	49,255	129,654	62,256	67,398	川口	684	2,254	1,069	1,185
池田	7,162	14,770	7,519	7,251	中緑	330	1,074	500	574
高平台	5,632	14,742	6,967	7,775	日吉東※2	2,693	6,787	3,265	3,522
清水	4,965	12,466	5,667	6,799					

※1 託麻西校区に一部月出校区を含む。

※2 日吉東校区に一部日吉校区を含む。

議 会

1	議 員 名 簿	11
2	歴代議長・副議長	12
3	議 会 構 成	13
4	常 任 委 員 会	14
5	議 会 運 営 委 員 会	14
6	特 別 委 員 会	14
7	各 種 委 員	15
8	報 酬 及 び 諸 手 当	15
9	費 用 弁 償	16
10	政 務 調 査 費	16
11	議 会 活 動 状 況	17
12	議 会 事 務 局	19

1 議員名簿

平成20年8月1日現在

定数 48名
現員数 48名

自由民主党熊本市議団 17 日本共産党熊本市議団 3
社民・民主・人(ヒューマン)市民連合 10 自由クラブ 1
くまもと未来 10
公明党熊本市議団 7

議席番号	氏名	会派	当選回数	議席番号	氏名	会派	当選回数
議長 1	牛嶋 弘	自由民主党 熊本市議団	5	25	村上 博	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	3
副議長 2	磯道 文徳	公明党熊本市議団	6	26	東 すみよ	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	4
3	紫垣 正仁	自由民主党 熊本市議団	1	27	日和田 よしこ	公明党熊本市議団	3
4	田中 敦朗	くまもと未来	1	28	藤岡 照代	公明党熊本市議団	3
5	重村 和征	くまもと未来	1	29	坂田 誠二	自由民主党 熊本市議団	4
6	那須 円	日本共産党 熊本市議団	1	30	下川 寛	くまもと未来	5
7	上田 芳裕	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	1	31	田尻 清輝	くまもと未来	5
8	前田 憲秀	公明党熊本市議団	1	32	北口 和皇	自由クラブ	5
9	原 亨	自由民主党 熊本市議団	2	33	中松 健児	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	4
10	澤田 昌作	自由民主党 熊本市議団	2	34	佐々木 俊和	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	5
11	倉重 徹	自由民主党 熊本市議団	2	35	田尻 将博	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	5
12	満永 寿博	自由民主党 熊本市議団	2	36	田辺 正信	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	5
13	大石 浩文	くまもと未来	2	37	家入 安弘	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	5
14	高島 和男	くまもと未来	2	38	鈴木 弘	公明党熊本市議団	4
15	田尻 善裕	くまもと未来	2	39	竹原 孝昭	自由民主党 熊本市議団	5
16	上野 美恵子	日本共産党 熊本市議団	3	40	古川 泰三	自由民主党 熊本市議団	5
17	東 美千子	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	2	41	税所 史熙	自由民主党 熊本市議団	5
18	有馬 純夫	公明党熊本市議団	2	43	落水 清弘	自由民主党 熊本市議団	6
19	三島 良之	自由民主党 熊本市議団	2	44	江藤 正行	自由民主党 熊本市議団	7
20	齊藤 聰	自由民主党 熊本市議団	2	45	主海 偉佐雄	自由民主党 熊本市議団	7
21	津田 征士郎	自由民主党 熊本市議団	3	46	嶋田 幾雄	自由民主党 熊本市議団	9
22	白河部 貞志	くまもと未来	2	47	益田 牧子	日本共産党 熊本市議団	6
23	藤山 英美	くまもと未来	4	48	上村 恵一	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	5
24	田中 誠一	くまもと未来	4	49	西 泰史	公明党熊本市議団	6



2 歴代議長・副議長

議 長				副 議 長			
代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	有馬源内	明治 22. 4. 26	明治 24. 1. 21	1	下田一直	明治 22. 4. 26	明治 24. 1. 21
2	興津景章	" 24. 1. 22	" 28. 5. 13	2	下田耕造	" 24. 1. 22	" 31. 5. 22
3	河原惟親	" 28. 5. 14	" 31. 5. 22				
4	吉永為己	" 31. 5. 23	" 36. 2. 5	3	片山甚十郎	" 31. 5. 23	" 32. 2. 7
				4	林定男	" 32. 2. 8	" 36. 2. 5
5	山田珠一	" 36. 2. 6	" 37. 4. 30	5	出田彦太郎	" 36. 2. 6	" 36. 2. 11
				6	園部交雅	" 36. 2. 12	" 36. 5. 11
				7	板垣正軌	" 36. 5. 12	" 37. 2. 12
6	吉永為己	" 37. 5. 27	大正 2. 4. 30	8	有働格四郎	" 37. 2. 13	" 40. 11. 4
				9	板垣正軌	" 40. 11. 14	" 42. 1. 27
7	林千八	大正 2. 5. 10	" 6. 4. 30	10	河田巖	" 42. 1. 28	大正 2. 4. 30
8	山隈康	" 6. 5. 15	" 10. 9. 30	11	井場熊喜	大正 2. 5. 10	" 6. 4. 30
				12	峽謙斎	" 6. 5. 15	" 7. 3. 10
9	迫源次郎	" 10. 10. 14	" 14. 9. 30	13	藤野乱	" 7. 3. 11	" 10. 9. 30
10	山隈康	" 14. 10. 12	昭和 9. 5. 7	14	水上誠規	" 10. 10. 14	" 14. 9. 30
				15	河田巖	" 14. 10. 12	昭和 4. 9. 30
11	平野龍起	昭和 9. 5. 8	" 17. 6. 14	16	平野龍起	昭和 4. 10. 12	" 9. 5. 7
12	佐藤真佐男	" 17. 7. 23	" 22. 4. 29	17	橋本寿七	" 9. 5. 8	" 17. 5. 20
13	佐藤真佐男	" 22. 6. 9	" 23. 4. 7	18	西郷一恵	" 17. 6. 11	" 22. 4. 29
14	大塚勇次郎	" 23. 6. 5	" 26. 4. 29	19	大塚勇次郎	" 22. 6. 9	" 23. 6. 5
15	大塚勇次郎	" 26. 5. 15	" 30. 4. 30	20	加川恒次	" 23. 6. 5	" 26. 4. 29
				21	北利民	" 26. 5. 15	" 28. 9. 5
16	兼坂安次	" 30. 5. 21	" 34. 4. 8	22	上野勉	" 28. 9. 25	" 30. 4. 30
17	打出信行	" 34. 6. 12	" 36. 3. 24	23	森光吉	" 30. 5. 21	" 32. 12. 28
18	寸坂幸夫	" 36. 3. 24	" 38. 4. 30	24	吉村貞次	" 34. 6. 12	" 35. 3. 21
				25	坂梨日露	" 35. 3. 21	" 37. 7. 9
19	阿部次郎	" 38. 5. 18	" 40. 3. 18	26	吉村貞次	" 37. 7. 9	" 38. 4. 30
20	井上常八	" 40. 3. 18	" 40. 12. 7	27	石井辰雄	" 38. 5. 18	" 41. 7. 4
21	石井辰雄	" 41. 7. 4	" 42. 4. 30	28	吉村貞次	" 41. 7. 4	" 42. 4. 30
22	阿部次郎	" 42. 5. 20	" 43. 7. 3	29	佐藤寿子	" 42. 5. 20	" 44. 3. 24
23	坂梨日露	" 43. 7. 13	" 45. 12. 4	30	古川国雄	" 44. 3. 25	" 44. 6. 28
24	黒田弥一郎	" 45. 12. 4	" 46. 4. 30	31	岩尾惠	" 44. 9. 13	" 46. 4. 30
25	落水清	" 46. 5. 20	" 48. 6. 6	32	阪本富	" 46. 5. 20	" 48. 6. 6
26	古川国雄	" 48. 6. 6	" 50. 4. 30	33	荒木昇	" 48. 6. 6	" 50. 4. 30
27	紫垣正良	" 50. 5. 16	" 52. 6. 4	34	藤山増美	" 50. 5. 16	" 52. 6. 4
28	上田堅太	" 52. 6. 4	" 54. 4. 30	35	矢野昭三	" 52. 6. 4	" 54. 4. 30
29	島永慶孝	" 54. 5. 14	" 56. 12. 8	36	上妻重蔵	" 54. 5. 14	" 56. 12. 8
30	藤山増美	" 56. 12. 8	" 58. 4. 30	37	田尻武男	" 56. 12. 8	" 58. 4. 30
31	宮原光男	" 58. 5. 18	" 60. 9. 6	38	白石正	" 58. 5. 18	" 60. 9. 6
32	大石文夫	" 60. 9. 6	" 61. 12. 15	39	北口政義	" 60. 9. 6	" 61. 12. 15
33	内田幸吉	" 61. 12. 15	" 62. 4. 3	40	吉村潔	" 61. 12. 15	" 62. 4. 3
34	西村建治	" 62. 5. 22	" 63. 12. 16	41	竹本勇	" 62. 5. 22	" 63. 12. 16
35	村上春生	" 63. 12. 16	平成 2. 3. 26	42	村上裕人	" 63. 12. 16	平成 2. 3. 26
36	矢野昭三	平成 2. 3. 26	" 3. 4. 30	43	佐藤公平	平成 2. 3. 26	" 3. 4. 30
37	嶋田幾雄	" 3. 5. 17	" 5. 12. 3	44	西田続	" 3. 5. 17	" 5. 12. 3
38	中村徳生	" 5. 12. 3	" 7. 4. 30	45	伊形寛治	" 5. 12. 3	" 7. 4. 30
39	荒木哲美	" 7. 5. 19	" 9. 3. 27	46	宮原正一	" 7. 5. 19	" 9. 3. 27
40	主海偉佐	" 9. 3. 27	" 11. 4. 30	47	中沢誠	" 9. 3. 27	" 11. 4. 30
41	江藤正行	" 11. 5. 21	" 13. 6. 8	48	鈴木昌彦	" 11. 5. 21	" 13. 6. 8
42	白石正	" 13. 6. 8	" 14. 6. 18	49	岡田健士	" 13. 6. 8	" 14. 6. 18
43	宮原政一	" 14. 6. 18	" 15. 4. 30	50	奥田光弘	" 14. 6. 18	" 15. 4. 30
44	落水清弘	" 15. 5. 23	" 16. 9. 7	51	竹原孝昭	" 15. 5. 23	" 16. 9. 7
45	古川泰三	" 16. 9. 7	" 17. 12. 20	52	家入安弘	" 16. 9. 7	" 17. 12. 20
46	税所史熙	" 17. 12. 20	" 19. 4. 30	53	田尻清輝	" 17. 12. 20	" 19. 4. 30
47	牛嶋弘	" 19. 5. 24	在任中	54	磯道文	" 19. 5. 24	在任中

3 議会構成

(平20.8.1現在)

(1) 議員数

法定上限数 56人
 定数 48人(平成18年12月27日議決)

(2) 年齢別

年齢	会派	自民党	市民連合	未来	公明党	共産党	自由ク	計
25 ~ 30				1				1
31 ~ 40		2				1		3
41 ~ 50		1	2	4	1	1	1	10
51 ~ 60		5	4	2	6	1		18
61 ~ 70		8	3	3				14
71 以上		1	1					2
計		17	10	10	7	3	1	48
平均年齢		58	58	52	54	47	50	55

(3) 当選回数別

当選回数	会派	自民党	市民連合	未来	公明党	共産党	自由ク	計
1		1	1	2	1	1		6
2		6	1	4	1			12
3		1	1		2	1		5
4		1	2	2	1			6
5		4	5	2			1	12
6		1			2	1		4
7		2						2
8								0
9		1						1
計		17	10	10	7	3	1	48

4 常任委員会

(平20.8.1現在)

名称 (定数)	正・副委員長	委員	所管事項
総務委員会 (8)	(正)津田征士郎 (副)東美千子	磯道文徳 大石浩文 紫垣正仁 大白河部貞志 那須 円 古川 泰三	総務局、企画財政局、会計室、消防局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の所管に属する事項、他の常任委員会の所管に属しない事項
教育市民委員会 (8)	(正)村上博夫 (副)有馬純夫	重村和征 坂田誠二 満永寿博 家入安弘 上野美恵子 江藤 正	市民生活局、教育委員会の所管に属する事項
保健福祉委員会 (8)	(正)西泰史 (副)倉重徹	上田芳裕 東すみよ 澤田昌和 藤岡照雄 高島 和男 主海 偉佐	健康福祉局、市民病院の所管に属する事項
環境水道委員会 (8)	(正)藤山英美 (副)原 亨	牛嶋弘 佐々木俊和 前田憲秀 益田牧子 田尻清輝 上村 一	環境保全局、水道局の所管に属する事項
経済委員会 (8)	(正)田尻将博 (副)三島良之	田中敦朗 中松健児 日和田よしこ 竹原孝昭 下川 寛 嶋田 幾雄	経済振興局、農業委員会の所管に属する事項
都市整備委員会 (8)	(正)田中誠一 (副)鈴木弘	田尻善裕 田辺正信 齊藤聰 税所史 北口和皇 落水 清弘	都市建設局、交通局の所管に属する事項

5 議会運営委員会

(平20.8.1現在)

名称 (定数)	正・副委員長	委員
議会運営委員会 (13)	(正)坂田誠二 (副)藤山英美	田尻善裕 古川泰三 齊藤聰 税所史 村上博 江藤正 佐々木俊和 益田牧子 田辺正信 西 泰史 鈴木弘

6 特別委員会

(平20.8.1現在)

名称 (定数)	正・副委員長	委員	設置目的	設置年月日
政令指定都市実現に関する特別委員会 (12)	(正)江藤正行 (副)上村 恵一	重村和征 三島良一 澤田昌浩 作田中誠 大石浩文 日和田よしこ 上野美恵子 家入安弘 有馬純夫 嶋田 幾雄	政令指定都市実現に向けた対策の推進に関する調査	平19.5.24
出資団体等の調査に関する特別委員会 (12)	(正)田尻清輝 (副)西泰史	紫垣正仁 倉重徹 中田芳朗 東北千 上前秀憲 中松健 原 亨 主海 偉佐	本市が出資する団体の業務運営のあり方や経営の健全化など諸問題の調査を行うこと。	平19.5.24

7 各種委員

(平20.8.1現在)

名 称	議員数	任 期	委 員 名
監 査 委 員	2	議員の任期中	田 辺 正 信 江 藤 正 行
農 業 委 員	4	3年	田 尻 清 輝 田 尻 将 博 税 所 史 熙 嶋 田 幾 雄
都 市 計 画 審 議 会 委 員	8	議員の任期中	満 永 寿 博 田 尻 善 裕 日和田よしこ 田 尻 清 輝 家 入 安 弘 古 川 泰 三 税 所 史 熙 益 田 牧 子
町 界 町 名 審 議 会 委 員	5	2年	前 田 憲 秀 三 島 良 之 藤 山 英 美 北 口 和 皇 上 村 恵 一
市 民 会 館 運 営 委 員 会 委 員	3	2年	中 松 健 児 鈴 木 弘 主 海 偉 佐 雄
青 少 年 問 題 協 議 会 委 員	2	議員の任期中	田 中 敦 朗 原 亨
ホ テ ル 等 建 築 審 査 会 委 員	2	2年	那 須 円 上 村 恵 一
産 業 文 化 会 館 運 営 協 議 会 委 員	2	2年	田 中 敦 朗 倉 重 徹
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員	3	2年	澤 田 昌 作 東 美 千 子 江 藤 正 行
環 境 審 議 会 委 員	3	2年	重 村 和 征 藤 岡 照 代 佐 々 木 俊 和
総 合 女 性 セ ン タ ー 運 営 協 議 会 委 員	2	2年	紫 垣 正 仁 西 泰 史
熊 本 市 社 会 福 祉 審 議 会 委 員 (民生委員審査専門分科会所属)	1	3年	有 馬 純 夫
熊 本 市 ・ 富 合 町 合 併 協 議 会 議 員 専 門 部 会 委 員	10	議員の任期中	大 石 浩 文 高 島 和 男 上 野 美 恵 子 津 田 征 士 郎 東 す み よ 田 尻 将 博 古 川 泰 三 税 所 史 熙 嶋 田 幾 雄 西 泰 史
自 治 基 本 条 例 検 討 委 員 会 委 員	5		齊 藤 聰 村 上 博 下 川 寛 鈴 木 弘 落 水 清 弘

8 報酬及び期末手当

区 分	現行報酬月額	適用年月日	改正前報酬月額	適用年月日	議員期末手当
議 長	822,000円	平16.4.1	831,000円	平15.4.1	6月 145/100
副 議 長	749,000円		757,000円		12月 160/100
議 員	678,000円		685,000円		3月 30/100

9 費用弁償

支給対象	支給基準	適用年月日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議 ・ 常任委員会 ・ 特別委員会 ・ 議会運営委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会議員が議会の会議又は委員会に出席したときは、次の各号に掲げる議会棟から当該市議会議員の住所までの直線距離の区分に応じ、当該各号に定める額（公用車を利用して出席したときは、当該定める額の2分の1の額）を費用弁償として支給する。 <p>(1) 4キロメートル未満 日額 5,000円</p> <p>(2) 4キロメートル以上8キロメートル未満 日額 6,000円</p> <p>(3) 8キロメートル以上 日額 7,000円</p>	<p>平成19年 9月6日</p>

10 政務調査費

交付対象	交付時期	交付額	適用年月日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一会計年度の半期ごとの最初の月に交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月額200,000円とし、当該半期に属する月数分（上半期 1,200,000円 下半期 1,200,000円） 	<p>平成16年 4月1日</p>

11 議会活動状況

(1) 本会議開催状況

(平成19年)

区分 会議	会 期	本会議 日 数	会議時間数	傍 聴 人 員		
				男	女	計
第1回定例会	2.26 ~ 3.12 (15日間)	6日	17時間 5分	295	257	552
第1回臨時会	5.24 (1日間)	1日	56分	5	1	6
第2回定例会	6.15 ~ 6.29 (15日間)	5日	11時間30分	157	136	293
第3回定例会	9. 4 ~ 9.20 (17日間)	7日	21時間14分	389	354	743
第2回臨時会	11. 6 (1日間)	1日	1時間25分	10	10	20
第4回定例会	12.10 ~ 12.21 (12日間)	5日	14時間33分	164	106	270
計	(61日間)	25日	66時間43分	1,020	864	1,884



(2) 本会議審議状況

(平成19年)

議案等 議会別	市 長 提 出 議 案							議 員 提 出 議 案					そ の 他											
	条 例	予 算	決 算	契 約 締 結	財 産 取 得 処 分	専 決 処 分	公 務 員 任 命	そ の 他	計	条 例	会 議 規 則	意 見 書	決 議	懲 罰	計	動 議	請 求	諮 問	請 願	質 問	選 挙	調 査	議 員 派 遣	
第1回定例会	47	38		1			3	18	107	2		6			8			2	7	7				
第1回臨時会						2	2		4	1					1	3						2		
第2回定例会	9	1				3		12	25	1		4			5	1		2	2	6				
第3回定例会	13	4	5	1			1	14	38	1		7			8	2		3	7	10			2	
第2回臨時会								4	4															
第4回定例会	19	3		1	1	1	29	54			2				2			2	8	6				
計	88	46	5	3	6	7	77	232	5		19				24	6		9	24	29	2		2	
審 議 結 果	可 決	87	46		2			77	212	5		14			19	6								2
	修正可決																							
	否 決											5			5									
	承 認					6			6															
	同 意						7		7															
	同意しない																							
	認 定			5					5															
	異議がない																		9					
	採 択																				2			
	不採択																				18			
	継続審査																				4			
	審査未了	1								1														
撤 回				1					1															
了 承																								
許 可																								

(3) 委員会審査状況

(平成19年)

区分 委員会別	開催日数	市長提出議案							議員提出議案		請願	陳情	計
		予算	条例	契約	財産取得	専決処分	その他	計	条例	その他			
総務	8(2)	7	28	4				39			5	4	9
教育市民	6(0)	7	23			1	6	37			1	7	8
保健福祉	6(0)	18	18			2	2	40			7	20	27
環境水道	9(1)	8	5				2	15			5	4	9
経済交通	2(0)	11	1					12				1	1
建設	2(0)	13	7				14	34				1	1
経済	4(0)	4	2			1	3	10			2		2
都市整備	5(1)	4	9				35	48			1		1
議会運営委員会	14(8)										1	3	4
政令指定都市実現に関する特別委員会	1(1)												
総合的都市活性化に関する特別委員会	1(1)												
少子高齢社会に関する特別委員会	1(1)												
地方自治の推進に関する調査特別委員会	1(1)											3	3
政令指定都市実現に関する特別委員会	4(1)											1	1
出資団体等の調査に関する特別委員会	2(1)												
平成18年度一般並びに特別会計決算特別委員会	9(8)						1	1					
平成18年度公営企業会計決算特別委員会	5(4)						4	4					
計	80(30)	72	93	4		4	67	240			22	44	66

※委員会の傍聴については、平成13年第4回定例会より、テレビモニターによる公開を実施している。

※開催日数の()内は定例会(臨時会)閉会中の委員会開催分(再掲)

12 議会事務局

(1) 事務分掌

総務課

- ① 公印の保管に関する事。
- ② 文書の発受及び整理、保存に関する事。
- ③ 秘書及び渉外に関する事。
- ④ 予算及び決算に関する事。
- ⑤ 議員の身分、辞職及び補欠に関する事。
- ⑥ 議員の報酬、費用弁償及びその他の給与に関する事。
- ⑦ 議員共済会に関する事。
- ⑧ 職員の人事厚生及び服務に関する事。
- ⑨ 職員の給料、旅費及びその他の給与に関する事。
- ⑩ 儀式及び交際に関する事。
- ⑪ 議長会及び局長会等に関する事。
- ⑫ 議会関係規程の制定及び改廃に関する事。
- ⑬ 議場その他議会関係各室の管理に関する事。
- ⑭ 物品の出納、保管に関する事。
- ⑮ 乗用自動車に関する事。
- ⑯ 他の課の所管に属しない事。

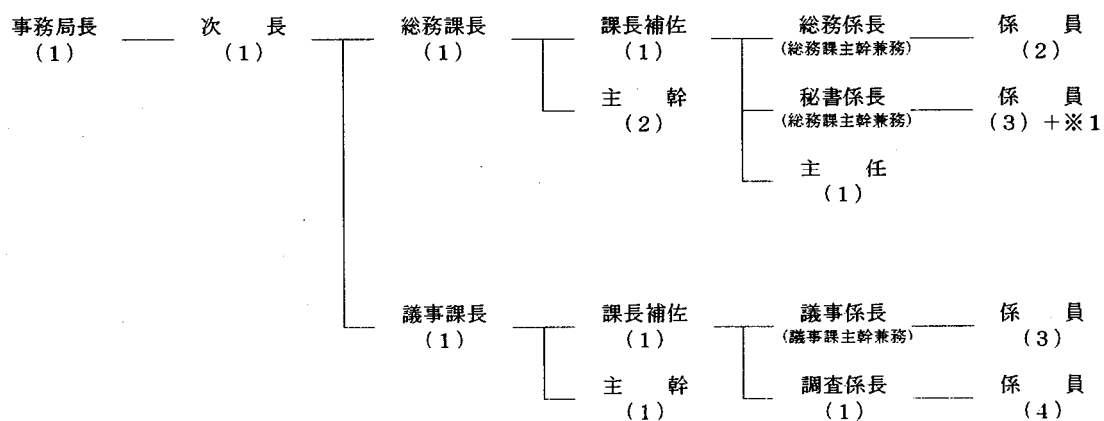
議事課

- ① 本会議に関する事。
- ② 議案その他会議に関する文書に関する事。
- ③ 請願書及び陳情書に関する事。
- ④ 委員会に関する事。
- ⑤ 公聴会に関する事。
- ⑥ 行政調査に関する事。
- ⑦ 資料の収集整理及び保管に関する事。
- ⑧ 図書室に関する事。
- ⑨ 速記に関する事。
- ⑩ 会議録の編集に関する事。
- ⑪ その他議事運営に関する事。

(2) 組織図 (平成20年8月1日現在)

定数 28人

現員数 24人 ※1は、再任用職員数



(3) 議会刊行物

刊行物	区分	発行回数	1回当たり発行部数(部)	規格	印刷方法	予算(円)	配付先
市政概要		年1回	150	A4	PTO	750,000	議員、執行部、来訪議員
会議録		定例会ごと(臨時会を含む)	130	A4	オンデマンド	4,810,000 (速記委託料含む)	議員、執行部
委員会会議録		定例会ごと	130	A4	オンデマンド	3,314,000	議員、執行部
同上追録		年1回	80	A5	PTO	140,000	議員

(4) 議会図書室

ア 図書蔵書数

(平20.8.1現在)

分類	蔵書数(冊)	分類	蔵書数(冊)
0 総記	265	5 工学	44
1 哲学	22	6 産業	59
2 歴史	667	7 芸術	48
3 社会科学	1,946	8 語学	158
4 自然科学	42	9 文学	24
合		計	3,275

イ 定期購入誌

自治研究、ガバナンス、くまもと経済、地方行政、時事トップコンフィデンシャル、内外情勢資料

ウ 新聞

朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、西日本新聞、熊本日日新聞、日本経済新聞

エ 図書購入予算

平成20年度 単行本 243千円

追録、雑誌等 1,041千円

(5) 視察来訪状況

月(年)別	来訪市数	来訪人員	月(年)別	来訪市数	来訪人員
平成19年1月	10	61	10月	21	167
2	5	20	11	26	180
3	2	9	12	5	13
4	2	12	平成19年合計	97	668
5	4	31	月平均	8	56
6	1	3	平成18年合計	142	1,070
7	10	94	17	149	1,271
8	10	68	16	138	1,139
9	1	10	15	89	718

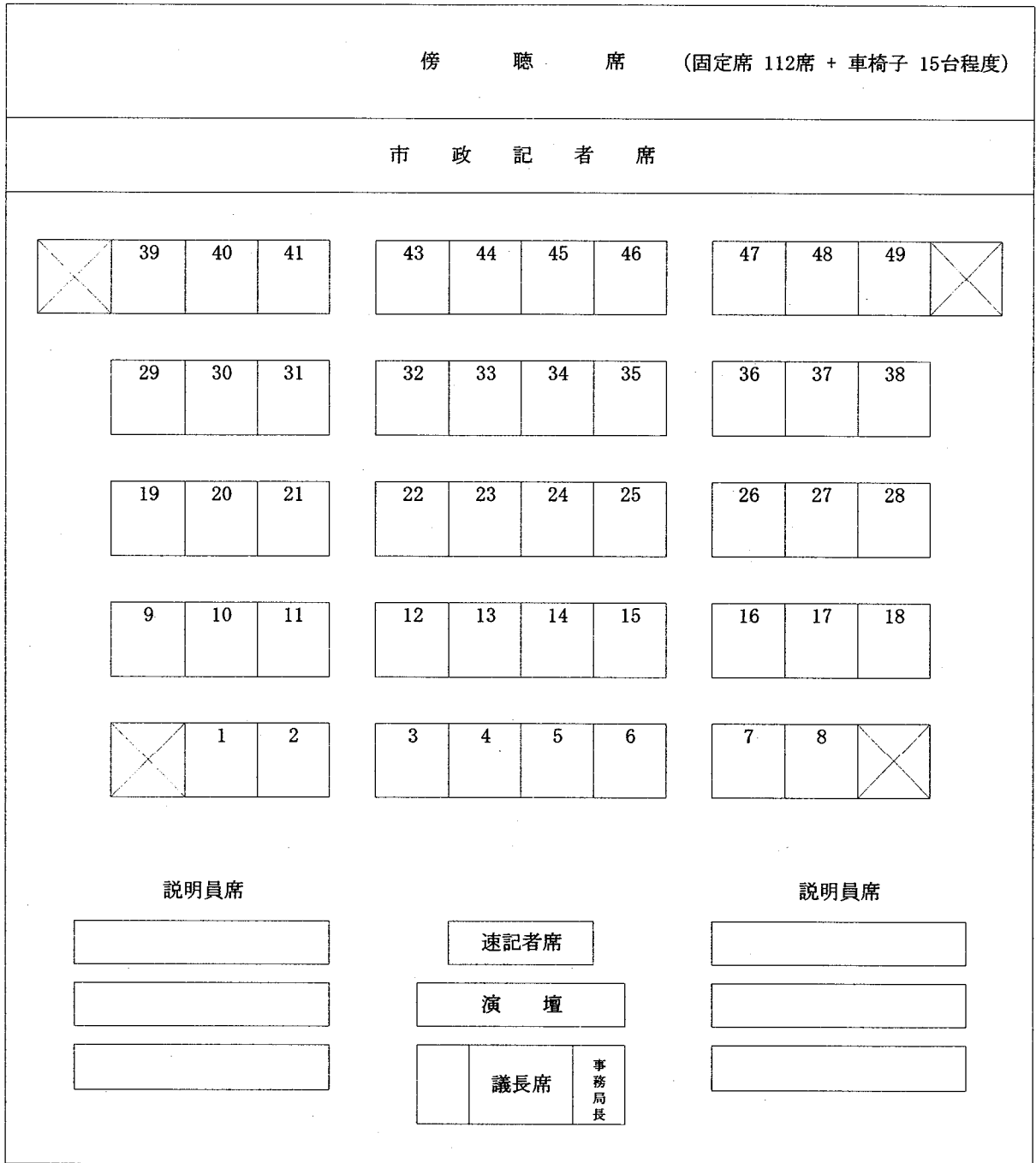
(6) インターネットによる議会放映(平成19年9月より実施)

開かれた熊本市議会本会議を実現するため、インターネットを通じて本会議をライブ・録画中継している。

対象会議 市議会本会議(臨時会も含む)

放映費用 5,670千円(36ヶ月)

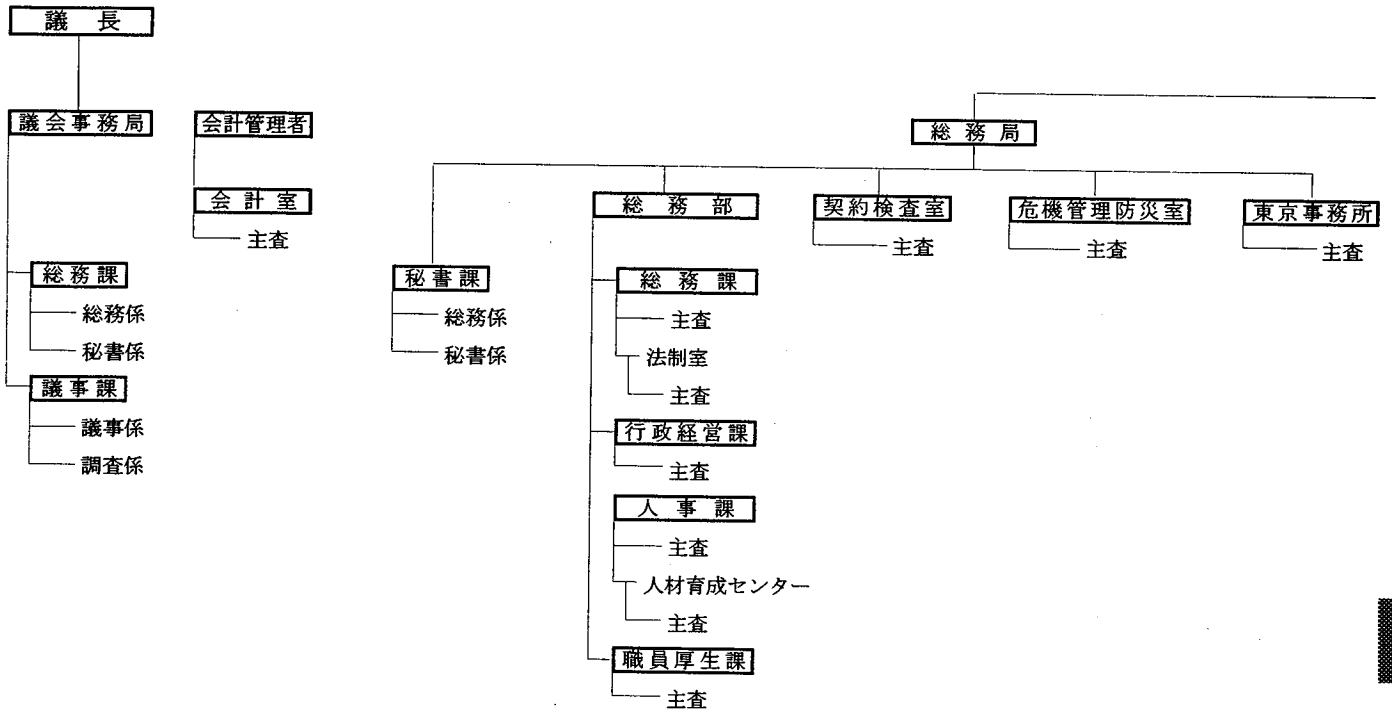
議場見取図



総務

1	熊本市機構図	25
2	歴代市長	36
3	名誉市民	37
4	情報公開・個人情報保護	39
5	行政改革	43
6	職員数	44
7	給与	44
8	職員研修	47
9	契約	50
10	危機管理防災	51
11	総合計画	53
12	広報	58
13	広聴	60
14	情報化推進	64
15	統計	70
16	合併・政令指定都市の実現	72
17	財政	79
18	土地開発基金	84
19	市庁舎概要	84
20	市税	90
21	選挙	93
22	人事委員会	97

1 熊本市機構図 (平成20年4月1日現在)



総務

市長

副市長

企画財政局

企画情報部

企画課

主査

情報交流施設開設準備室

主査

桜の馬場利活用検討プロジェクト

広報課

主査

広聴課

主査

市民相談室

主査

情報政策課

主査

統計課

主査

政令指定都市推進室

主査

財務部

財政課

主査

管財課

主査

車両管理課

主査

税務部

主税課

管理係

税制係

納税推進係

諸税係

軽自動車税係

北部出張所

主査

河内出張所

主査

飽田出張所

主査

天明出張所

主査

市民税課

管理係

市民税第一係

市民税第二係

市民税第三係

法人係

資産税課

賦課係

土地第一係

土地第二係

土地第三係

家屋第一係

家屋第二係

家屋第三係

償却資産係

納税課

収納管理係

納税第一係

納税第二係

納税第三係

納税第四係

高額滞納整理係

市民生活局

市民生活部

市民協働推進課

主査

地域づくり推進課

主査

中央まちづくり交流室

主査

五福まちづくり交流室

主査

地籍調査課

管理係

調査係

市民課

管理係

戸籍係

住民係

証明係

市民サービスコーナー

北部総合支所

総務課

主査

市民福祉課

主査

北部まちづくり交流室

河内総合支所

総務課

主査

市民福祉課

主査

河内まちづくり交流室

芳野出張所

主査

芳野コミュニティーセンター

鮑田総合支所

総務課

主査

市民福祉課

主査

鮑田まちづくり交流室

天明総合支所

総務課

主査

市民福祉課

主査

天明まちづくり交流室

文化生活部

文化国際課

主査

市民会館

主査

舞台事業室

主査

健軍文化ホール

主査

生活安全課

主査

消費者センター

主査

計量検査所

男女共生推進

主査

総合女性センター

主査

人権推進総室

主査

ふれあい文化センター

主査

総務

南部市民センター

管理係

南部まちづくり交流室

幸田市民センター

管理係

幸田まちづくり交流室

西部市民センター

管理係

西部まちづくり交流室

秋津市民センター

管理係

秋津まちづくり交流室

龍田市民センター

管理係

龍田まちづくり交流室

託麻市民センター

管理係

託麻まちづくり交流室

東部市民センター

管理係

東部まちづくり交流室

清水市民センター

管理係

清水まちづくり交流室

大江市民センター

管理係

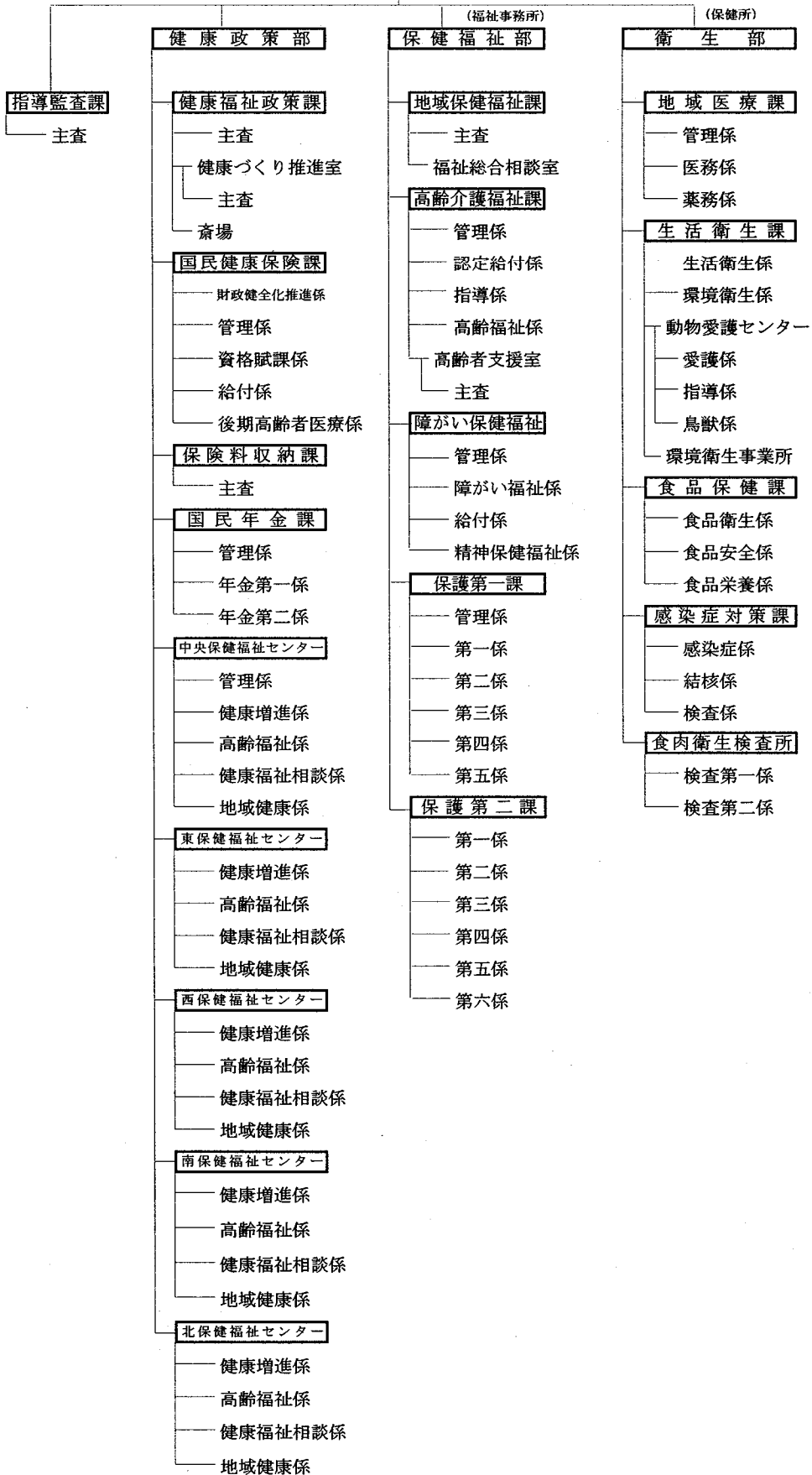
大江まちづくり交流室

花園市民センター

管理係

花園まちづくり交流室

健康福祉局



子ども未来局

子ども育成部

子ども政策課

主査

要保護児童対策室

主査

子ども総合相談室

主査

子ども文化会館

管理係

事業係

青少年育成課

主査

青少年センター

主査

西原公園児童館

勤労青少年ホーム

子ども発達支援センター

主査

子ども支援部

子育て支援課

管理係

子ども健康係

ひとり親家庭支援係

給付係

子育て支援センター(9)

保育幼稚園課

管理係

指導係

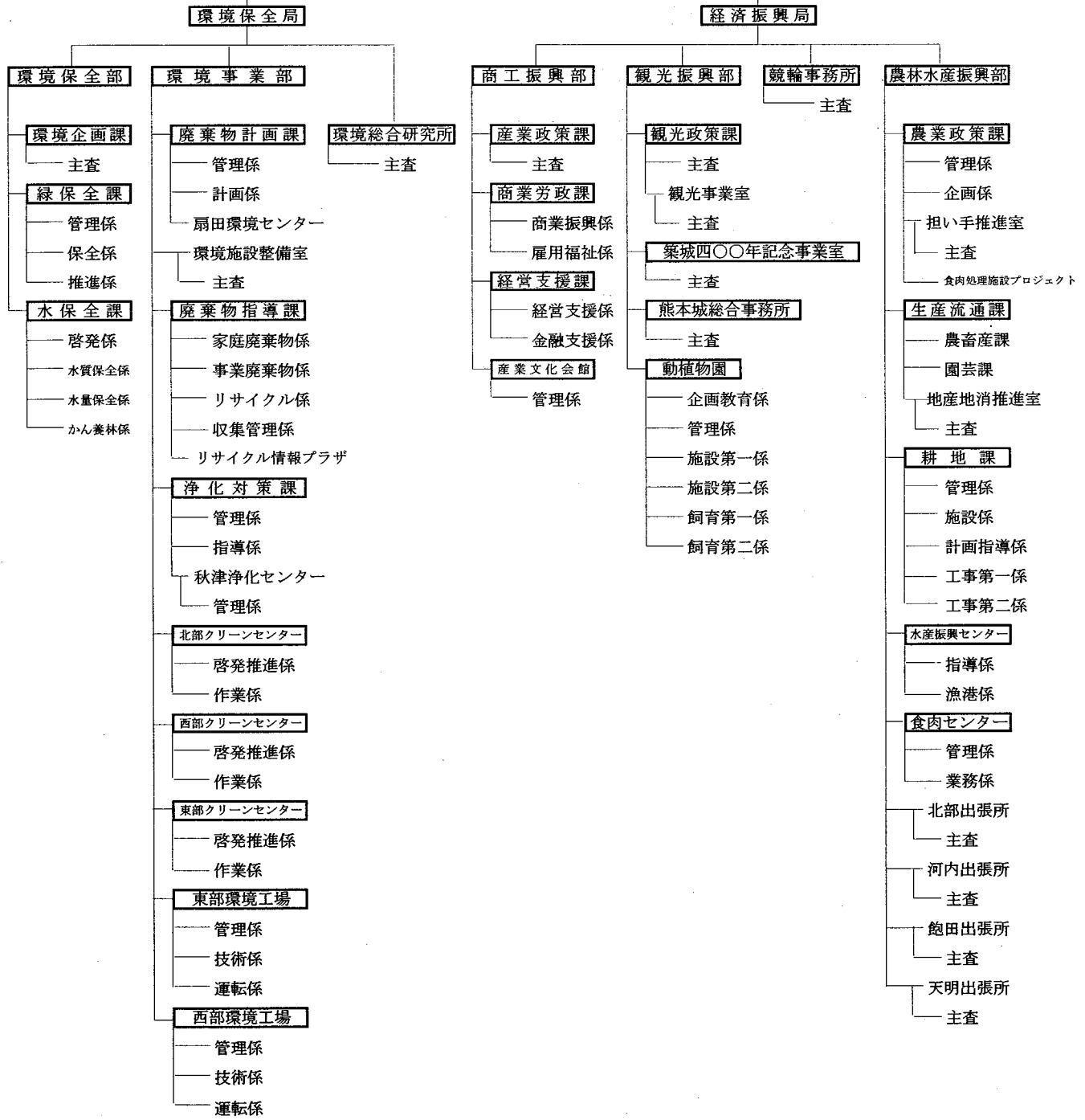
保育係

幼稚園係

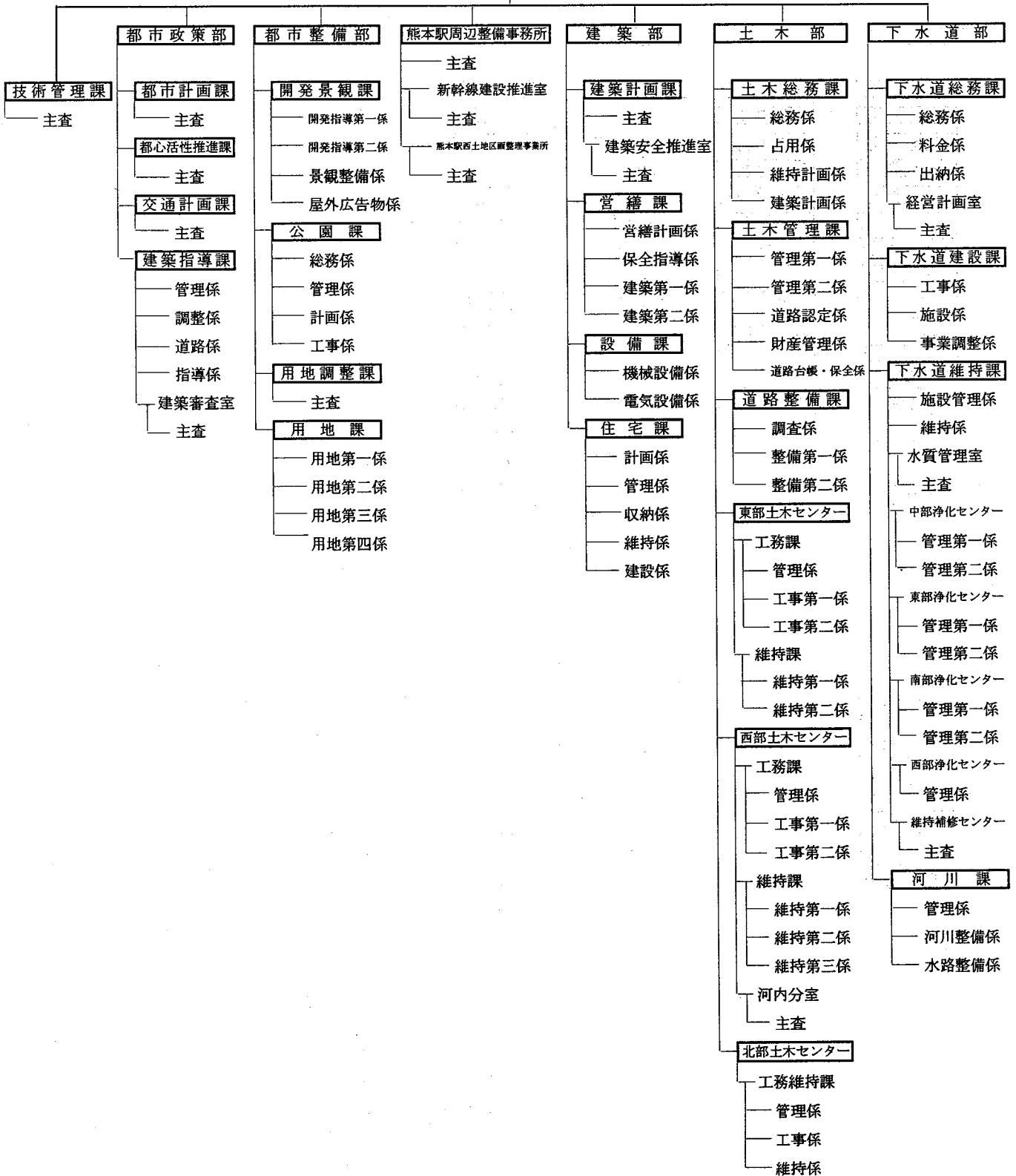
保育園(19)

幼稚園(7)

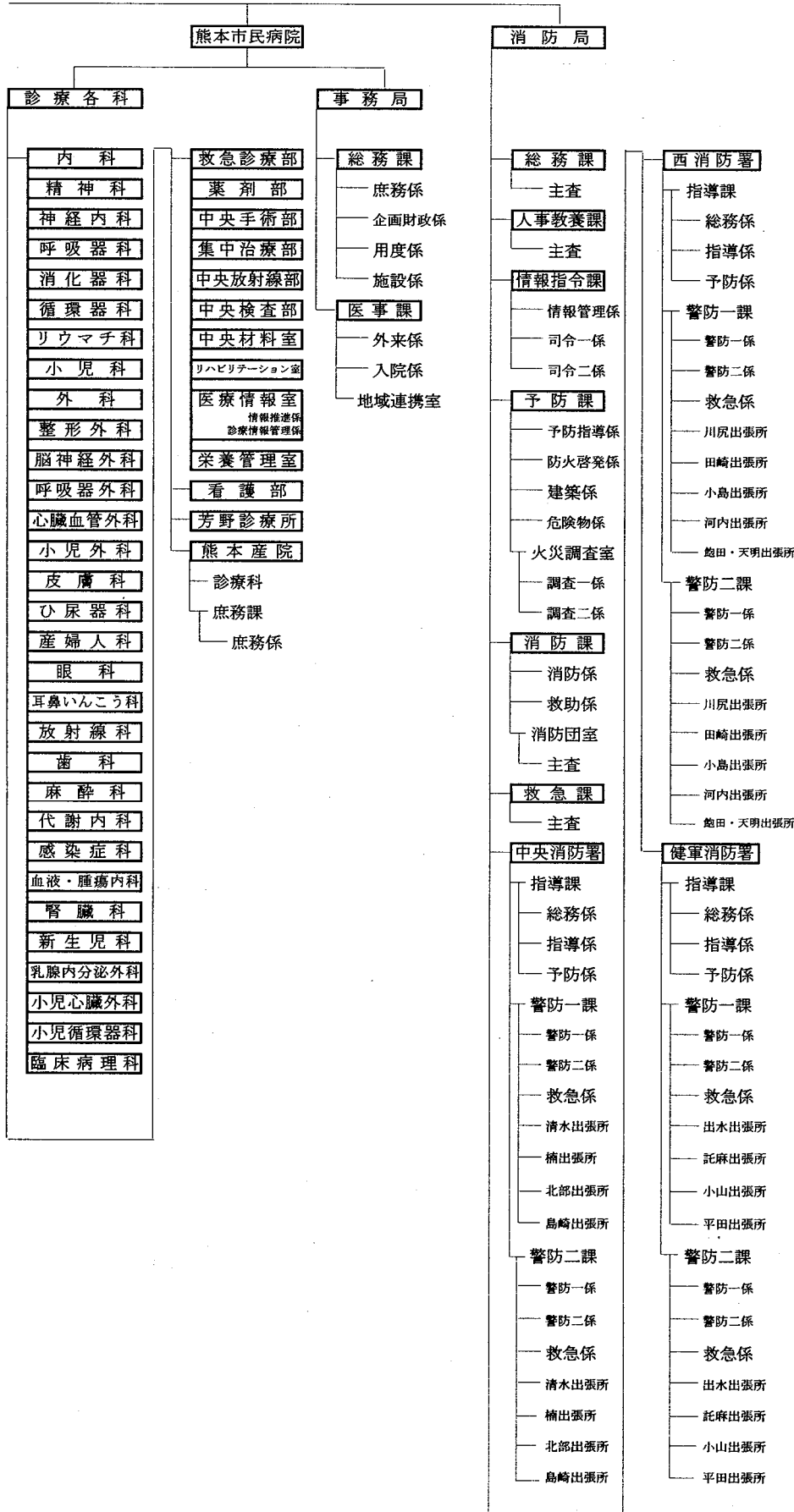
総務



都市建設局

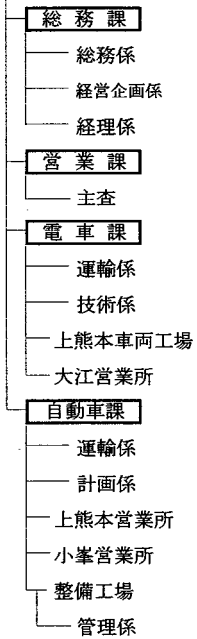


総務



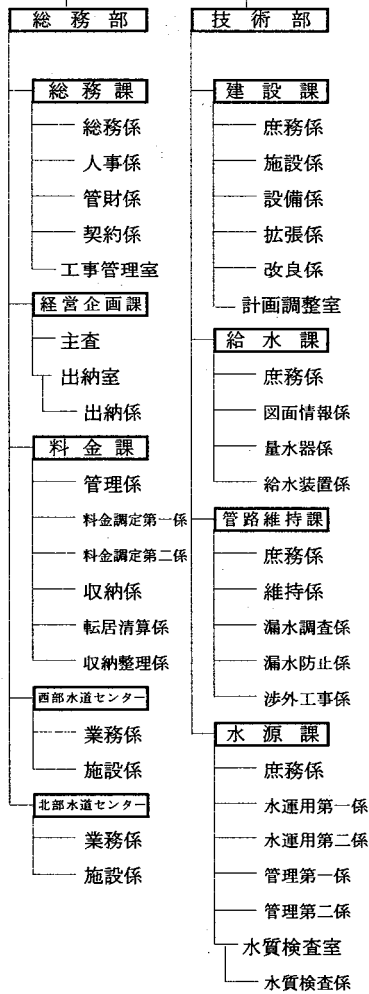
交通事業管理者

交通局

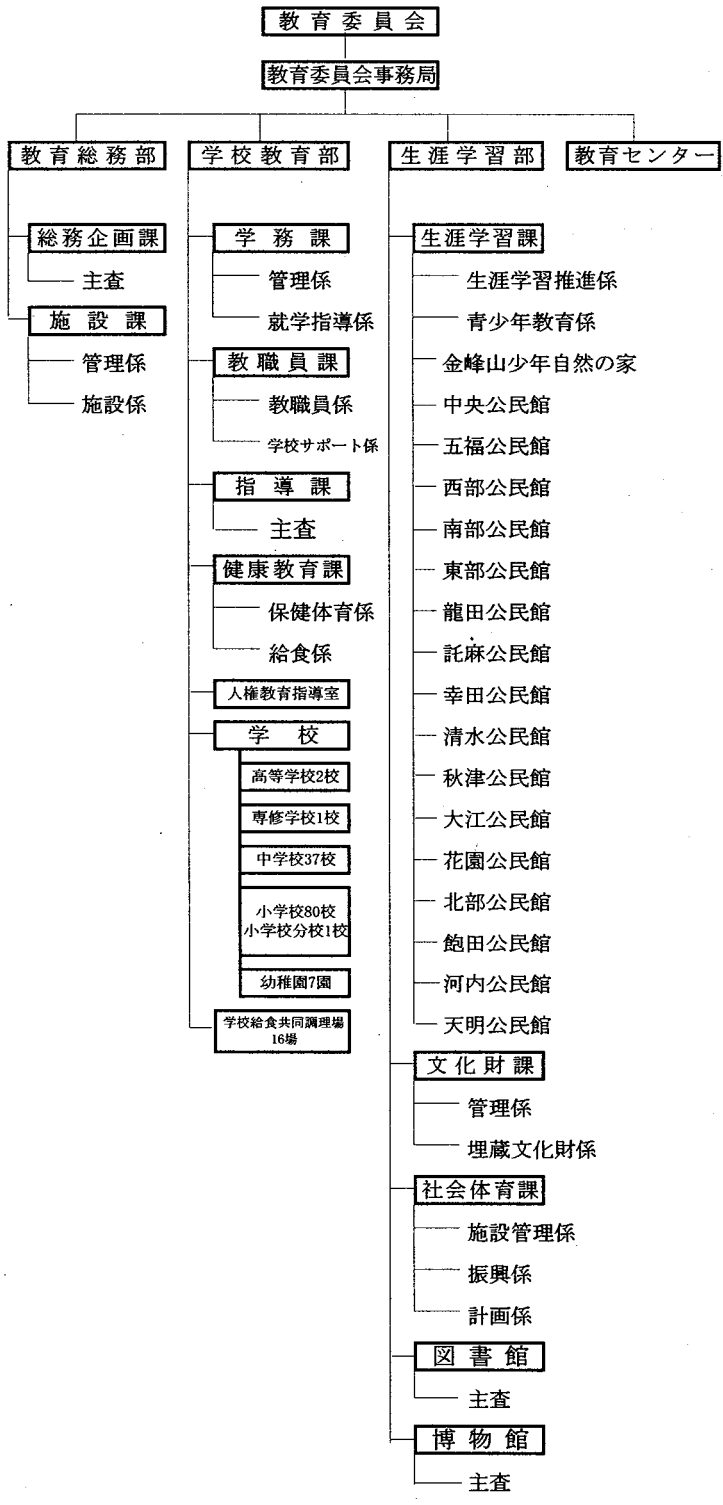


水道事業管理者

水道局



総務



監査委員

監査事務局

主査

人事委員会

人事委員会事務局

調査課

主査

任用課

主査

選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局

主査

農業委員会

農業委員会事務局

管理係

農地第一係

農地第二係

調整係

固定資産評価
審査委員会

総務

2 歴代市長（秘書課）

代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉 村 大 八	明22. 5. 6	明26. 7. 9
2	松 崎 為 己	26. 9. 15	30. 8. 2
3	辛 島 格	30. 9. 13	大 2. 1. 20
4	山 田 珠 一	大 2. 4. 2	3. 10. 10
5	依 田 昌 兮	4. 1. 14	6. 9. 3
6	佐 柳 藤 太	6. 11. 20	10. 11. 19
7	高 橋 守 雄	11. 1. 19	14. 7. 13
8	辛 島 知 己	14. 9. 14	昭 4. 7. 4
9	山 田 珠 一	昭 5. 2. 5	9. 4. 17
10	山 隈 康	9. 5. 14	17. 5. 13
11	平 野 龍 起	17. 6. 25	20. 8. 10
12	石 坂 繁	20. 10. 4	21. 3. 11
13・14	福 田 虎 亀	21. 6. 14	23. 2. 9
15	佐 藤 真佐男	23. 4. 7	27. 3. 7
16	林 田 正 治	27. 3. 20	31. 2. 23
17・18	坂 口 主 税	31. 3. 16	38. 1. 4
19・20	石 坂 繁	38. 2. 15	45. 11. 26
21~24	星 子 敏 雄	45. 12. 20	61. 12. 6
25・26	田 尻 靖 幹	61. 12. 7	平 6. 12. 6
27・28	三 角 保 之	平 6. 12. 7	14. 12. 2
29・30	幸 山 政 史	14. 12. 3	在 任 中

3 名 誉 市 民 (秘書課)

(平20. 8. 1現在)

とくとみ いちろう そほう
徳富猪一郎 (蘇峰) 氏 (昭和30年顕彰)

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。熊本在任中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その教育的影響が大であった。県近代文化功労者。勲二等瑞宝章、文化勲章受章するが戦後辞退。

昭和32年11月2日逝去 (94歳)

たかはし もりお
高橋守雄氏 (昭和30年顕彰)

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂 (二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他) 熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年5月6日逝去 (74歳)

ほそかわ もりたつ
細川護立氏 (昭和35年顕彰)

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲四等瑞宝章受章。

昭和45年11月18日逝去 (87歳)

ふくだ せいじ
福田令寿氏 (昭和35年顕彰)

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年8月7日逝去 (100歳)

うの ちかお
宇野哲人氏 (昭和44年顕彰)

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学究者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年2月19日逝去 (98歳)

総務

^{かなやまくまじ} ^{なんぷう}
堅山熊次（南風）氏（昭和44年顕彰）

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の薫りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年12月30日逝去（93歳）

^{ごとうゆうたろう} ^{せざん}
後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年顕彰）

明治19年6月8日生まれ。熊本における郷土史の研究や文化活動において多大の功績があった。俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもんねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

^{なかむらば} ^{ていじょ}
中村破魔（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）

4 情報公開・個人情報保護（総務課）

（1）情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成10年10月1日に施行され、平成11年10月1日からは、議会が実施機関に加わった。

ア 目的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

市内に住所を有する個人及び法人等のみならず、市内に勤務し、又は在学している者のほか、市政に利害関係を有するもの（当該利害関係に係る情報に限る）も対象としている。

（2）平成19年度情報公開制度の実施状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

（単位 件）

開示請求件数	処 理 状 況									
	開示決定	部分開示決定	請 求 拒 否 決 定					合 計	取 下 げ	却 下
			不開示	存否不回答	不存在	その他	計			
504	314	80	8	0	177	2	187	581	6	0

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
 ※部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

※その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

※却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権のないものからの請求について、却下したものをいう。

イ 開示請求者の内訳

開示請求者の区分	開示請求件数 (件)
本市の区域内に住所を有する者	297
本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	201
本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者	2
本市の区域内に存する学校に在学する者	0
実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの	4
合 計	504

ウ 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立て件数			処 理 状 況				
年度	区分	件数 (件)	決定済	裁決済	審査会で 審 議 中	実施機関 で検討中	取下げ
10	異議申立て	7	7	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
11	異議申立て	6	2	-	0	0	2
	審査請求	0	-	0	0	0	0
12	異議申立て	0	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
13	異議申立て	6	2	-	0	0	3
	審査請求	0	-	0	0	0	0
14	異議申立て	0	1	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
15	異議申立て	0	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
16	異議申立て	0	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
17	異議申立て	3	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
18	異議申立て	1	4	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
19	異議申立て	3	3	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
合 計		26	19	0	0	0	5

(注) 不服申立て件数と処理状況の件数が一致しないのは、不服申立ての審査を併合して行ったため。

(3) 個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例が、平成14年4月1日に施行され、電子計算組織で処理される個人情報だけでなく、手作業処理される個人情報も対象とした総合的な個人情報保護制度が開始された。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報の本人に開示、訂正などを求める権利を保障している。

ア 個人情報を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

イ 個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会



(4) 個人情報保護制度の実施状況

ア 開示請求件数及びその処理状況

(単位 件)

開示請求件数 (平成19年度)	処 理 状 況						
	開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
79	45	9	0	27	0	0	0

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ 不服申立ての件数及び処理状況

(単位 件)

不服申立て件数			処 理 状 況				
年度	区分	件数	決定済	裁決済	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
15	異議申立て	1	1	—	0	0	0
	審査請求	0	—	0	0	0	0
16	異議申立て	0	0	—	0	0	0
	審査請求	0	—	0	0	0	0
17	異議申立て	2	0	—	0	0	0
	審査請求	0	—	0	0	0	0
18	異議申立て	0	2	—	0	0	0
	審査請求	0	—	0	0	0	0
19	異議申立て	0	0	—	0	0	0
	審査請求	0	—	0	0	0	0
合 計		3	3	0	0	0	0

ウ 訂正請求及び利用停止請求の状況

(単位 件)

年度	訂正請求		利用停止請求
	請求件数	処理状況	請求件数
19	1	非訂正	0

5 行政改革（行政経営課）

市民福祉の向上や効果的・効率的な行政体制の整備を目指し、行政改革に取り組んでいる。

平成8年9月には、行政改革大綱を策定（第一次行革）、また平成12年10月には、社会情勢の変化等を踏まえた大綱の見直し（第二次行革）を行い、事務事業の見直し等に取り組んできた。

さらに、将来の財源確保の見通しが一層厳しさを増す中、行財政システムの抜本的な見直しを行い、財政の健全化の実現を目指すとともに、行政資源を新たなまちづくりに向けて重点的・戦略的に投入していく必要があることから、市総合計画、中期財政計画、行政改革大綱を三位一体で見直すこととし、平成16年3月に、平成20年度までの5ヵ年間で推進期間とした「行財政改革推進計画」を策定した。

この計画に基づき、市民サービスの改革をはじめ、組織風土・機構の改革、公営企業や外郭団体の改革などに取り組んでいるほか、平成15年6月地方自治法の改正により創設された「指定管理者制度」についても、既存施設はもとより新規に開設する施設の中で、効果が期待でき導入可能な全ての公の施設について、積極的に制度導入を図っている。

また、平成18年4月、国の地方行革推進のための新たな方針に基づく「集中改革プラン」に掲げる行財政改革項目を、行財政改革推進計画に取込み改革を強化した。

今後も、各局との緊密な連携を図りつつ、行財政改革の更なる推進に努めるとともに、現在の行財政改革推進計画が平成20年度末をもって終了することから、平成19年8月に策定した「新行財政改革計画策定の基本方針」に基づき平成21年度からの新たな行財政改革計画の策定に取り組んでいる。



(1) 経費改善への取組実績

区分	第一次行革								第二次行革				行財政改革推進計画			
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19				
1 事務事業の見直し	83	517	1,830	2,118	329	511	1,005	1,619	市民サービスの改革	176	254	355	394			
廃止・縮小・統合		5	143	204	81	83	89	96	組織の改革	150	854	1,262	1,949			
簡素・効率化・経費節減	83	512	1,490	1,624	242	340	744	1,336	外郭団体の改革	230	0	0	0			
民間委託等の推進			197	290	6	79	149	158	公営企業の経営健全化	0	0	2,137	2,096			
その他						9	23	29	財政健全化の推進	1,402	2,365	3,850	5,042			
2 財政の健全化			1,040	1,677	2,079	1,273	1,959	1,599	合 計	1,958	3,473	7,604	9,481			
3 人事管理制度の見直し		77	332	1,096	578	1,315	1,696	2,065								
合 計	83	594	3,202	4,891	2,986	3,099	4,660	5,283								

(2) 職員数の推移

区分	第一次行革				第二次行革						行財政改革推進計画			
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
職員総数 ①	6,741	6,732	6,702	6,612	6,544	6,458	6,407	6,364	6,322	6,249	6,231	6,156	6,119	
市民数 ②	650,322	654,764	657,636	660,119	662,473	663,969	666,636	669,034	670,047	671,035	669,441	669,933	670,014	
職員一人あたり市民数 (②÷①)	96.5	97.3	98.1	99.8	101.2	102.8	104.0	105.1	106.0	107.4	107.4	108.8	109.5	

※ 職員総数①は、各年度4月1日現在

※ 市民数②は、各年度5月1日の推計人口

6 職 員 数 (人事課)

(平20.4.1現在)

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	4,113	4,019
議 会 事 務 局	28	23
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	15
監 査 事 務 局	17	16
教育委員会事務局及び学校その他の教育機関	1,040	692
人 事 委 員 会 事 務 局	16	14
消 防 局	631	626
農 業 委 員 会 事 務 局	27	20
交 通 局	499	357
水 道 局	407	337
計	6,800	6,119

7 給 与 (人事課)

(1) 局別職員給料

(平20.4.1現在)

局 別 \ 区 分	給 料 月 額 (円)			平均年齢	平 均 勤 続 年 数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	623,300	143,100	348,521	42歳 7月	19年 2月
議 会 事 務 局	526,600	191,600	360,087	42 " 11 "	19 " 11 "
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	474,000	226,300	384,707	46 " 8 "	24 " 5 "
監 査 事 務 局	494,800	306,800	396,494	47 " 7 "	23 " 8 "
教 育 委 員 会 事 務 局	525,100	161,800	381,932	46 " 5 "	17 " 11 "
人 事 委 員 会 事 務 局	506,300	261,700	368,707	44 " 1 "	20 " 7 "
消 防 局	506,300	152,700	332,201	39 " 9 "	18 " 9 "
農 業 委 員 会 事 務 局	472,500	181,300	389,250	47 " 11 "	25 " 6 "
交 通 局	474,000	162,300	322,137	43 " 8 "	16 " 8 "
水 道 局	506,300	143,100	360,642	44 " 0 "	22 " 0 "
全 体	623,300	143,100	350,190	42 " 11 "	19 " 1 "

(2) 初任給基準

(平20.4.1現在)

区 分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給		
					級	号給	金 額 (円)
行 政 職 員 給 料 表	一 般	正規の試験	上級職		1	37	174,000
			初級職		1	13	143,100
	保 育 士 獸 医 師 薬 劑 師 栄 養 士 保 助 健 産 師 看 護 師 診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 歯 科 衛 生 士 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士 視 能 訓 練 士 臨 床 工 学 技 士 学 芸 員	正規の試験	他	短 大 卒	1	23	155,300
				大 学 6 卒	1	49	193,000
				大 学 卒	1	37	174,000
				大 学 卒	1	37	174,000
				短 大 卒	1	29	163,200
				大 学 卒	1	37	174,000
				短 大 3 卒	1	33	168,600
				短 大 3 卒	1	30	164,600
				短 大 2 卒	1	26	159,200
				大 学 卒	1	34	170,000
				短 大 3 卒	1	30	164,600
				短 大 2 卒	1	26	159,200
				高 校 専 攻 科 卒	1	22	154,000
				大 学 卒	1	34	170,000
				短 大 3 卒	1	30	164,600
	大 学 卒	1	34	170,000			
	短 大 3 卒	1	30	164,600			
	短 大 3 卒	1	30	164,600			
大 学 卒	1	34	170,000				
短 大 3 卒	1	30	164,600				
大 学 卒	1	37	174,000				
大 学 卒	1	37	174,000				
短 大 卒	1	23	155,300				
高 校 卒	1	13	143,100				
中 学 卒	1	1	129,600				
業職給 料 務員表	業 務 職		高 校 卒	1	13	143,100	
			中 学 卒	1	1	129,600	
消給 防料 職表 員	上 級 消 防 職	正規の試験	上級職		1	33	185,900
	初 級 消 防 職		初級職		1	9	152,700
医職給 料 療員表	医 歯 科 医 師	正規の試験	博 士 課 程 修 了	1	25	323,600	
			大 学 6 卒	1	1	237,700	
教 育 職 給 料 表 (一)	教 養 護 教 諭 員	正規の試験	博 士 課 程 修 了	2	31	260,700	
			修 士 課 程 修 了	2	15	218,000	
			大 学 卒	2	3	196,200	
			短 大 卒	1	11	166,300	
			大 学 卒	1	23	192,700	
			短 大 卒	1	11	166,300	
教 育 職 給 料 表 (二)	教 諭	正規の試験	博 士 課 程 修 了	2	43	260,700	
			修 士 課 程 修 了	2	27	218,000	
			大 学 卒	2	15	196,200	
			短 大 卒	2	3	168,600	
			大 学 卒	1	23	192,700	
			短 大 卒	1	11	166,300	
講 助 教 師 諭	講 助 教 師 諭	正規の試験	高 校 卒	1	3	151,800	
			高 校 卒	1	3	151,800	



(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額 (円)	適用年月日	改正前給料月額 (円)	適用年月日
市 長	1,143,000	平16. 4. 1	1,155,000	平15. 4. 1
副市長(助役)	892,000	"	902,000	"
常勤監査委員	695,000	"	702,000	"
企業管理者	707,000	"	714,000	"
教育長	707,000	"	714,000	"

区 分		現行報酬額 (円)	適用年月日	改正前報酬額 (円)	適用年月日
教育委員会	委 員 長	月 額 144,000	平16. 4. 1	146,000	平10. 4. 1
	委 員	月 額 88,000	"	89,000	"
監 査 委 員	議見を有する者の中から選任された監査委員(非常勤)	月 額 137,000	"	139,000	"
	市議会議員の中から選任された監査委員	月 額 71,000	"	72,000	"
人事委員会	委 員 長	月 額 165,000	"	167,000	"
	委 員	月 額 139,000	"	140,000	"
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 90,000	"	92,000	"
	委 員	月 額 59,000	"	60,000	"
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
投票管理者(期日前投票所の投票管理者を除く)及び開票管理者		1回につき13,000	平10. 6. 1	11,000	平 4. 4. 1
選 挙 長		1回につき13,000	"	11,000	"
投票立会人(期日前投票所の投票立会人を除く)、開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	"	10,000	"
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		1回につき12,000	平15. 12. 22		
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		1回につき10,000	平15. 12. 22		
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員		日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
農 業 委 員 会	会 長	月 額 90,000	平16. 4. 1	92,000	平10. 4. 1
	副会長、部会長及び副部会長	月 額 59,000	"	60,000	"
	部会の委員及びその他の委員	月 額 55,000	"	56,000	"
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員		※1	平 9. 4. 1	※2	昭63. 4. 1

※1 上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあつては300,000円、月額報酬にあつては250,000円、日額報酬にあつては10,000円、時間額報酬にあつては1,000円(医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては400,000円、月額報酬にあつては600,000円、日額報酬にあつては30,000円)を超えない範囲内で、規則で定める

※2 予算の範囲内において市長が定める額

(4) 旅 費 (熊本市職員等の旅費支給に関する条例 (抜粋))

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当 : 円 (1日につき)	宿 泊 料 : 円 (1夜につき)	食 卓 料 : 円 (1夜につき)
1号	市長・副市長	運賃の等級を2階級に区分する線路にあつては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあつてはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金(特別車両料金にあつては、1号区分の適用を受ける者に限る。)	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあつては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあつては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあつては鉄道運賃と同じ。	3,300	16,500	3,300
2号	企業管理者・常勤の監査委員・教育長・7級及び8級の職務にある者			2,600	13,100	2,600
3号	1級から6級までの職務にある者			2,200	10,900	2,200

(注)

- 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。
- 2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。
- 3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)第3条第2項第1号に規定する行政職員給料表による当該級の職務及び行政職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。



8 職 員 研 修 (人事課)

(1) 研修受講人員

(単位 人)

区 分	特別研修	基本研修	実務研修	内部講師養成研修	派遣研修	職場研修	自主研修	合 計
延人員	8,506	1,094	534	32	77	7,212	1,888	19,343

(2) 特別研修

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)	内 容
政策形成能力養成研修	全 職 員	2	94	2h~ 2日	11・2	NPOとのパートナーシップ研修、PI研修(施策の立案や事業計画時における地域住民との情報交換、意識調査等の手法など)
管理監督者セミナー	管理監督者	2	892	2h	11・2	管理監督者の意識啓発や人材育成・管理者知識等をテーマとし、その職務に必要とされる内容の講演会。セミナー受講後は、必要に応じて職場研修を行う。
条 例 制 定 研 修	係長級以下の職員	1	9	2	8~11	本市行政課題を達成するための条例の策定演習を通じて、条例制定の手法等を修得する。
公務員倫理研修	職場研修推進員及び係長	2	410	2.5h	8	市民の信頼と期待に応えるため公務員としての自覚と倫理意識の高揚、不祥事の防止、職務専念義務について周知徹底を行う。
公務員倫理研修	全 職 員	-	7,101	-	9	上記、公務員倫理研修受講後の職場研修推進員等による各職場での倫理研修。

(3) 基本研修

研修名	対象	回数(回)	人員(人)	日数(日)	実施時期(月)	内容
新規採用職員研修	事務・技術・業務職等	2	53	13	4・10～11	市職員としての使命を認識するとともに、業務遂行上の基本的共通知識・技能を修得し、市民の負託に応えられる職員を育成する。
	保健師・看護師・薬剤師	2	22	12	5・10～11	
	看護師	2	5	6	10・10～11	
任期付職員研修	平成19年度採用の任期付職員	1	19	4	9	市職員としての倫理観の涵養や行政の中立性、公正性についての意識を徹底し、事務職としての必要な知識の習得をする。
事務職育成研修	職種変更試験合格者	1	17	3	4	業務職から職種変更した職員に対し、事務職として必要な基本的な知識の習得を通じて職場への円滑な適応を図る。
選択研修	採用後3年目の事務職・技術職・業務職、採用後11年目の事務職・技術職	9	276	2	7～9	職員が自らの能力開発に主体的に取り組み、また、問題意識を持ち、職務遂行に必要な知識技能の修得に前向きな職員の育成を図る。
中堅職員研修	採用後7年目の事務職・技術職	3	99	3	9・10	多角的な視野を持ち、自己の立場と役割を踏まえ、前向きに自分自身をマネジメントできる職員を育成する。
業務職員Ⅰ研修	採用後7年目の業務職	3	75	1	8	地方分権における本市職員の使命を認識するとともに現状の職場での自己分析と今後の課題を分析し、業務職員としての役割と責務について再認識する。
業務職員Ⅱ研修	採用後14年目の業務職	2	39	1	8	本市職員としての役割、使命を再認識するとともに、組織におけるリーダーとしての自覚を深め、課題発見・問題解決のスキルを修得する。
新任作業長・主任研修	作業長・主任昇任者	1	11	1	8	現場の責任者及び指導者としての役割を果たすために必要な知識を修得する。
新任係長研修	係長級昇任者	3	124	2	7	監督者として業務遂行に必要なマネジメントの基礎的知識や部下育成のための具体的な技能を修得する。
係長級選択研修	係長級職員	4	105	2	11	職務遂行に必要な知識・技能の修得及び部下育成に必要なスキルの習得を図る。
係長人事評価研修	新任のラインの係長級監督者	2	56	1	10	適正な人事評価技術及び部下との面談技術の習得を図る。
新任課長補佐研修	課長補佐級昇任者	3	90	2	4・5	課長補佐として必要な能力と行動について考え、マネジメント業務の効果的で生産的なあり方を修得する。
新任課長研修	課長級昇任者	2	46	2	5	課長職として必要な機能や役割を理解するとともに課の方針を浸透するためのマネジメント機能や職場風改革の考え方を修得する。
課長人事評価研修	新任のラインの課長級管理者	2	38	1	10	部下との面談及び人事評価についての技能を修得することにより職員一人ひとりの能力が十分に発揮できる環境の整備を図る。
現任課長研修	課長級昇任3年目の職員	1	19	2	8	自らが職場の人材育成の責任者であることを認識し、職場研修の積極的な推進を図るため、効果的なOJT能力を身につける。

(4) 実務研修

研修名	対象	回数(回)	人員(人)	日数(日)	実施時期(月)	内容
訟務研修	所属長が推薦する課長補佐級又は係長級の職員	1	24	0.5	3	市職員としての訴訟対応の基本を修得させ、争訴への対応力を向上させる。
法令実務研修(中級・上級)	総務課法制室が指定する採用年度職員	2	171	中級 0.5 上級 1	9	法令の体系、法令用語、法令解釈方法、一部改正の方法等を学ぶことにより、業務の中で法令を解釈し、適用していく基本的な知識を修得する。
例規担当者研修	各職場の例規担当者	1	141	0.5	5	例規の制定改廃に関する速やかな対応等、例規の適正な管理運用を修得する。
行政法研修	全職員	1	14	7	1・2	行政関係法令の基本的なしくみについて理解を深めるとともに、様々な行政課題を解決するにあたっての基礎的法務能力及び論理的思考能力の養成を図る。
民法研修	全職員	1	32	10	1・2	民法について基本的な理解を深めることで、法的思考力・法的センスを身につけ、行政の公正的確な事務処理能力の向上を図る。
債権回収実務研修	債権回収を所管する部署の担当者	1	27	1	1	行政(市)が有する債権管理の基礎知識や手続きについて習得するとともに、業務遂行上のポイントを学ぶ。
契約事務研修	全職員	1	125	1	3	契約事務の原則や考え方・具体的な処理方法を習得し、契約事務能率の向上を図る。

(5) 内部講師養成研修

研修名	対象	回数(回)	人員(人)	日数(日)	実施時期(月)	内容
接遇リーダー養成研修	全職員(所属長推薦)	1	7	5	2	新規採用職員等に対して行う接遇研修の指導者として必要な知識、技能の修得及び能力の向上を図る。
接遇リーダー ブラッシュアップ研修	接遇リーダー	1	25	2	3	接遇リーダーの講義能力の向上を図り、内部講師として行う職員接遇研修の充実を図る。

(6) 派遣研修

研修名	場 所	人員(人)	期 間
事例調査派遣研修(国内型)	名古屋市中川区・東京都青梅市、東京都渋谷区、さいたま市見沼区・横浜市港南区・横浜市泉区、広島市中区・京都市中央区・名古屋市、横浜市・つくば市	12	3日～5日
事例調査派遣研修(海外型)	イタリア、フランス	1	14日
自治大学校派遣	東京都立川市	3	1カ月～5カ月
国際文化アカデミー派遣	滋賀県大津市	26	3日～22日
市町村アカデミー派遣	千葉県美浜区	35	2日～10日



(7) 職場研修

研修名	対象	回数(回)	人員(人)	日数(日)	実施時期(月)	内容
職場集合研修	全職場・全職員	—	812	—	4～3	各職場の業務に密着した研修を職場主導型で実施することにより、業務の効率化及び職場の活性化を促進する。
職場研修推進員研修会	職場研修推進制度の職場研修推進員	2	227	0.5	5	職場研修の重要性を再認識し、その企画、実施のために必要な手法等を学ぶとともに、推進員の設置目的や役割についての理解を深める。
職場派遣研修	全職場・全職員	—	18	—	4～3	専門的知識・技能が求められる職員の育成を図る。
すまいる向上キャンペーン	全職場・全職員	1	6,155	1ヶ月	6	全庁的に接遇向上運動を実施し、職場活性化と市民サービス向上を目指す。

(8) 自主研修

研修名	対象	回数(回)	人員(人)	実施時期(月)	内容
自主学习グループ活動支援	5人以上の本市職員で構成するグループ	—	2グループ(38人)	随時	市政に関する事項について、自主的かつ継続的に研究調査等を行なう自主学习グループに対し、活動支を行なう。
手 取 塾	全職員	12	1,850	4～3	幹部職員が講師を務めることにより、経験豊富な職員の知識・技能を、組織の枠を超えて広く次世代へ伝える自主勉強会。
庁内ホームページWeb 権 (KAGAYAKI)	全職員	随時	—	4～3	タイムリーな記事や職員研修の情報等を掲載し、全職員に自己啓発意欲の浸透を図る。

9 契 約（契約検査室）

入札・契約制度の改善については、これまで条件付一般競争入札の導入及び拡大等、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。

平成19年度から1千万円以上の工事、測量等委託については、条件付一般競争入札へ移行した。また、平成17年度から導入している電子入札については、平成19年度から全ての工事、測量等委託について実施している。

さらに、工事代金の円滑かつ速やかな支払を確保することを目的として、建設工事を対象に、当初の前払金に加え、工期半ばで更に2割の前払金を支払う、中間前金払制度を導入した。加えて、インターネットを利用した行政手続の推進、事業者の利便向上、申請受付事務の効率化及びコスト削減を目的として、熊本県内に本店を有する建設業者を対象に、入札参加資格審査申請（指名願）の電子申請を導入する。

（1）指名競争入札有資格者（平成20年度）

	工 事	委託その他
県内業者（社）	1,196	358
県外業者（社）	676	459
計	1,872	817

※業者数は実数

（2）契約件数及び金額（平成19年度）

（単位 千円）

	件 数	金 額
工事請負契約	861	23,305,467
測量等委託	484	2,251,918
保守点検	109	121,125
計	1,454	25,678,510

（3）契約額及び件数・業者別集計表

（単位 千円）

年度	土 木 工 事		建 築 工 事		電 気 工 事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
17	9,641,833	337	3,573,010	81	1,558,139	63
18	9,140,184	345	3,709,288	65	2,527,764	71
19	9,071,717	342	3,208,316	76	1,971,651	70
年度	管 工 事		舗 装 工 事		造 園 工 事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
17	1,298,326	73	554,951	47	461,838	20
18	1,614,990	73	604,346	55	271,502	17
19	911,914	73	772,385	71	325,531	20
年度	その他工事		測量等委託		保守点検	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
17	4,173,419	217	1,591,507	300	121,002	106
18	3,295,134	231	1,917,514	409	105,997	97
19	7,043,953	209	2,251,918	484	121,125	109
年度	合 計					
	契 約 額	件 数				
17	22,974,026	1,244				
18	23,186,720	1,363				
19	25,678,510	1,454				

※平成17年度から、造園・花苗業務委託については業務委託で計上するもの。

10 危機管理防災（危機管理防災室）

（1）危機管理指針

本市及び関係機関等そして市民とが連携を図り、総合的、計画的かつ効果的に危機事象に対処し、被害の防止及び軽減を図ることを目的に、本市が実施する危機管理に関する基本事項を定めた「熊本市危機管理指針」を策定している。

この指針に基づき、具体的に、地域防災計画、国民保護計画、事件等対処計画を定め、それぞれの危機事象に対処することとしている。

（2）地域防災計画

ア 地域防災計画

本市は九州中部に位置し、梅雨時期には多量の降雨があり、昭和28年の白川大水害など、幾多の洪水被害に見舞われてきた。

本市の地域防災計画は、これらの災害を想定し、同規模の災害に対し、迅速な対応を行うための防災無線の整備などを含めた「予防計画」、被災者に対する援護を行う「応急対策計画」、市民生活復旧のための「復旧復興計画」により構成している。また、平成7年の阪神・淡路大震災の後には、本市に存する布田川断層帯、立田山断層についての想定被害の調査を行い、その結果に基づき、震災対策についてもまとめている。

その他、実際の被害に応じた熊本市の水防体制を記載した「熊本市水防計画」を策定している。

なお、一層の防災活動態勢の充実を図るため、毎年、地域防災計画を見直し、熊本市防災会議の承認を得、改訂している。

イ 防災訓練

風水害、震災時の被害軽減と被災時の迅速復旧対応を目的に、防災関係機関との連携、ボランティアの参加により「熊本市総合防災訓練」を毎年実施している。

〈平成20年度実績〉

平成20年5月22日 訓練参加者 2,200人

ウ 防災知識の普及・啓発

災害に強い街づくりの推進を目的に、地域住民の自助、共助の防災意識向上と啓発を行うため、年2回「まなぼうさい」を実施している。

〈平成19年度実績〉

第4回 平成19年 8月26日 錦ヶ丘公園 参加者 550人

第5回 平成20年 2月 3日 蓮台寺公園 参加者 550人

エ 情報の収集伝達

① 熊本市防災情報システム

熊本市の気象情報、雨量情報や河川の水位などの情報・データを一元管理するために、CCTV監視カメラ、警報局、水位観測局、雨量観測局を設置し情報収集に努めている。また、国土交通省、熊本県や消防署などとも情報の共有化を図り、防災活動に努めている。



② 防災行政無線・同報無線の整備

災害情報の迅速な伝達のため、本市には車載型68局、携帯型79局の移動系無線を設置している。また、災害に関する住民への緊急情報伝達のため、屋外局83箇所、河内総合支所管内では個別受信機2,070台を配置している。

オ 防火倉庫の整備

市内10箇所の近隣公園に防災倉庫を設置するとともに、各総合支所や市民センターに備蓄倉庫を設置し、非常食糧約18万食や生活物資などを備蓄している。また、災害時の飲料水や防火用水などに使用するため、耐震性貯水槽も設置している。

カ 相互応援など

大規模な災害発生時に、市単独での対応が困難である場合に備え、各自治体と災害時相互応援協定を締結したり、自衛隊、警察、電力会社などと「防災関係機関連絡協議会」を設置し、災害時の迅速な活動に備えている。

(3) 国民保護計画

国民保護法に基づき、弾道ミサイル攻撃などの武力攻撃や大規模テロなどから、住民を保護することを目的として、警報の伝達、避難の指示や避難住民の誘導、県が実施する避難施設の設置や医療の提供などの救援への協力、消防や警戒区域の設定など本市が実施する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための「熊本市国民保護計画」を策定している。

(4) 事件等対処計画

大規模事故、感染症、環境汚染など、自然災害や武力攻撃事態等以外の危機に対処するため、「熊本市事件等対処計画」を策定している。

この計画では、危機管理体制の整備・強化を図るための事件等調整会議の設置、緊急時に迅速に対応するための対策本部など体制の整備や応急対策、危機収束時の対応などを定めており、事態に対し、速やかに対応し、危機を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に食い止めることを目的としている。

1 1 総合計画（企画課）

総合計画とは、都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向、基本方針、主な施策を定めた長期的なまちづくり計画であり、行政各分野の計画・事業の基本となるとともに、まちづくりに関わる市民や団体にとっての指針となるものである。

本市では、市の将来像やまちづくりの理念を明らかにし、それを実現するための基本方向を示す「基本構想」、基本構想を受けて各分野の基本方針や目標、施策の体系を示す「基本計画」、基本計画に基づく具体的な事務事業の実施プログラムであり、事業のスケジュール、事業手法などを示す「実施計画」の3つで構成されている。

（1）まちづくり戦略計画

本計画は、新たな時代変化の中で、現行の第5次熊本市総合計画基本計画を見直し、5年間（計画年度平成16年度～平成20年度）の本市が進むべき方向を明確に示すとともに、その実現のための道筋を明らかにしたものである。

ア まちづくりの進め方

これからのまちづくりは、国に依存することなく、自らの決定と責任により進めていかなければならない。そのためには「自分達のまちは自分達がつくる」という理念の基に、市民と行政がよりよいパートナーとして、お互いの知恵を出し合う「市民協働によるまちづくり」がこれまで以上に重要となる。

市民に信頼される透明で開かれた市政を実現していくために、市民と情報を共有化し、政策形成への市民参加を推進していくとともに、積極的に市政改革を進め、より効果的・効率的な行財政運営へ転換を行う。また、市民協働体制の推進のために、協働で担う新しい公共づくりや、行政内部からの協働推進に取り組むこととする。

まちづくり戦略計画においては、協働のまちづくりを進めるために市民・事業者・行政の役割分担を定め、『市民協働で築く 自主自立のまちづくり』を実現することとする。

イ 基本目標と三つのターゲット

「自然と調和した 市民が主役の 活気あるくまもとの実現」を本市のまちづくりの基本目標とし、今後5年間、重点的に取り組む三つのターゲットを掲げる。

ターゲット1 良好な環境を未来へと引き継ぐまち

清れつな地下水、森の都と形容される豊かな緑は本市最大の魅力であり、財産である。しかし、都市化の進展や生活様式の多様化などにより、この良好な環境が損なわれつつある。

そのため、一人ひとりが大量生産・大量消費に支えられた社会経済システムや利便性を求める日常生活を見直し、この恵まれた環境を守り育て、次代へ引き継いでいかなければならない。

そこで、このターゲット1を実現するため、今後5年間、重点的に取り組む戦略として、

「地下水の保全」

「ごみ減量・リサイクルの推進」

「環境にやさしい交通機関の利用促進」 の3つを掲げる。



ターゲット2 子どもたちが健やかに成長するまち

次代を担う子どもたちは、本市の大切な宝であり、活気ある熊本市の象徴である。しかし、少子化や核家族化の進展、生活環境の多様化、地域のつながりの希薄化が進んだ結果、子どもの社会性が育ちにくくなるなど、健やかな成長への影響が懸念されている。

そのため、子どもを安心して産み育て、かつ、子どもたちが個性や能力を十分発揮し、未来への可能性を自ら切り拓くことができる環境を社会全体で築いていく必要がある。

そこで、このターゲット2を実現するため、今後5年間、重点的に取り組む戦略として、

「子育てしやすい環境づくり」

「個を育む学校教育の推進」 の2つを掲げる。

ターゲット3 人々が集う元気なまち

平成23年春に予定されている九州新幹線鹿児島ルートの特快列車による全線開業による経済効果を最大限波及させるためには、熊本駅周辺や熊本城を中心とする都心部において、都市機能の向上と熊本らしい魅力づくりを進めることが重要である。また、観光・コンベンション（会議・大会）の振興に向けて、豊かな自然、文化遺産、特産品などの地域資源を活かした地域づくり、魅力づくりを図る必要がある。

そこで、このターゲット3を実現するため、今後5年間、重点的に取り組む戦略として、

「魅力ある熊本駅周辺のまちづくり」

「KUMAMOTO（クマモト）ブランドの確立」 の2つを掲げる。

ウ 分野別重点プラン

それぞれの分野において、次のような基本方針に基づき、目指すまちの姿の実現に向けた今後5年間の施策展開の基本的方向や重視する取り組みを示す。

① 一人ひとりが輝く人権尊重社会の構築

全ての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発を推進する。

② 心がかよいあう市民生活の創出

「自分達の住むまちは自分達でつくる」という住民の主體的なまちづくりへの取り組みを支援し、地域に誇りと愛着が持てるふれあいのあるコミュニティづくりを進める。

③ 健やかでいきいきと暮らせる保健・福祉の充実

生涯にわたって、市民一人ひとりが、その人らしい生きがいのある生活を実現できるよう、個々人の健康づくりをはじめ、安心して子育てができ、高齢になっても、障害があっても、生きがいを持って生活できるまちづくりを地域と一体となって進める。

④ 水と緑に囲まれた良好な環境の形成

市民の共有財産であるこの豊かな自然環境を将来にわたって継承するため、自然と共生した環境負荷の少ない資源循環型社会の形成に、市民との協働により取り組む。

⑤ 魅力と活力あふれる産業・経済の振興

歴史文化財産や自然環境、地理的特性などを生かした観光・コンベンション（会議・大会）都市づくりや、本市固有の特産・物産品のブランド化など、KUMAMOTO（クマモト）ブランドの確立に取り組む。また地場産業の育成、安全で安心な農産物づくりを前提とした地産地消を推進する。

⑥ 安全で快適な都市基盤の整備

安全で快適な市民生活と活発な経済活動を支えるため、道路、住宅、公園、上下水道、河川などの生活基盤の整備を着実に進めるとともに、市民と行政が連携した防災体制の強化を図り、災害に強い都市づくりを進める。また、九州新幹線鹿児島ルートや広域道路網の整備と連携した公共交通網や都市内道路網の整備、熊本駅周辺や都心部の魅力ある都市機能の充実を図る。

⑦ 豊かな人間性を育む教育・文化・スポーツの振興

子どもたちが、次代を担い主体的に心豊かに生きていくことができるよう、豊かな人間性や社会性、自主性を育む学校教育の推進を図るとともに、学校、家庭、地域が連携して、社会全体で子どもたちを育てるための環境づくりを進める。すべての市民が、いつでもどこでも自由に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができる仕組みづくりに取り組む。

エ 政令指定都市を目指して

政令指定都市では、区役所が設置され、地域の実情に応じた身近な行政サービスの提供が可能となり、行政権限拡大、移譲による福祉・教育・都市問題などについての迅速かつ独自性のあるサービスの提供など行政サービスの向上が図られる。また、財源の拡充により、まちづくりの一層の推進を図ることができ、さらには、知名度アップによる地域経済の活性化が期待できる。

そこで、政令都市移行に向けて、今後次のような取り組みを進める。

- ① 熊本都市圏における将来ビジョンを描くとともに、その実現に向けた広域連携のあり方について、産・学・官・民の協働により検討する。
- ② 市政改革プランに基づくまちづくりを積極的かつ確実に推進し、行政の運営能力を高め、政令指定都市にふさわしい行政体制の整備を進める。
- ③ 市民協働の推進や住民サービス向上、及び地域の特性に応じた住民主体のまちづくりを進めるため、身近なサービス体制の整備をはじめとした都市内分権に取り組む。

(2) 熊本市第6次総合計画基本構想

今日、いわゆる三位一体改革などの国による地方財政制度改革をはじめ、地方行財政を取り巻く環境はこれまで以上に厳しい状況である。加えて、少子高齢化や地方分権の更なる進展、都市間・都市圏間競争の激化、本格的な人口減少社会の到来など、時代は急激に変化している。

このような中、これらの時代変化に対応した新しい熊本づくりに、全市一丸となって取り組んでいくため、次期総合計画の策定について、現行の第5次総合計画の目標年次である平成22年度を繰り上げ、まちづくり戦略計画が終了する平成21年度から第6次総合計画へと移行することとした。

この基本構想は、平成19年度から策定に着手し、平成20年6月に市議会の議決を経て決定したものである。なお、本構想の目標年次は、平成30年度（西暦2018年度）としている。

(以下、本構想の原文を一部抜粋して掲載。)

ア めざすまちの姿

『^{わくわく}湧々都市くまもと』

～九州の真ん中！ 人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち～

地下水の^た灌え、熊本城を中心としたにぎわい、九州中央の交流拠点、このような未来のまちの姿をイメージした『^{わくわく}湧々都市』。

それは、一人ひとりの夢や希望、歴史や自然の息吹、新しい出会いへの期待など、みんなのいろいろな^{わくわく}湧々が集まり、魅力となり、広く内外から人々を引き付けるまち。そこでは、すべての市民がほほえみにあふれ、うるおいのある暮らしを楽しみながら、郷土を愛し誇りに思い、主体的にまちづくりに参加し、訪れる人をおもてなしの心で迎えている。

私たちは、そのような熊本市をめざします。

イ まちづくりの重点的取り組み

めざすまちの姿の実現に向け、目標年次となる平成30年度までに、特に重点的に取り組む4つのプロジェクトを掲げます。

① 「くらし わくわく」プロジェクト

地方分権や少子高齢化の進展に対応し、個性豊かで自立したまちづくりを進めていくためには、次の時代を担う子どもたちの健やかな成長を支える社会と、互いに助け合う「地域」を築き上げていくことが必要です。

「私たちは、すべての人がいきいきと暮らし、将来の夢と希望を描けるまちをつくります。」

② 「めぐみ わくわく」プロジェクト

熊本市は、熊本城に代表される伝統ある歴史や文化、古くから「森の都」と称される緑、阿蘇外輪山から連なる台地をかん養域とする清らかな地下水、さらには、これらの自然がはぐくむ安全でおいしい食に恵まれています。

この先人から受け継がれる豊かな恵みは、将来世代を含めた熊本市民の共有の財産であり、これをはぐくみ次の世代に引き継いでいくことは、現代に生きるすべての市民の責務です。

「私たちは、先人から受け継いだ豊かな恵みをはぐくみ、次の世代に引き継ぐまちをつくります。」

③ 「おでかけ わくわく」プロジェクト

だれもが快適でいきいきとした毎日を過ごすためには、移動しやすいまちをつくることが不可欠です。特に、少子高齢社会においては、クルマがなくても不便を感じない交通体系を整備することが重要となります。

「私たちは、だれもが気軽におでかけできるまちをつくります。」

④ 「出会い わくわく」プロジェクト

国際化・高度情報化社会が一層進展し、本格的な人口減少社会の到来を迎える中、都市の魅力と活力を維持、増進していくためには、人・もの・情報の様々な交流と集積が不可欠です。また、九州中央に位置する地理的特性や行政等の管理機能の集積した歴史などを踏まえ、九州の一体的な発展に中核的な役割を果たしていかなければなりません。

「私たちは、おもてなしの心で様々な出会いが生まれるまちをつくります。」

ウ 分野別取り組みの基本方針

次に掲げる基本方針に基づき、それぞれの分野でめざすまちの姿の実現に向けた施策を推進します。

- ① 一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現
- ② とともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現
- ③ 生涯を通して健やかで、生き生きと暮らせる保険・福祉の充実
- ④ 子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進
- ⑤ 豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興
- ⑥ 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築
- ⑦ 地域の活力をつくりだす産業・経済の振興
- ⑧ 安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実

エ 構想を推進するために

基本構想に掲げるまちづくりを推進するために、すべての施策、事業について、次のことを基本として取り組みます。

- ① 協働と自主自立によるまちづくり
 - ・ 自主自立の地域づくりの推進
 - ・ 市民公益活動の支援
- ② 信頼される市政運営
 - ・ 開かれた市政の推進
 - ・ 市民の視点に立ったサービスの提供
 - ・ 法令順守の徹底
- ③ 効率的で質の高い行政運営
 - ・ 行財政運営の効率化
 - ・ 行政評価制度の充実
 - ・ 協働と自主自立のまちづくりを進めるための職員の資質向上
- ④ 市域を越えた広域的連携
 - ・ 熊本都市圏市町村との連携強化
 - ・ 九州各都市との連携強化

12 広報（広報課）

（1）広報組織

- ・市民の視点にたち、積極的な市政広報活動を図っている。
- ・広報報道調整担当者（政策調整主幹など）を置き、情報（各課の事業、行事など）の収集及び広報・報道対応の円滑化を図っている。

（2）広報刊行物

タイトル	発行状況	発行部数	概要・その他
市政だより	毎月1日発行	290,000部 (平成20年5月実績)	委託業者から各世帯に配布
点字市政だより（視覚障害者向け）	〃	159部	郵送
声の市政だより（視覚障害者向け）	〃	93本	郵送
拡大版市政だより（弱視者向け）	〃	40部	郵送
生活便利ブック	年1回発行	20,000部	市の窓口業務や施設、制度などの紹介（転入者へ配布）
県外広報誌	年1回発行	5,000部	熊本都市圏から本市を捉え、本市の魅力や都市力をPRする

（3）テレビ・ラジオによる広報

	タイトル	放送局・時間
テレビ 広報	クローズアップくまもと	ケーブルテレビ（市民チャンネル）毎日 午前 8時、午後 6時から 24分間
	もっと ² 熊本市	KAB 毎週火曜日 午後 7時54分から 6分間
	テレビスポット	民放 4局 市の施策や事業を適時放映

	タイトル	放送局・時間
ラ ジ オ 広 報	とんでるワイド・大田黒浩一の 今日も元気！内	RKK 毎週月曜日 午前 9時30分前後の約 2分間
	こころの扉 内	RKK 毎週日曜日 午前9時45分ごろ20秒間
	フレッシュ・フラッシュ・くまもと	FM熊本 毎週火曜日 午前 8時40分から 5分間
	I LOVE WOMAN	FM熊本 毎週火曜から木曜日 午後 0時10分から約 5分間
	おはよう熊本市	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日 午前 8時15分から15分間
	～くまもとと安全安心大作戦～ 学ぼうさい	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日 正午から 5分間 (再放送 午後 6時55分から 5分間)
	知って安心暮らし塾	熊本シティエフエム 毎月木曜日 午後 1時30分から15分間
	ラジオで学ぼう！ECOライフ	熊本シティエフエム 毎月最終火曜日 午後1時00分から15分間
	ラジオスポット	市の施策や事業を適時放送

(4) 新聞・生活情報誌による広報

市政について市民へ広く周知を図るため、紙面を利用して適時広報
関西方面へ向けて新聞紙面を利用した都市PR

(5) インターネットホームページによる広報

市政情報を広く国内外へ向けて発信
ホームページアドレス
携帯電話用ホームページアドレス
メールマガジンの配信

<http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/>
<http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/mobile/>
アドレス未定

(6) その他

- ・行事予定表等の発行「月報くまもと」（毎月月末発行、毎週水曜更新）Cネットで配信
- ・「車両広報」
広報車（放送設備付）による広報

(7) 報道機関（市政記者クラブ）を通じたパブリシティ活動

- ・市長記者会見（月に1回程度）
- ・記者レクチャー（関係部局長などによる記者説明）
- ・資料提供（報道資料配布 年間1,200件程度）

※記者クラブ加入社（13社）

熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・RKK・TKU・KKT・KAB・
時事通信・共同通信

13 広聴（広聴課）

市民協働のまちづくりを推進するため、市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政に反映させるため、積極的な事業展開をしている。さらに、平成17年度から「市民の声データベースシステム」を稼働し、市民の声を把握するとともに行政内部で共有し、迅速な対応や各種施策に反映させ、その声を公表することによりさらなる市民の市政参画も図っている。また、市民の日常生活の困りごとや悩みごと相談、法律・税務などの専門分野の相談業務も実施している。

(1) 広聴業務

ア まちづくりトーク

市長が庁舎内で、本市のまちづくりについて、直接市民と意見交換を行う。

開催実績 (平成19年度)

開催数	4
参加グループ数	11
参加者数	29

イ おでかけトーク

市民参加による市政を実現するため、市長が各地域に出向いて市民と意見交換を行う。

開催実績 (平成19年度)

開催数	4
参加者数 (人)	267
意見交換件数	41

ウ ゆめトーク

本市が重点的に取り組む特定のテーマについて、NPOやボランティア団体等これまで活動してきた団体の集会、会合に市長が出向き、意見交換（ゆめを語り合い）を行う。

開催実績 (平成19年度)

開催数	5
参加グループ数	5
参加者数	119

エ 子どもたちとのゆめトーク

市長が中学校に出向き、本市のまちづくりや将来等について中学生と意見交換（ゆめを語り合い）を行う。

開催実績

(平成19年度)

開催数	1
参加グループ数	1
参加者数	19

オ 校区自治協トーク

まちづくりの課題や身近な校区での問題について、各校区に設置が進められている校区自治協議会と市長が意見交換を行う。(平成19年4月開始/月3回程度:議会月を除く)

開催実績

(平成19年度)

開催数	20
参加者数	544
総意見交換数	155

総務

カ コールセンター運営事業

熊本市の市政情報や生活情報、観光情報などの多様なお問い合わせについて、一元的に受付ける電話対応センター。

名称: 熊本市コールセンター「ひごまるコール」(平成20年6月1日・本格運用開始)

【年中無休(朝8時~夜9時まで)電話、FAX、メールで対応、外部委託】を行う。

キ 市長への手紙

提案や要望、熊本市の将来像などについて手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を文書にて回答する。

年度	18	19
件数(件)	417	376

ク わたしの提言

インターネット、FAX通信を活用し、広範な市政への提案、要望等を市内外から受け、回答をする。

年度	18	19
件数(件)	595	581

ケ パブリックコメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

意見募集実績

年度	案 件 名	意見募集結果
18	熊本市第2次住宅マスタープラン（素案）	0件（0人）
	建築物に関する中間検査（素案）	0件（0人）
	熊本市水道事業経営基本計画（素案）	25件（11人）
	くまもと水ブランド創造プラン（素案）	7件（1人）
	「熊本市危機管理指針」（案）「熊本市国民保護計画」（素案）「熊本市事件等対処計画」（案）	1件（1人）
	第8次熊本市交通安全計画（案）	3件（1人）
	熊本駅前東A地区市街地再開発事業 情報交流施設基本計画（素案）	212件（85人）
	資源物等の持ち去りを禁止するための条例改正案について	140件（49人）
	熊本市障害者プラン見直し（素案）及び熊本市障害福祉計画（素案）	1件（1人）
	ひとり親家庭等自立促進計画（素案）	29件（13人）
	熊本市中心市街地活性化基本計画（案）概要に関するパブリックコメント	23件（4人）
熊本市情報化計画（平成19年度～23年度）（素案）	8件（4人）	
19	路上禁煙区域及び美化重点推進区域の指定に関するパブリックコメント	63件（48人）
	第1次熊本市硝酸性窒素削減計画（素案）について	0件（0人）
	熊本市・富合町新市基本計画（素案）について	1件（1人）
	「熊本市の市街化調整区域における地区計画の運用基準（素案）」について	5件（3人）
	「市民が公益活動に取り組むための指針」（素案）について	7件（2人）
	熊本市地下水保全条例（素案）について	0件（0人）
	熊本市食の安全安心・食育推進計画（素案）について	5件（5人）
	熊本市ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱（素案）について	63件（26人）
	熊本市建築物耐震改修促進計画（素案）について	0件（0人）
	熊本市第6次総合計画基本構想（案）	13件（9人）

(2) 相談業務

市政に関する様々な相談、要望、苦情を関係部局と連携し処理する「市政相談」、日常生活における民事関係を対象にした「一般相談」、法令等に関連した事例を専門的立場から助言する「特別相談」の三種類の相談業務を行っている。

市政・一般相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数（上段：年度 下段：件数）				
				15	16	17	18	19
一般相談	月～金 8：30～17：15	市職員	家庭・相隣・生活問題など	7,554	9,383	7,346	8,670	11,406

特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数（上段：年度 下段：件数）				
				15	16	17	18	19
税務相談	月 13：00～16：00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	148	166	153	164	179
人権相談	火 13：00～16：00	人権擁護委員	名誉の侵害・家庭問題など	181	176	80	113	104
相続・登記相談	木 13：00～16：00	司法書士	相続・土地・建物登記など	754	632	589	519	522
法律相談	月・水・金及び第4火 13：00～16：00	弁護士	民事・法的解釈を必要とするものなど	1,234	1,216	1,205	1,198	1,174
多重債務相談	水 9：00～12：00 火・金 13：00～16：00	司法書士	クレジット・サラ金に関する事など	1,645	1,139	978	839	697
民事介入暴力相談	月 9：00～12：00	熊本県暴力追放協議会	民事介入暴力に関する事	55	38	27	24	36

(注) 法律相談は予約制（8名）、相談日当日の午前8時30分から市民相談室で電話にて予約受付。

専門相談員によるサラ金相談を平成19年4月より多重債務相談と名称を変更し司法書士が相談に応じていたが、平成20年4月から、消費者センターへ移管。

(3) 庁内案内

総合案内・庁舎見学

来庁者への積極的な対応を行う総合案内役としてフロアマネージャーを配置。各窓口への案内や誘導及び高齢者や障害者等のサポート役を行っている。また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や職場内の案内を行っている。

1.4 情報化推進（情報政策課）

熊本市が地域の特色を生かした活力あるまちづくりを推進するうえで、地域のニーズや市役所内部のニーズに基づく新たな情報化への取り組みが求められている。

高度情報化社会において、市民の一人ひとりが情報化を有効に活用し、市役所においても効率的で質の高い行政運営を実現するための方策を具体化する必要があることから、熊本市の地域社会全体を視野に置いた総合的な情報化計画として、平成9年7月に情報化基本計画、平成10年3月に情報化実施計画（第1次）、平成15年4月に情報化実施計画（第2次）を策定し、情報化の推進を図ってきた。

また、これまでの情報化への取組成果を踏まえ、ICTの利便性や有効性などを市民が享受できるユビキタスネット社会の実現及び地域社会・地域産業の活性化を目指した新たな情報化計画に基づき、情報化施策を推進して行く。

（1）熊本市情報化計画（平成19年度～23年度）

ア 基本的事項

① 計画の趣旨

これまでの情報化への取組成果を踏まえ、市政改革プランや国等の情報化政策との整合を図りながら、ICT（情報通信技術）の飛躍的な進展と市民・事業者等のニーズに的確に対応し、ICTの利便性や有効性などを市民が享受できるユビキタスネット社会の実現及び地域社会・地域産業の活性化を目指すために本計画を策定する。

② 計画の位置付け

本計画は、これまでの計画を踏まえ、「u-Japan 政策」や「IT新改革戦略」等の国の情報化政策等との整合性を図りつつ、「熊本市総合計画・まちづくり戦略計画」、「行財政改革推進計画」等の上位計画に基づき展開される施策・事業を情報システムの面から支援するための計画である。

③ 計画の範囲

熊本市の地域社会全体を視野に置き、市が関わりを持つものすべてを対象とする。

④ 計画の期間

本計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とする。

イ 情報化の基本方針

① 基本理念 『市民・地域いきいき ICT 都市くまもと』

市民、事業者及び市役所相互のコミュニケーションと協働により、市民一人ひとりがICTの利便性を実感し、心豊かに安心して暮らせるまちづくりを推進する。

また、魅力ある熊本市の地域資源（ヒト・モノ・組織・技術・歴史・風土など）を活用するとともに、広く内外に情報発信することにより、地域産業を振興し、活力ある都市を目指す。

② 基本目標

目標1 市民の活発な交流と快適で安心な暮らしのための情報化

市民や地域コミュニティを支える各種団体が活発に交流し、安全で安心して快適に暮らせるゆとりある地域社会の実現に向け、情報化の側面から支援する。

目標2 地域資源を活用した産業活性化のための情報化

ICT（情報通信技術）を活用した地域産業の活性化と新たなビジネスの創出を図るとともに、ヒト（人的資源）、モノ（農産物・特産品など）、組織（企業、NPO、市民団体、行政など）、技術、歴史、風土など魅力ある本市の地域資源を活用し、また広く内外に情報発信することにより、さらなる産業の振興と地域経済の活性化に資する情報化を推進する。

目標3 地域社会を支える高度で効率的な市政運営のための情報化

行限られた資源の中で地域社会を支えるため市政運営の高度化・効率化と市職員の行政経営能力の向上を図るとともに、ITガバナンス（情報統治）の強化を図ることにより、効率的かつ効果的な情報化推進の仕組みを実現する。

③ 取り組みの視点

・ 誰もが参加できる情報化

国が推進しているユビキタスネットワークの考え方やユニバーサルデザインの視点に基づき、子どもから高齢者、障害者も含め「誰もが」必要とする情報や機能を「いつでも、どこでも容易に」利用できる情報化への配慮を行う。

・ 市民参画と民間活用の促進

情報化施策の計画・実行・評価の各段階において、必要に応じ市民参画を図り、市民とともに実施、評価を行うことにより、「まちづくり戦略計画」における「市民協働で築く自主自立のまちづくり」を具現化する。また、施策の実施にあたり、民間企業やNPO等の技術や活力を積極的に利用し、地域産業の振興と育成を促進する。

・ 情報セキュリティの向上

制度面、技術面、体制面、運用面など、様々な観点から情報セキュリティの確保や個人情報保護に向けての対策を講じ、情報化に対する安全性と信頼性を確保する。

・ IT投資の全体最適化

全体最適の観点から情報システムや適用技術の共通化・標準化に配慮するとともに、費用便益を客観的に考慮したIT投資、情報システムのアウトソーシング・共同アウトソーシング、既存資産の評価、情報システムのライフサイクル（企画、開発、運用・保守・評価）全体でのITコストの評価、調達方法の適正化などを図る。

ウ 情報システム整備計画

基本目標ごとに具体的な取り組みを示す。

目標1 地域情報化支援事業、安心・安全情報の共有、電子地図を活用した情報提供機能の拡充など

目標2 ICTを活用した地域産業の活性化、公共事業支援統合システム（CALS/EC）など

目標3 情報セキュリティの強化、情報システムの最適化、庁内ネットワークの整備など

エ 情報化推進方策

① 取組の基本的な考え方

情報化の推進にあたっては、市民、事業者、大学等研究機関及び行政が協力・連携して取り組むことが重要である。

市の情報化（電子市役所）については、市が主体的にその整備に取り組むが、市民・事業者等が主体的に取り組む地域の情報化については、市は「コーディネータ」としての役割を果たすなど、国・県・NPO等との協力、連携のもとで支援を行う。

② 計画の進行管理

- ・ 計画のモニタリングとコントロール

個別の情報システムについては、企画段階での事前評価及び運用段階での事後評価により進行管理を行い、その結果を計画全体に反映させる。

- ・ 計画全体の総合評価

計画の最終年度に、各情報システムの継続・拡充・廃止などの検討結果を次期情報化計画に反映させる。

③ 評価方法

情報システム整備計画の評価については、システム導入前に事前評価を実施して、優先度の高いものから取り組む。また、システム導入後に当初の目的が達成されているのかを検証するため、事後評価を実施する。

④ 情報化推進体制

情報化推進協議会を頂点とした全庁的な推進体制と、各取組の主管部署が属する局における横断的検討・調整を図る局内推進体制のもと、本市情報化の円滑な推進を図る。

⑤ 開発・運用体制

情報システムやネットワーク等の効率的な開発と円滑な運用を確保するため、全庁的な開発・運用管理体制を確保すると共に、職場単位のかみ細かな支援を行うための情報化インストラクターを中心としたサポート環境を確保する。

(2) 庁内ネットワーク整備事業

ア 構築の目的

庁内ネットワークを基盤として様々な情報ネットワークを拡充することにより、インターネット等を活用した情報の提供や収集、各種手続きのオンライン化など、高齢化や市民のニーズの多様化等に対応したサービスの向上及びそれを支える行政運営の更なる高度・効率化を図る。

イ 経緯

- ・平成10年度 庁内ネットワーク構築に関する基本調査
- ・平成11年度 庁内ネットワーク構築の実施設計
- ・平成11年10月 第5回熊本市情報化推進協議会において、庁内ネットワーク構築の基本的な整備方針を承認
- ・平成12年6月 地域イントラネット基盤整備事業交付金決定（郵政省）
- ・平成12年度 本庁舎等のLAN整備、システム開発等の実施
- ・平成13年4月 庁内ネットワーク（Cネット）の運用開始
- ・平成13年度 出先施設等のLAN整備
- ・平成14年度 本庁舎（議会棟）のLAN整備
- ・平成15年度 出先施設（小中学校等）のLAN整備

(3) テレトピア推進事業

熊本テレトピア計画は、昭和60年3月、熊本市と益城町で地域指定を受けた。

この計画は、図書館情報ネットワークシステム、熊本市総合行政情報システム、テクノポリス技術情報システム、ヒューマンコミュニティネットワークシステムの4つのシステムで構成されているが、このうち、本市は、熊本市総合行政情報システム及びヒューマンコミュニティネットワークシステム（CATV）で域内情報化を推進している。

ヒューマンコミュニティネットワークシステム

多様な情報を提供できる都市型CATVにより、市民生活の利便性の向上等を図っており、第三セクター熊本ケーブルネットワーク(株)が推進法人である。

(4) 総合行政情報システム

ア 熊本市電算システム導入基本方針（昭和59年9月27日策定）

① 導入の目的

コンピューターの持つ、優れた情報処理機能及び高速演算機能をこれらの適用が可能な行政の各分野に有効適切に利用することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化、行政運営の近代化を図る。

② システムの概要

- ・本庁と各市民センター等の出先機関を通信回線により結合するオンラインシステムとして運用する。
- ・データベースシステムを基本構造とする。
- ・日本語情報処理システムを採用する。

③ 利用の方向

・当面の目標

住民基本台帳及び印鑑登録証明事務の電算化（＝住民記録システム）を中心とする日本語オンラインデータベースシステムの構築

・将来の目標

住民情報オンラインデータベースシステム、内部情報オンラインデータベースシステム、地域情報オンラインデータベースシステム、及びこれらのシステムを有機的に結合することによって機能する計画情報オンラインデータベースシステムにより構成される「熊本市総合行政情報システム」の構築を目指す。

・運用の基本

電算システムの運用に係るデータ保護については、ハードウェア、ソフトウェアを含む多方面にわたって、実効性の高い所要の措置を講じるとともに、個人情報の外部漏洩等によって、市民のプライバシーが不当に侵害されることのないように十分配慮する。



イ 個人情報の保護・セキュリティ対策

① 運用管理面の対策

「熊本市総合行政情報システムセキュリティ対策実施手順」（平成20年4月1日策定）に基づき電子計算組織の運用管理を充実させるとともに、マシン室入退室、データプログラム及び端末装置操作の管理等を徹底することにより、組織の安全性及び信頼性を向上させ個人情報の保護を図る。

② 設備面の対策

電算システム及びデータ保管室等を自然災害（火災、地震等）又はデータへの不正行為（破壊、改ざん等）などのあらゆる危険から物理的に隔離することにより、個人情報の保護を図る。

③ 技術面の対策

電子計算組織の安全性及び信頼性の向上をハードウェア及びソフトウェア両面から確保することにより個人情報の保護を図る。

ウ 電算システム稼働業務一覧

稼働年度	番号	業務名	稼働年度	番号	業務名	
昭和 60	1	住民記録	平成 元	24	乳児医療	
	2	国民健康保険		25	老人医療	
昭和 61	3	行政基本	平成 2	26	土木設計積算	
	4	国民年金	平成 7	27	特別土地保有税	
	5	下水道水洗化貸付金償還	平成 8	28	母子寡婦福祉資金貸付	
	6	選挙事務	平成 11	29	介護保険	
	7	児童手当	平成 12	30	外国人登録	
	8	学校教育	平成 14	31	保険料収納支援	
	9	印鑑登録	平成 15	32	市税基本	
昭和 62	10	軽自動車税	平成 16	33	市税収滞納支援	
	11	下水道使用料		34	戸籍情報総合	
	12	市・県民税		35	住居表示証明発行	
	13	税収納管理		36	市民税課税支援	
	14	市営住宅管理	平成 17	37	諸税管理（事業所・市たばこ・入湯）	
	15	貸付統合		38	諸税収納	
	16	法人市民税		39	固定資産税家屋評価	
昭和 63	17	固定資産税	平成 18	40	税務地図情報	
	18	母子医療事務		41	税ファイリング	
	19	保育所管理		42	障害者支援費	
	20	老人福祉事務		43	固定資産税異動管理	
	21	障害福祉事務		平成 19	44	保健福祉総合連携
	22	生活保護		平成 20	45	後期高齢者医療制度
	23	下水道受益者負担金				

エ 電算システム機器の構成

(ア) 中央処理装置

A系 (住民情報系) GS21 500/モテ M10G

B系 (内部情報系) GS21 500/モテ M10E

C系 (市民課業務バックアップシステム) GS21 200/モテ M10J

主 (内部) 記憶容量

A系 1GB C系 256MB

B系 1GB

(イ) 補助 (外部) 記憶装置

磁気ディスク装置

1119GB ※1GB=10億バイト (1バイト=1文字)

カートリッジ式磁気テープ装置

2台 (8デッキ)

(ウ) 入出力装置

本体系フロッピィディスク装置 1台

本体系プリンター装置 9台

ネットワーク系端末装置 617台

端末系プリンター装置 198台

総務

15 統計（統計課）

（1） 指定統計調査の実施

統計法で指定されている各種統計調査を実施する。

（主な指定統計調査）

ア 国勢調査（総務省）5年毎

日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。

イ 事業所・企業統計調査（総務省）5年毎

事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本構造を明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成し、提供する。

ウ 住宅・土地統計調査（総務省）5年毎

住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。

エ 就業構造統計調査（総務省）5年毎

国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。

オ 工業統計調査（経済産業省）毎年

製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。

カ 商業統計調査（経済産業省）5年毎

商店を漏れなく調査し、商店分布状況や販売活動の実態及び商店の流通状況を明らかにする。

キ 農林業センサス（農林水産省）5年毎

農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。

ク 全国消費実態調査（総務省）5年毎

国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。

ケ 全国物価統計調査（総務省）5年毎

消費生活において重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービス料金、取り扱い店舗の業態や立地環境など価格決定に関する様々な要素を調査し、店舗間格差、銘柄間格差、地域間格差など価格差の実態を解明する。

コ 漁業センサス（農林水産省）5年毎

漁業の実態を明らかにし統計資料を整備することを目的とする。

サ 経済センサス（総務省、経済産業省）平成21年に簡易調査、平成23年からは本調査を5年毎に実施予定

経済活動の実態を経理的側面から捉えようとするもの。従来大きく区分された産業分野毎に、それぞれ異なる年次及び周期で実施されていたものを統一して実施し、同一時点における我が国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計の整備及び統計精度の向上を図る。

事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査、工業統計調査等が経済センサスに統廃合される予定である。

(2) 統計刊行物の発行

指定統計調査結果を速やかに公表し、諸施策の基本資料とするために各種の統計調査結果報告書を作成し、庁内・庁外に配布する。また、市独自に統計書、市勢要覧等を作成する。

平成15年度からは各種統計調査の結果報告を熊本市ホームページ上で公表している。

(統計調査結果報告書)

- ① 熊本市の人口 (国勢調査結果)
- ② 熊本市の事業所・企業 (事業所・企業統計調査結果報告書)
- ③ 熊本市の商業 (商業統計調査結果報告書)
- ④ 熊本市の工業 (工業統計調査結果報告書)
- ⑤ 熊本市の農業 (農林業センサス結果報告書)

(市独自の統計刊行物)

- ① 熊本市統計書 400部作成
- ② 熊本市勢要覧 1,100部作成
- ③ グラフでみるくまもと 10,000部作成

(3) 統計情報室の運営

本市及び行政機関、その他公共団体及び公共的団体が発行した刊行物で、その内容が統計に関連があるものを収集し、市民及び市職員、他の官公庁職員等に対して閲覧、貸出及び複写に供している。

当資料室は、昭和56年11月の新庁舎落成に伴い開設した。

平成10年度にはパソコンを導入し、統計情報室内にて資料検索を実施。

平成13年2月よりインターネットの熊本市ホームページ中で資料検索システム及び人口統計表の提供を行っている。

平成16年4月より情報プラザへ市刊行物を移管したのを機に、統計情報室と名称を改め、蔵書も各種統計調査結果に関するものを主にしている。

統計情報室利用状況

年度	利用者数	利用冊数	蔵書数
15	719	1,228	17,366
16	268	333	17,864
17	235	456	18,348
18	220	489	18,887
19	145	312	19,366

16 合併・政令指定都市の実現（政令指定都市推進室）

近年、地方分権と地方行財政改革の急速な進展、本格的な人口減少社会・少子高齢化社会の到来等、自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、今後一層複雑化、高度化する行政ニーズに的確に対応するためには、より一層効率的な行政運営と強固な財政基盤の確立が求められている。

また、平成23年春に予定される九州新幹線鹿児島ルートの特設開業は、経済分野はもとより、移動の利便性の向上など住民の生活にいたるまで幅広い分野で様々な効果が期待される一方で、福岡・鹿児島等との都市間・都市圏間競争が激化し、支店等の企業拠点や消費等の流出など、その対応次第では、熊本の埋没・空洞化が懸念される。

九州新幹線の開業効果を最大限に活かし、魅力と活力あふれる熊本を実現していくためには、人々の求める多様なニーズに対応できるよう都市機能を充実し、九州中央における拠点性をさらに向上させていく必要がある。そして、かつてなく厳しい財政状況の中で新しいまちづくりを迅速に進めるためには、これまで以上の権限と財源を確保する必要がある。

政令指定都市の指定の要件については、平成13年8月に政府が発表した「市町村合併支援プラン」において「政令指定都市の指定の弾力化」が盛り込まれ、実際にこの特例を用いて、平成17年に静岡市が清水市との合併により人口70万6千人で政令指定都市に移行したことから、それまで80万人程度とされていた人口要件が、大規模な市町村合併を行った場合に限り70万人程度に緩和されたものと考えられる。

平成17年8月に発表された「新市町村合併支援プラン」においてもこの要件緩和は引き続き盛り込まれ、期限が平成22年3月までに延長されたことから、平成22年3月までに近隣市町村と合併して人口70万人を超えることで本市の政令指定都市実現が可能となる。

このようなことから、市町村を取り巻く状況が急速に変化していく中、今後ますます激化が予想される都市間・都市圏間競争に対応していくための最も有効な手段として、生活圏を一体とする熊本都市圏に、現行制度において権限と財源が最も充実している政令指定都市の実現を目指しているところである。

○広域行政

（1）熊本中央広域市町村圏協議会

高度経済成長による国民の生活水準の向上及び交通網の発達等による住民の日常生活圏の拡大に対応するため、昭和40年代に国（現総務省）において広域市町村圏施策が創設され、昭和47年に、本市を含む2市20町3村による熊本中央広域市町村圏協議会が発足。

広域行政機構の体制としては、協議会、一部事務組合、広域連合の3つに大別できるが、本圏域は法人格を有しない協議会である。（設置根拠：地方自治法第252条の2～6）

ア 協議会の組織

(ア) 構成市町 2市7町

（熊本市、合志市、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）

(イ) 委員 市町長 9名（会長 熊本市長、副会長 合志市長、嘉島町長）

(ロ) 審議委員 構成市町村議会議長 9名

(ハ) 監査委員 益城町監査委員 2名

(ニ) 事務局 熊本市（企画財政局政令指定都市推進室）

(ホ) 事務部会 熊本市事務部会、菊池事務部会、上益城事務部会、広域連携検討部会

イ 活動内容（平成19年度）

- (ア) 総会の開催（平成19年5月26日）
- (イ) 広域連携検討部会政策WG、交流・観光WGの開催
- (ウ) 実施計画の策定（H19～H21）
- (エ）「SALK（さるく）パスポート」の増刷（H20.4月新入生分）
- (オ) 子ども交流促進事業の実施（平成19年10月6、7日開催）
- (カ）「SALK（さるく）マップ」の改訂版の作成
- (キ) 構成市町職員を対象とした研修講演会の開催（平成20年2月14日）

(2) 熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会

人口減少社会の到来や地方分権の推進など基礎自治体を取り巻く環境の大きな変化、また、九州新幹線鹿児島ルートの特急開業による都市間競争に対応するためには、本市のみならず熊本都市圏の九州における拠点性を高めていく必要がある。

そのような中、道州制も視野に入れながら、熊本都市圏の現状や基本的方向性、都市圏戦略などを検討するとともに都市圏の一層の連携強化を図り、都市圏戦略の方策の一つとして、平成18年1月に政令指定都市実現への効果や課題などの研究を行う「熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会」を発足し、熊本県域を牽引する役割を担いつつ九州中央の拠点地域として更なる成長を果たしていくため、平成19年2月に「熊本都市圏ビジョン」を策定、ビジョンに位置づけられた事業を熊本都市圏構成市町村との連携のもと実施している。

ア 研究会委員

- 市町村長 16名（熊本市、宇土市、宇城市、合志市、城南町、富合町、玉東町、植木町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）
- 熊本県 3名
- 学識経験者 6名（大学教授4名、経済界2名）

イ 研究会開催経緯

平成18年 1月10日	第1回熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会
3月28日	第2回熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会
5月10日	第3回熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会
7月20日	第4回熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会
9月5日	第5回熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会
10月3日	第6回熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会
「熊本都市圏ビジョン 基本構想」策定	
平成18年12月27日	第7回熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会
平成19年 1月23日	第8回熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会
2月20日	第9回熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会
「熊本都市圏ビジョン 基本計画」策定	
「熊本都市圏ビジョン」策定	

ウ 主な実施事業（平成19年度）

- (ア) 熊本都市圏水を活かしたまちづくりリレーフォーラム開催（H19年9月5日、H20年2月12日）
- (イ) 水資源保全の啓発事業：新聞広告・ホームページ掲載（H19年8月）、パンフレット作成（H20年1月）
- (ウ) 特産品高付加価値化の推進事業：パンフレット作成（H20年3月）
- (エ) パークアンドライドの検討事業：パークアンドライドマップ作成（H20年3月）

〇合 併

(1) 熊本市・富合町合併協議会（法定協議会）

平成19年1月5日に設置された熊本市・富合町合併協議会では、合併に関する事項を協議する中、同年10月23日開催の第10回協議会において、協議してきた42の項目全てを承認した。

これを受け、合併協定調印式を行い、その後、両市町の臨時議会で廃置分合の議案が議決され、県知事への申請、県議会による議決を経て、県知事による合併の決定が行われた。また、県より総務大臣に対して廃置分合の届出が行われ、平成20年1月30日、総務大臣の告示により同年10月6日合併の効力が生じることとなった。

ア 合併に至る経緯

- 平成18年 5月19日 「熊本市・富合町合併準備協議会（任意協議会）」設置
- 平成19年 1月 5日 「熊本市・富合町合併協議会（法定協議会）」設置
- 平成19年10月31日 合併協定書調印
- 平成19年11月 1日 富合町議会臨時会で廃置分合関連議案が可決
- 平成19年11月 6日 熊本市議会臨時会で廃置分合関連議案が可決
- 平成19年11月 7日 知事への廃置分合申請
- 平成19年12月17日 県議会で廃置分合議案の議決
- 平成19年12月17日 知事による廃置分合の決定
- 平成20年 1月30日 総務大臣の廃置分合の告示
- 平成20年10月 6日 廃置分合（「熊本市」誕生）

イ 協議会の組織

- 会 長 熊本市長
- 副 会 長 富合町長
- 委 員 22名 議会代表（熊本市・富合町各3名）、各種団体代表（熊本市・富合町各4名）、
公募委員（熊本市・富合町各2名）、熊本県2名、熊本市副市長、富合町副町長

ウ 協議会開催経緯（平成19年度）

平成19年 6月 1日	第4回熊本市・富合町合併協議会
7月 3日	第5回熊本市・富合町合併協議会
7月30日	第6回熊本市・富合町合併協議会
8月20日	第7回熊本市・富合町合併協議会
10月 2日	第8回熊本市・富合町合併協議会
10月12日	第9回熊本市・富合町合併協議会
10月23日	第10回熊本市・富合町合併協議会
10月31日	合併協定調印式
平成20年 2月21日	第11回熊本市・富合町合併協議会



(3) 熊本市・城南町合併任意協議会（任意協議会）

城南町において、平成19年9月10日から11月2日まで町内35ヶ所で市町村合併および行政改革推進に係る住民説明会が実施された。また、平成19年11月15日から11月26日まで、町内全有権者を対象に合併に関するアンケートが実施された。その後、平成19年12月5日、城南町長が住民アンケートの結果を公表。平成19年12月13日、城南町長が町議会12月定例会にて住民アンケートの結果を受けて熊本市と合併に関する任意協議会を平成20年に設置する意向を表明し、また、同日、議員から合併問題を調査する「市町村合併調査特別委員会」の設置条例案が提案され、12月19日に条例案が議決された。平成19年12月28日、城南町長が熊本市長と面会し、平成20年の早い時期に任意協議会を設置することで合意。平成20年1月11日、「熊本市・城南町合併任意協議会」が設置された。

ア 協議会の組織

会 長 熊本市長
 副 会 長 城南町長
 委 員 18名 議会代表（熊本市・城南町各3名）、学識経験者（熊本市、城南町各5名）、熊本市副市長、城南町副町長

イ 協議会開催経緯

平成20年 2月 7日	第1回熊本市・城南町合併任意協議会
3月25日	第2回熊本市・城南町合併任意協議会
4月30日	第3回熊本市・城南町合併任意協議会
5月23日	第4回熊本市・城南町合併任意協議会
6月 6日	第5回熊本市・城南町合併任意協議会
7月 9日	第6回熊本市・城南町合併任意協議会

(4) 熊本市・植木町合併問題調査研究会

平成19年11月14日、植木町長からの提案により、職員同士の勉強会である「熊本市・植木町の政令市及び合併に関する研究会」を設置し、事務レベルの調査・研究を行い、両市町の事務事業等についてまとめた報告書を作成。平成19年12月26日両市町長に研究結果についての報告を行った。その結果を受け、植木町では平成20年1月25日から2月9日にかけて植木町長が町内9地区で「町政懇談会」を実施した。平成20年3月13日、植木町長が町議会3月定例会において、仮に合併した場合の将来像を住民に示すための調査研究の場である「(仮称)熊本市・植木町合併問題調査研究会」を設置する意向を表明され、平成20年3月14日、植木町長が熊本市長を訪問し「(仮称)熊本市・植木町合併問題調査研究会」設置の申し入れが行われ、熊本市長もこれを了承。平成20年4月1日、「熊本市・植木町合併問題調査研究会」が設置された。

ア 研究会の組織

会 長 熊本市長
副 会 長 植木町長
委 員 18名 議会代表(熊本市・植木町各3名)、学識経験者(熊本市、植木町各5名)、熊本市副市長、植木町副町長

イ 研究会開催経緯

平成20年	4月21日	第1回熊本市・植木町合併問題調査研究会
	5月26日	第2回熊本市・植木町合併問題調査研究会
	7月 2日	第3回熊本市・植木町合併問題調査研究会
	7月28日	第4回熊本市・植木町合併問題調査研究会
	8月20日	第5回熊本市・植木町合併問題調査研究会

(5) 熊本市・益城町合併任意協議会(任意協議会)

平成19年12月、益城町長が町議会12月定例会において、熊本市との合併や政令市に関する研究会を設置する考えを表明。また、熊本市長が市議会12月定例会において同研究会の設置について両市町で検討している旨の答弁を行った。平成20年1月22日、両市町の住民代表者や学識経験者等で構成された「益城町の明日と政令指定都市を考える研究会」が発足し、熊本市と益城町が合併し政令指定都市になったと想定した場合の益城町の将来像や町民生活に与える影響について調査研究が行われ、平成20年4月2日、研究結果について上野会長(熊本大学教授)から両市町長へ報告が行われた。平成20年4月9日、益城町長が益城町議会全員協議会で、熊本市との任意協議会の設置を表明し、翌10日、両市町長が任意協議会の設置について合意。平成20年4月23日「熊本市・益城町合併任意協議会」が設置された。

ア 協議会の組織

会 長 熊本市長
副 会 長 益城町長
委 員 18名 議会代表(熊本市・益城町各3名)、住民代表(熊本市・益城町各5名)、熊本市副市長、益城町副町長

イ 協議会開催経緯

平成20年	5月12日	第1回熊本市・益城町合併任意協議会
	5月20日	第2回熊本市・益城町合併任意協議会
	7月4日	第3回熊本市・益城町合併任意協議会
	7月25日	第4回熊本市・益城町合併任意協議会
	8月12日	第5回熊本市・益城町合併任意協議会

○政令指定都市

(1) 『政令指定都市実現に向けたシンポジウム 2007』の開催

熊本都市圏が九州中央における拠点性を高めるとともに、住民が住み続けたいと思えるような行政サービスの充実したまちづくりを実現するためには、熊本都市圏に政令指定都市を実現させる必要があるため、政令指定都市の制度や効果などを多くの市民・県民に理解していただき、その実現に向けての機運の醸成を図ることを目的としたシンポジウムを開催した。

ア 開催日時 平成19年10月1日(月) 午後2時～午後5時

イ 場所 鶴屋ホール

ウ 内容

(ア) 基調講演 講師 石原 信雄氏 ((財) 地方自治研究機構会長)

演題 政令指定都市と地方自治

(イ) 先進事例発表 発表者 小嶋 善吉氏 (静岡市長)

演題 活発に交流し価値を創り合う自立都市を目指して

(ロ) パネルディスカッション

テーマ 「政令指定都市実現による魅力あるまちづくりを目指して」

コーディネーター 上野 眞也氏 (熊本大学政策創造研究教育センター教授)

パネリスト 小嶋 善吉氏 (静岡市長)

鳥丸 聡氏 ((株) 鹿児島地域経済研究所 経済調査部長)

吉山 壽一氏 (熊本商工会議所青年部会長)

西 英子氏 (熊本県立大学環境共生学部准教授)

幸山 政史 (熊本市長)

(2) 政令指定都市実現に向けての事務事業等に関する庁内検討会議

熊本都市圏に政令指定都市が実現することを想定し、熊本県から熊本市へ事務の移譲が予定される法令事務等、並びに庁内体制について研究を行う。

また、熊本県においても熊本市の政令指定都市への円滑な移行に資することを目的として「熊本市の政令指定都市移行に関する庁内検討会議」が設置され、熊本市の政令指定都市移行に伴い県から市に移譲される事務やその他移行による県行政への影響の調査・研究を行うこととしており、今後、県との情報交換及び協議を定期的実施し、相互が連携を図りながら協力することとしている。

ア 組織構成

委員長 政令指定都市推進室長

副委員長 行政経営課長、政令指定都市推進室次長

委員 ①市長事務部局（局主管課長、市長室長、総務課法制室長、人事課長、財政課長、会計室次長、市民病院事務局総務課長、消防局総務課長）

②議会（議会事務局総務課長）

③行政委員会（選挙管理委員会事務局次長、監査事務局次長、農業委員会事務局次長、人事委員会事務局調査課長、教育委員会事務局総務課長）

④公営企業（水道局総務課長、交通局総務課長）

イ 設置日 平成19年3月6日

ウ 会議開催経緯

平成19年4月27日	第1回政令指定都市実現に向けての事務事業等に関する庁内検討会議
8月8日	第2回政令指定都市実現に向けての事務事業等に関する庁内検討会議
平成20年3月28日	第3回政令指定都市実現に向けての事務事業等に関する庁内検討会議

(3) 政令指定都市実現に向けた広報・啓発

政令指定都市の実現に向けた機運の醸成を図るため、様々な市民への周知及び広報活動を行っている。

ア 懸垂幕の掲出

イ 市電へのPRカラー広告の車外ラッピング

ウ 新聞広告の掲載

エ PR看板の設置（市内5箇所）

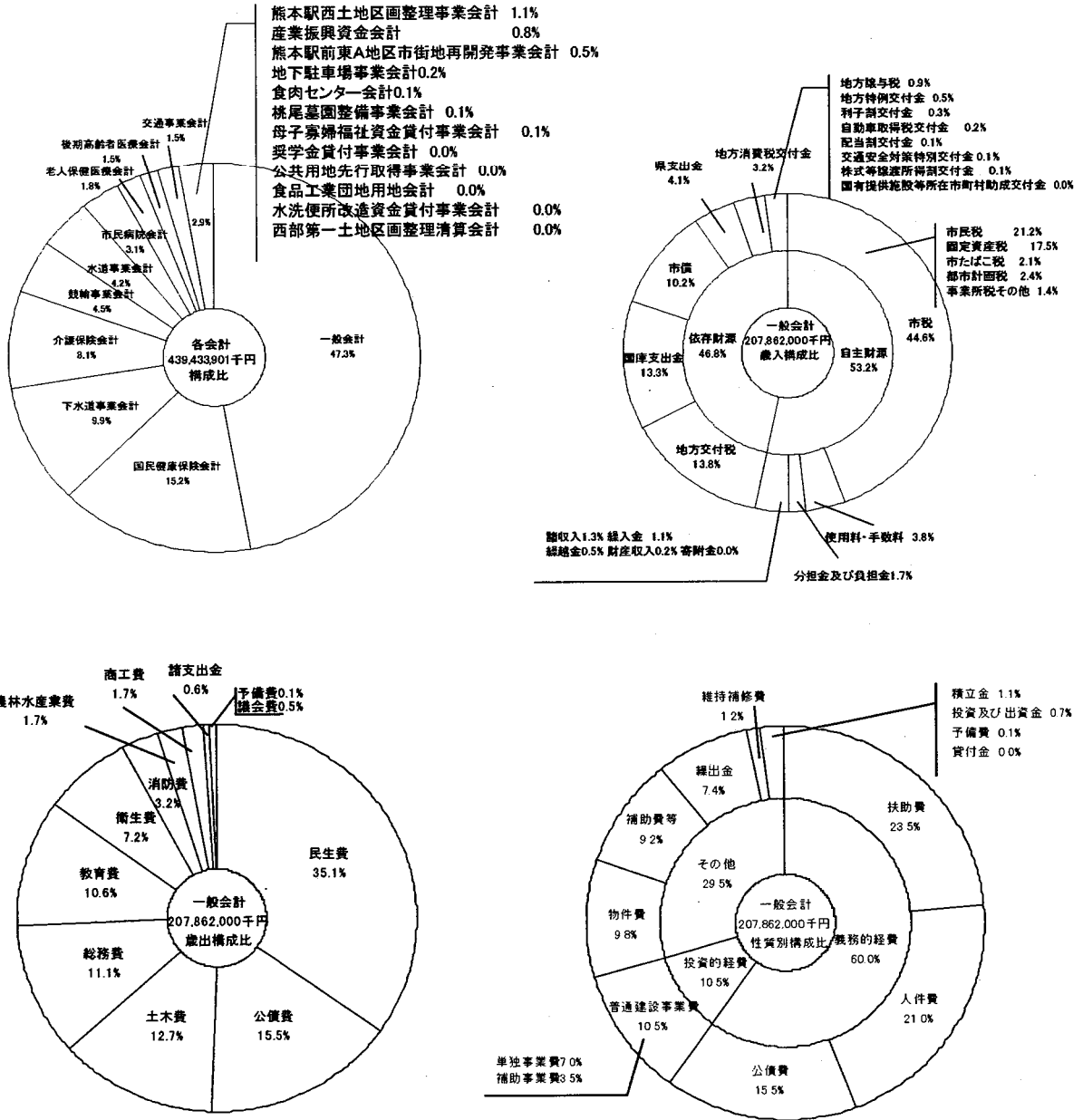
オ オープンハウスの実施

カ 地域説明会の実施

キ シンポジウムの開催

17 財政

(1) 平成20年度当初予算図表



(2) 予算総括表

(単位:千円)

区 分 会 計 名	A		B		A-B	
	平成20年度	% 構成比	平成19年度	% 構成比	比 較	% 伸率
一 般 会 計	207,862,000	47.3	207,823,000	42.8	39,000	0.0
特 別 会 計	149,489,327	34.0	201,665,243	41.6	△ 52,175,916	△ 25.9
国民健康保険会計	66,591,000	15.2	70,874,000	14.6	△ 4,283,000	△ 6.0
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	254,000	0.1	190,300	0.1	63,700	33.5
介護保険会計	35,382,022	8.1	35,723,544	7.4	△ 341,522	△ 1.0
老人保健医療会計	7,870,000	1.8	59,825,000	12.3	△ 51,955,000	△ 86.8
後期高齢者医療会計	6,769,000	1.5	0	0.0	6,769,000	皆増
桃尾墓園整備事業会計	457,300	0.1	492,700	0.1	△ 35,400	△ 7.2
食肉センター会計	587,827	0.1	603,617	0.1	△ 15,790	△ 2.6
産業振興資金会計	3,708,000	0.8	3,908,000	0.8	△ 200,000	△ 5.1
食品工業団地用地会計	87,603	0.0	86,080	0.0	1,523	1.8
競輪事業会計	19,907,800	4.5	24,540,048	5.1	△ 4,632,248	△ 18.9
地下駐車場事業会計	654,543	0.2	655,115	0.1	△ 572	△ 0.1
公共用地先行取得事業会計	159,856	0.0	48,844	0.0	111,012	227.3
熊本駅前東A地区市街地再開発事業会計	2,030,480	0.5	1,421,917	0.3	608,563	42.8
西部第一土地区画整理清算会計	351	0.0	701	0.0	△ 350	△ 49.9
熊本駅西土地区画整理事業会計	4,801,117	1.1	3,057,277	0.6	1,743,840	57.0
水洗便所改造資金貸付事業会計	59,430	0.0	68,420	0.0	△ 8,990	△ 13.1
奨学金貸付事業会計	168,998	0.0	169,680	0.1	△ 682	△ 0.4
一般会計・特別会計合計	357,351,327	81.3	409,488,243	84.4	△ 52,136,916	△ 12.7
企 業 会 計	82,082,574	18.7	75,733,625	15.6	6,348,949	8.4
市民病院会計	13,665,201	3.1	13,826,709	2.8	△ 161,508	△ 1.2
水道事業会計	18,370,327	4.2	19,859,400	4.1	△ 1,489,073	△ 7.5
下水道事業会計	43,578,312	9.9	35,460,289	7.3	8,118,023	22.9
交通事業会計	6,468,734	1.5	6,587,227	1.4	△ 118,493	△ 1.8
総 計	439,433,901	100.0	485,221,868	100.0	△ 45,787,967	△ 9.4

(3) 一般会計性質別集計表

(単位：千円)

	A		B		A-B	
	平成20年度	% 構成比	平成19年度	% 構成比	比較	% 伸率
人件費	43,629,075	21.0	43,475,278	20.9	153,797	0.4
扶助費	48,831,502	23.5	48,632,714	23.4	198,788	0.4
公債費	32,217,004	15.5	31,621,100	15.2	595,904	1.9
義務的経費	124,677,581	60.0	123,729,092	59.5	948,489	0.8
普通建設(補助)	7,303,298	3.5	9,917,776	4.8	△ 2,614,478	△ 26.4
普通建設(単独)	14,481,709	7.0	14,406,439	6.9	75,270	0.5
災害復旧費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
投資的経費	21,785,007	10.5	24,324,215	11.7	△ 2,539,208	△ 10.4
物件費	20,424,453	9.8	21,194,696	10.2	△ 770,243	△ 3.6
維持補修費	2,498,653	1.2	2,509,024	1.2	△ 10,371	△ 0.4
補助費等	19,181,163	9.2	15,204,487	7.3	3,976,676	26.2
積立金	2,265,189	1.1	2,185,783	1.1	79,406	3.6
投資及び出資金	1,377,908	0.7	47,819	0.0	1,330,089	2,781.5
貸付金	80,000	0.0	80,000	0.0	0	0.0
繰出金	15,452,046	7.4	18,427,884	8.9	△ 2,975,838	△ 16.1
その他の経費	61,279,412	29.4	59,649,693	28.7	1,629,719	2.7
予備費	120,000	0.1	120,000	0.1	0	0.0
合計	207,862,000	100.0	207,823,000	100.0	39,000	0.0

総務

(4) 一般会計決算の推移

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分	19			18			17			16			15		
	構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率	
自 主 財 源	113,217,941	53.2	6.3	106,526,930	51.0	3.0	103,388,989	49.7	2.1	101,219,238	45.7	1.0	100,227,188	46.7	△ 3.9
市 税	90,989,431	42.8	6.5	85,422,408	40.9	1.1	84,506,439	40.6	2.8	82,219,526	37.1	0.4	81,930,714	38.1	△ 3.4
分 担 金 及 び 負 担 金	3,501,012	1.6	2.7	3,409,627	1.6	3.3	3,300,463	1.6	9.0	3,027,092	1.4	4.8	2,887,805	1.3	△ 6.2
使 用 料 及 び 手 数 料	7,699,133	3.6	0.1	7,694,070	3.7	0.5	7,655,062	3.7	△ 0.7	7,710,938	3.5	0.7	7,659,889	3.6	0.0
財 産 収 入	832,556	0.4	2.8	809,600	0.4	△ 4.3	845,606	0.4	3.3	818,846	0.4	138.2	343,738	0.2	5.7
寄 附 金	34,271	0.0	△ 87.1	266,369	0.1	△ 35.1	410,590	0.2	57.4	260,819	0.1	148.2	105,100	0.0	△ 56.6
繰 入 金	2,211,492	1.0	84.0	1,201,574	0.6	58.9	755,990	0.4	△ 41.0	1,282,055	0.6	1,029.9	113,462	0.1	599.9
繰 越 金	5,188,597	2.4	23.4	4,204,444	2.0	21.5	3,459,046	1.7	1.2	3,417,560	1.5	△ 30.3	4,899,960	2.3	△ 6.0
諸 収 入 (除く収益事業収入・受託事業収入)	2,061,449	1.1	△ 31.7	3,018,838	1.5	28.1	2,355,793	1.1	3.2	2,282,402	1.0	6.8	2,136,520	1.0	△ 3.7
収 益 事 業 収 入	700,000	0.3	40.0	500,000	0.2	400.0	100,000	0.0	△ 50.0	200,000	0.1	33.3	150,000	0.1	△ 78.6
依 存 財 源	99,394,507	46.8	△ 3.1	102,536,162	49.0	△ 2.1	104,691,163	50.3	△ 12.9	120,249,955	54.3	5.0	114,572,747	53.3	△ 2.9
地 方 課 税 与 税	1,833,383	0.9	△ 69.1	5,929,110	2.8	41.6	4,186,853	2.0	40.2	2,986,652	1.3	70.8	1,748,109	0.8	5.1
利 子 譲 交 付 金	397,427	0.2	32.3	300,393	0.1	△ 31.5	436,785	0.2	△ 43.5	777,265	0.4	7.1	725,861	0.3	△ 36.0
配 当 割 交 付 金	259,175	0.1	42.2	182,246	0.1	40.0	130,182	0.0	94.6	66,901	0.0	皆増			
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	123,761	0.0	△ 18.5	151,891	0.1	△ 15.1	178,809	0.1	117.9	82,044	0.0	皆増			
地 方 消 費 税 交 付 金	6,780,542	3.2	△ 1.1	6,858,178	3.3	4.3	6,577,537	3.1	△ 7.6	7,118,855	3.2	12.0	6,356,234	3.0	11.2
自 動 車 取 得 税 交 付 金	580,865	0.3	△ 5.3	613,322	0.3	△ 0.4	616,056	0.3	1.0	609,916	0.3	3.8	587,870	0.3	2.6
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0		0	0.0		0	0.0	皆減	165	0.0	皆増			皆減
地 方 特 例 交 付 金	688,229	0.3	△ 72.6	2,512,339	1.2	△ 18.0	3,063,791	1.5	2.4	2,990,979	1.4	△ 8.1	3,254,360	1.5	12.1
地 方 交 付 税	28,296,243	13.3	△ 8.1	30,801,736	14.7	△ 8.8	33,760,975	16.2	△ 4.8	35,459,258	16.0	△ 5.0	37,332,789	17.4	△ 14.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	172,794	0.1	0.8	171,358	0.1	6.5	160,931	0.1	0.7	159,812	0.1	△ 3.6	165,812	0.1	6.9
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	6,141	0.0	3.4	5,940	0.0	0.6	5,904	0.0	0.0	5,904	0.0	1.0	5,846	0.0	△ 0.5
国 庫 支 出 金	30,602,975	14.4	10.9	27,607,541	13.2	△ 11.4	31,160,547	15.0	△ 3.0	32,127,471	14.5	△ 3.1	33,161,426	15.4	1.6
県 支 出 金	8,486,687	4.0	18.6	7,157,652	3.4	24.3	5,760,631	2.8	37.6	4,186,930	1.9	6.4	3,935,495	1.8	△ 3.2
受 託 事 業 収 入	169,985	0.1	△ 2.5	174,256	0.1	△ 7.0	187,462	0.1	7.2	174,903	0.1	△ 5.8	185,645	0.1	4.7
市 債	20,996,300	9.9	4.6	20,070,200	9.6	8.7	18,462,700	8.9	△ 44.9	33,503,000	15.1	23.6	27,113,300	12.6	7.6
うち臨時財政対策債	4,612,400	2.2	△ 9.3	5,083,400	2.4	△ 10.7	5,894,100	2.7	△ 23.4	7,430,600	3.4	△ 28.3	10,363,800	4.8	62.4
合 計	212,612,448	100.0	1.7	209,063,092	100.0	0.5	208,080,152	100.0	△ 6.0	221,469,193	100.0	3.1	214,799,935	100.0	△ 3.4

※平成19年度は決算見込額

(歳出)

(単位：千円、%)

区 分	19			18			17			16			15		
	構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率	
歳 会 費	1,025,105	0.5	1.1	1,014,183	0.5	△ 5.5	1,073,105	0.5	2.5	1,046,518	0.5	△ 0.9	1,055,926	0.5	0.8
総 務 費	23,195,336	11.1	6.1	21,854,555	10.7	0.5	21,736,039	10.7	△ 2.8	22,369,180	10.3	4.0	21,510,809	10.2	1.8
民 生 費	70,799,703	33.9	4.0	68,105,399	33.4	2.6	66,349,758	32.5	1.5	65,354,903	30.0	4.0	62,838,082	29.7	3.6
衛 生 費	14,497,668	6.9	△ 1.0	14,640,595	7.2	9.9	13,322,641	6.5	1.1	13,181,095	6.0	△ 0.4	13,231,459	6.3	△ 21.8
農 林 水 産 業 費	3,532,127	1.7	△ 16.9	4,249,116	2.1	5.7	4,018,752	2.0	5.3	3,814,855	1.7	0.2	3,808,061	1.8	△ 9.2
商 工 費	3,120,776	1.5	8.8	2,867,608	1.4	△ 7.3	3,092,694	1.5	0.4	3,079,317	1.4	△ 14.5	3,600,341	1.7	△ 13.2
土 木 費	29,179,317	13.9	5.6	27,629,928	13.6	△ 6.7	29,614,686	14.5	△ 1.4	30,020,693	13.8	△ 17.6	36,430,418	17.2	1.8
消 防 費	6,831,965	3.3	0.9	6,771,447	3.3	1.0	6,706,406	3.3	△ 2.7	6,894,748	3.2	0.6	6,856,679	3.2	△ 1.9
教 育 費	22,720,758	10.9	0.9	22,522,557	11.0	△ 2.6	23,130,981	11.4	△ 10.4	25,819,062	11.8	6.5	24,232,831	11.5	△ 1.2
災 害 復 旧 費	20,569	0.0	6.1	19,380	0.0	65.3	11,721	0.0	△ 94.1	197,713	0.1	皆増			
公 債 費	32,820,131	15.7	△ 0.0	32,824,427	16.1	△ 1.1	33,183,725	16.3	△ 25.3	44,414,153	20.4	23.2	36,057,831	17.1	△ 10.1
諸 支 出 金	1,344,600	0.6	△ 2.2	1,375,300	0.7	△ 15.9	1,635,200	0.8	△ 10.1	1,817,900	0.8	2.1	1,780,600	0.8	△ 3.0
合 計	209,088,055	100.0	2.6	203,874,495	100.0	△ 0.0	203,875,708	100.0	△ 6.5	218,010,147	100.0	3.1	211,403,037	100.0	△ 2.7

※平成19年度は決算見込額

(5) 財政指標 (普通会計ベース)

(単位 千円)

年 度 区 分	15			16			17			18			19		
		伸 率	指 数		伸 率	指 数		伸 率	指 数		伸 率	指 数		伸 率	指 数
基準財政需要額	106,267,417	△4.6	100	103,211,587	△2.9	97	103,578,882	0.4	97	103,334,330	△0.2	97	101,854,448	△1.4	96
基準財政収入額	68,187,020	△1.0	100	68,982,422	1.2	101	70,896,003	2.8	104	73,721,276	4.0	108	74,342,053	0.8	109
標準税収入額	90,281,797	△1.1	100	91,317,455	1.1	101	93,081,665	1.9	103	96,196,756	3.3	107	97,232,894	1.1	108
標準財政規模	126,267,331	△5.5	100	125,546,620	△0.6	99	125,764,544	0.2	100	125,969,450	0.2	100	124,571,093	△1.1	99
財政力指数	0.630			0.643			0.665			0.689			0.709		
実質収支比率(%)	2.2			2.0			2.7			2.9			2.2		
経常収支比率(%)	85.4			87.8			87.6			89.5			92.0		
公債費比率(%)	20.0			19.6			19.0			19.8			19.3		

(注) 平成19年度は決算見込額を示す。



18 土地開発基金（管財課）

設 置	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する
基金の額	2,598,187千円（平20.3.31現在）
運 用	基金の設置の目的に応じ基金の確実かつ効率的な運用に努める。

19 市庁舎概要（管財課）

市庁舎は、昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成し、26年を経過している。建設にあたっては、建物を新しくするばかりでなく、内容的にも市庁舎はどうあるべきかとの基本理念を踏まえ、住民サービスに直結する窓口部門を集中するなど市民への配慮を行うとともに、環境への負担に配慮しつつ執務環境の向上を目指した。

（1）建物概要

所在地	手取本町1番1号	
敷地面積	10,007.20㎡	
建築面積	5,583.54㎡	
延面積	39,709.43㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）	
構造・規模	高層棟	鉄骨造 地下2階地上15階建
	議会棟	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階建
高さ	高層棟	軒高62.10m
	議会棟	軒高26.00m
工期	着工	昭和54年 3月17日
	竣工	昭和56年10月31日
総事業費	112億2,000万円	
財源内訳	基金	62億5,000万円
	起債	47億3,000万円
	一般財源	2億4,000万円
事業費内訳	建築工事	65億3,000万円
	設備その他工事	36億6,000万円
	委託費	5億6,000万円
	備品費	4億7,000万円

(2) 建物の特色・特徴

ア 窓口事務部門の集約化

市民課を中心として窓口部門を1～2階に集中的に配し、その間をエスカレーター2基で結ぶことにより、立体的総合窓口化を図った。

イ 市民ホール、展示ホール等の設置

市民のコミュニティの場、憩いの場としてのスペースを確保するため、市民ホール、展示ホール、展望ロビー等を設置している。

ウ 美術文化の導入

庁舎建物に地域性、芸術性等の文化的潤いを加味するよう努め、地元画家の壁画をはじめ、彫刻、美術、照明、壁掛、美術パネル等の美術装飾を積極的にとり入れた。

エ 熊本城との調和

庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状について高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式をとり入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図った。

オ 身体障害者への配慮

身体障害者への配慮として、出入口は全てスロープ式とし自動ドアを取り付けているほか、エレベーターには特別な装置を施しており、専用トイレも8カ所設置している。

また、バリアフリーの観点から障害者にも優しい庁舎を目指し、各種の取り組みを行っている。

カ 防災設備

風水害、火災あるいは地震等に対しては、防潮板やスプリンクラーの取り付け、バルコニーの設置など設計上からも万全を期しており、特に耐震性は阪神・淡路大地震クラスの地震にも耐える建物である。

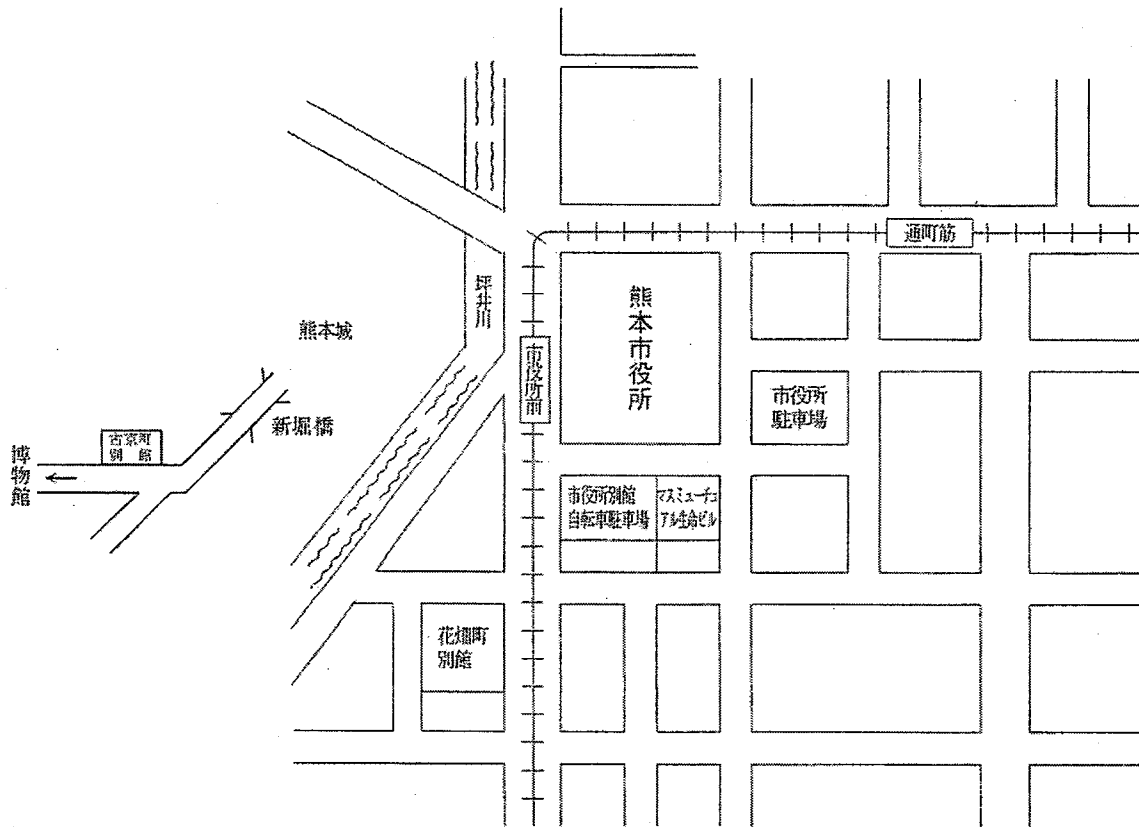
キ 省エネルギー対策

高層棟の各階にはバルコニーが設置されているため、これが日本家屋の軒庇の効用と同じく太陽直射熱を遮って、外部からの熱負荷を軽減させている。

また、窓ガラスは断熱性の高い複層ガラスを用いているほか、外壁については内貼材（スタイロホーム）を使用し断熱効果を高めている。



庁舎位置図



花畑別館

下水道総務課 下水道建設課 下水道維持課 下水道経営計画室	階 4
熊本市歴史文書資料室 選挙管理委員会事務局	3
河川課	2

市役所別館

大会議室	階 8
会議室	7
統計課	6
契約検査室	5
自転車駐車場	4 3 1

マスミューチュアル生命ビル

教育委員会 施設課	階 7
教育長室 総務企画課	6
学務課 教職員課 指導課	5
人権教育指導室 健康教育課	4
文化財課 生涯学習課	3
社会体育課	2

産業文化会館

消費者センター	階 5
経営支援課	4

古京町別館

人材育成センター	階 2
熊本城総合事務所	1

旧勤労婦人センター

熊本駅周辺整備事務所	階 2
------------	-----

本 庁 舎

		機械室			機械室	階 15
		レストラン	展望ロビー	大ホール		14
		人事委員会事務局	人事委員会室	熊本市・富合町合併協議会	政令指定都市推進室	車両管理課
		監査委員室	監査事務局		農業委員会事務局	
		用地課	用地調整課	男女共生推進課	文化国際課	
		総務課 (文書集配)	生活安全課	地籍調査課 (中央・五福まちづくり文庫室)	地域づくり推進課	市民協働推進課
		公園課	開発景観課	交通計画課		
		建築指導課	建築審査室	都市計画課	都市建設局長室	
		土木総務課		土木管理課		
		道路整備課	技術管理課	青少年育成課	要保護児童対策室	子ども政策課
		建築計画課 (建築物安全推進室)		住宅課	住宅協会	
		設備課	営繕課		都心活性推進課	
		耕地課	生産流通課 (地産地消推進室)	農業政策課 (担い手推進室)		
		外部監査人室	観光政策課(観光事業室)	商業労政課	産業政策課	経済振興局長室
		指導監査課	浄化対策課	廃棄物指導課	廃棄物計画課	環境施設整備室
		水保全課	緑保全課	環境企画課	環境保全局長室	
		人事課	職員厚生課			管財課
		共済組合事務局	地域保健福祉課	健康福祉政策課 (健康づくり推進室)	健康福祉局長室	
委員会室			秘書課	副市長室	市長室	
議場	議員控室	渡り廊下	企画財政局長室		企画課	財政課
			市政記者室	広報課	行政経営課	総務課(法制室)
議長室 副議長室 議員控室 議事事務局 議会事務局 総務課 議事課		職員組合	情報政策課	浄書室	第一職員組合	危機管理防災室
		電話交換室	保育幼稚園課			子育て支援課
委員会室	保護第二課		保護第一課	市民税課	納税課	主税課
	高齢介護福祉課		生活保護申請相談室	喫茶室	人権推進総室	
		障がい保健福祉課	福祉総合相談室	国民年金課	国民健康保険課	保険料収納課
		広聴課	市政情報プラザ	市民相談室	CDコーナー	水道料金納入所
				総合案内	指定金融機関	
		CDコーナー		衛生管理室	食堂	時間外出入口
		運転士控室		美容室	理容室	展示コーナー
				時計店	売店	郵便局
				公用車集中管理室	公用車駐車場	
議会棟		機械室		行政棟		地下 1
				中央監視室		地下 2



(3) 熊本市役所駐車場

所在地	下通1丁目1番8号			
開設年月	昭和55年4月			
床面積	8,054㎡			
収容台数	339台 { 2階 36台 5階 62台 3階 62台 6階 55台 4階 62台 屋階 62台			
駐車料金	区 分		駐車料金	
	1	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午前8時30分から 午後5時30分まで	規則で定める用務先 確認印がある場合 (1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円
				規則で定める用務先 確認印がない場合 (1) 駐車を開始した時から1時間以内は400円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円
	2	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午後5時30分から 午後10時まで	規則で定める用務先 確認印がある場合 (1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円
				規則で定める用務先 確認印がない場合 (1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円
	3	土曜日、日曜日及び 休日	午前8時30分から 午後10時まで	規則で定める用務先 確認印がある場合 (1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円
				規則で定める用務先 確認印がない場合 (1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円
	備考 駐車場の閉鎖時刻までに出庫しなかった場合における閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに150円を別に徴収する。			
	営業概要	台数	369,816台	
	(平成19年度)	収入	64,138,140円	

(4) 辛島公園地下駐車場

都心部においては、駐車需給バランスのくずれによる交通混雑並びに駐車場不足に伴う商業、業務の低下を招いている。そこで道路本来の機能回復と商業の活性化を図ることを目的に、都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所在地	辛島町1番地下1号
敷地面積	10,300㎡
延面積	22,775㎡
構造	鉄筋コンクリート造地下2階4層
工期	平成元年3月～平成4年11月
供用開始	平成5年2月1日
供用日	年中無休
収容台数	自動車625台 二輪車400台 自転車500台
入出庫できる時間	午前7時～翌日午前1時(地下駐車場) 午前8時～午後10時(自転車駐車場)

駐車料金

区 分	駐 車 料 金	
基 本 料 金	30分までごとに 100円	
夜 間 料 金	午後11時から翌日午前7時まで 1,000円	
全日定期駐車料金(機械式)	1月	25,000円
全日定期駐車料金(自走式)	1月	27,000円
平日定期駐車料金(機械式)	1月	13,000円
平日定期駐車料金(自走式)	1月	17,000円
カ ー ド 式 回 数 券	50円券	11枚 500円
	100円券	11枚 1,000円
	200円券	11枚 2,000円
	400円券	11枚 4,000円
	100円券	6,000枚 500,000円
	200円券	6,000枚 1,000,000円
	400円券	6,000枚 2,000,000円
	プリペイド 3,300円券	3,000円
#	5,500円券	5,000円

利用状況

年度	自 動 車		二 輪 車	自 転 車
	台 数	駐車場使用料収入	台 数	台 数
14	459,104	303,235,400	161,833	155,445
15	432,730	278,612,300	161,911	127,945
16	383,082	244,704,000	156,780	118,708
17	369,585	229,495,200	153,028	107,532
18	384,782	246,043,300	145,451	93,599
19	375,928	202,030,150	146,095	88,298

※二輪車、自転車は無料

駐車場公社

名 称	財団法人 熊本市駐車場公社
設 立 年 月 日	平成5年1月18日
目 的	熊本市における道路交通の円滑化及び都市機能の確保を図り、もって市民の安全と福利の増進に寄与する
事 業	熊本市から委託された路外駐車場の管理 路外駐車場の設置及び管理 熊本市の駐車場施策に協力する事業 自治体等施設の管理 自治体等の市民サービスの提供に伴う受託事業 市民サービスの提供に係る講習・セミナーに関する事業 カーシェアリング・カーケア等に関する事業 公社が管理する施設の利用者の利便を図るために行うコインロッカーの設置及び飲食物等の提供等の事業 全各号に付帯する一切の業務 その他公社の目的を達成するために必要な事業
基 本 財 産	50,000千円(市出損金)

20 市 税

(1) 市税の税率及び納期

税 目		税 率	納 期 (限)	
市 民 税	個人	均等割	3,000円	
		所得割	課税所得金額の6%	
	法人	均等割	(1) 次に掲げる法人 ア 公共法人及び公益法人等 イ 人格のない社団等 ウ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの (ア及びイに掲げる法人を除く) エ 資本金の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額。以下この表において同じ。)を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数((2)から(9)までにおいて「従業者数の合計数という。」)が50人以下のもの 年額 60,000円	・確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内、ただし、税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長 ・公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4月30日
			(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 144,000円	
			(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 156,000円	
			(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額 180,000円	
			(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 192,000円	
			(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額 480,000円	
			(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 492,000円	
			(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額 2,100,000円	
法人	法人税割		$\frac{14.7}{100}$	
県 民 税	個人	均等割	1,500円	
		所得割	課税所得金額の4%	
固定資産税			$\frac{1.4}{100}$ 1期 5/1 ~ 5/31 2期 7/1 ~ 7/31 3期 9/1 ~ 9/30 4期 12/1 ~ 12/31	
都市計画税			$\frac{0.2}{100}$ 固定資産税と同じ	

税 目	税 率	納 期 (限)	
軽自動車税	1 原動機付自転車		
	ア 総排気量が50cc以下	1,000円	
	イ 90cc以下	1,200円	
	ウ 125cc以下	1,600円	
	エ ミニカー	2,500円	
	2 軽自動車		
	ア 二輪のもの(側車付を含む)	2,400円	
	イ 三輪のもの	3,100円	
	ウ 四輪以上のもの		
	乗用のもの	営業用 5,500円 自家用 7,200円	5/1~5/31
	貨物用のもの	営業用 3,000円 自家用 4,000円	
	エ 雪上車	2,400円	
	3 小型特殊自動車		
ア 農耕作業用のもの	1,600円		
イ その他のもの	4,700円		
4 二輪の小型自動車			
総排気量が250cc超	4,000円		
市たばこ税	製造タバコ1,000本につき3,298円 (旧3級品の製造タバコは1,000本につき1,564円)	前月分を毎月末日まで	
事業所税	(7) 資産割 事業所床面積 1㎡につき年600円 (4) 従業者割 従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$	法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 翌年3月15日	
入湯税	入湯客1人1日につき 150円	前月分を毎月15日まで	



(2) 納税義務者の推移

税 目		年 度					
		15	16	17	18	19	
市 民 税	普 通 徴 収	均等割のみ	18,037	18,373	16,210	16,477	17,256
		所得割のみ	19,061	20,404	1,231	1,422	1,363
		完全納税者	79,190	80,148	104,525	121,220	121,241
		計	116,288	118,925	121,966	139,119	139,860
	特 別 徴 収	均等割のみ	4,625	4,851	4,364	4,261	4,344
		所得割のみ	19,106	19,039	-	-	-
		完全納税者	133,283	132,337	153,319	154,049	155,818
		計	157,014	156,227	157,683	158,310	160,162
	小 計		273,302	275,152	279,649	297,429	300,022
	法人調定件数		27,828	27,958	28,223	28,631	28,734
固 定 資 産 税	土地及び家屋	187,462	189,091	190,644	191,906	193,677	
	償却資産	(4,305)	(4,527)	(4,498)	(4,560)	(4,633)	
	小 計	187,462	189,091	190,644	191,906	193,677	
軽自動車税		182,390	187,200	192,574	198,186	203,470	
合 計		670,982	679,401	691,090	716,152	725,903	
対 前 年 度	増 加 数	4,250	8,419	11,689	24,324	9,751	
	伸 率 (%)	101	101	102	104	101	

(注) 償却資産に係る()は土地及び家屋を含む。

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

年度		18			19			
		調定額	収入額	収入率(%)	調定額	収入額	収入率(%)	
市民税	個人分	普通徴収	9,541,751	8,820,296	92.4	11,570,131	10,414,373	90.0
		特別徴収	19,036,017	18,983,491	99.7	22,009,310	21,942,328	99.7
		計	28,577,768	27,803,787	97.3	33,579,441	32,356,701	96.4
	法人分	10,073,100	10,024,147	99.5	10,276,509	10,204,974	99.3	
	小計	38,650,868	37,827,934	97.9	43,855,950	42,561,675	97.0	
固定資産税	固定資産	土地・家屋・償却資産	34,634,207	33,620,414	97.1	35,461,798	34,402,209	97.0
	交付金	523,952	523,952	100.0	530,330	530,330	100.0	
	小計	35,158,159	34,144,366	97.1	35,992,128	34,932,539	97.1	
軽自動車税		845,074	806,346	95.4	890,599	854,100	95.9	
特別土地保有税		0	0	0.0	0	0	0.0	
入湯税		16,753	14,698	87.7	16,597	14,583	87.9	
事業所税		1,886,805	1,848,076	97.9	1,866,907	1,860,353	99.6	
都市計画税		4,894,876	4,744,164	96.9	4,961,671	4,813,313	97.0	
市たばこ税		4,504,506	4,504,483	99.9	4,436,038	4,436,038	100.0	
合計		85,957,041	83,890,067	97.6	92,019,890	89,472,601	97.2	
滞納繰越分		7,044,570	1,532,341	21.8	7,006,474	1,516,830	21.6	
総計		93,001,611	85,422,408	91.9	99,026,364	90,989,431	91.9	

(4) 徴収対策の強化

- ① 休日・夜間徴収の実施
- ② 休日・夜間の納税相談の実施
- ③ 長期出張徴収の実施
- ④ 納税指導員による納付の推進
- ⑤ 納税推進コール業務の実施

21 選挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

(平20.6.1現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
	101	熊本市役所	921	1,145	2,066
	102	慶徳小学校	1,068	1,446	2,514
	103	五福まちづくり交流センター	1,098	1,564	2,662
	104	一新小学校	2,118	2,765	4,883
	105	一新幼稚園	872	1,208	2,080
	106	上熊本老人憩いの家	716	927	1,643
	107	池田地域コミュニティセンター	1,663	1,802	3,465
	108	池田小学校	1,578	1,682	3,260
	109	京町台保育園	951	1,190	2,141
	110	京陵中学校	1,328	1,621	2,949
	111	壺川小学校	1,804	2,264	4,068
	112	藤園中学校	1,039	1,436	2,475
	113	碩台小学校	1,334	1,740	3,074
	114	童南中学校	1,794	2,116	3,910
	115	黒髪小学校	1,275	1,427	2,702
	116	桜山中学校	2,358	2,294	4,652
	117	清水小学校	2,425	2,928	5,353
	118	亀井公民館	1,360	1,639	2,999
	119	高平台小学校	3,538	4,098	7,636
	120	化学及血清療法研究所	1,802	2,027	3,829
	121	八景水谷公民館	1,433	1,735	3,168
	122	城北小学校	2,970	2,124	5,094
	123	清水北老人憩いの家	1,240	1,434	2,674
	124	麻生田小学校	2,985	3,673	6,658
	125	楡木小学校	2,393	2,940	5,333
	126	楠小学校	2,484	2,873	5,357
	127	武蔵小学校	2,386	2,740	5,126
	128	弓削小学校	1,964	2,179	4,143
	129	龍田小学校	3,647	4,001	7,648
	130	宝積寺公民館	2,291	2,592	4,883
1	131	白川小学校	1,584	2,045	3,629
	132	鎮西学園	1,243	1,576	2,819
	133	九州学院	1,489	1,982	3,471
	134	大江小学校	1,592	1,714	3,306
	135	渡鹿団地集会室鹿乃家	1,809	1,895	3,704
	136	託麻原小学校	3,298	3,599	6,897
	137	白山保育園	995	1,277	2,272
	138	白山小学校	2,467	2,927	5,394
	139	出水小学校	2,041	2,654	4,695
	140	出水校区戸井の外集会所	1,661	2,157	3,818
	141	東水前寺公民館	2,297	2,916	5,213
	142	熊本県庁	733	834	1,567
	143	砂取小学校	2,559	3,311	5,870
	144	出水中学校	2,946	3,419	6,365
	145	出水南中学校	1,597	1,921	3,518
	146	江津湖団地第2集会所	1,609	2,117	3,726
	147	画図地域コミュニティセンター	2,853	3,316	6,169
	148	湖東中学校	1,873	2,256	4,129
	149	泉ヶ丘小学校	1,401	1,699	3,100
	150	泉ヶ丘校区公民館	1,232	1,565	2,797
	151	若葉小学校	1,978	2,442	4,420
	152	東野中学校	2,802	3,253	6,055
	153	秋津第2公民館	1,986	2,254	4,240
	154	桜木小学校	4,234	4,776	9,010
	155	東町小学校	2,267	2,413	4,680
	156	健軍東小学校	2,410	2,945	5,355
	157	健軍小学校	2,657	3,122	5,779
	158	尾ノ上小学校	3,986	4,618	8,604
	159	京塚公民館	976	1,224	2,200
	160	帯山中学校	2,013	2,482	4,495
	161	帯山小学校	3,015	3,577	6,592



開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	162	帯山校区第6町内公民館	2,132	2,461	4,593
	163	月出小学校	3,192	3,484	6,676
	164	山ノ内小学校	4,160	4,833	8,993
	165	長嶺小学校	4,152	4,634	8,786
	166	さくら幼稚園	2,409	2,737	5,146
	167	託麻南小学校	3,040	3,356	6,396
	168	託麻東小学校	4,741	5,053	9,794
	169	託麻北小学校	2,988	3,219	6,207
	170	託麻市民センター	2,302	2,409	4,711
	171	託麻西小学校	3,284	3,687	6,971
	172	下南部公民館	1,227	1,310	2,537
	173	西原公民館	1,147	1,420	2,567
	174	西原小学校	4,017	4,310	8,327
	175	西里地域コミュニティセンター	1,109	1,257	2,366
	176	熊本保健科学大学	1,512	1,691	3,203
	177	明德体育館	1,024	1,149	2,173
	178	北部総合支所	2,861	3,252	6,113
	179	北部東小学校	3,392	3,837	7,229
			小計	169,127	195,995
2	201	花園小学校	3,022	3,545	6,567
	202	花園(牧崎)公民館	1,656	2,091	3,747
	203	岳林寺	1,643	2,058	3,701
	204	千原台高校	2,976	3,654	6,630
	205	横手保育園	480	592	1,072
	206	春日小学校	1,737	1,986	3,723
	207	春日保育園	608	790	1,398
	208	向山小学校	2,639	3,069	5,708
	209	世安公民館	1,466	1,756	3,222
	210	本荘小学校	1,283	1,698	2,981
	211	春竹小学校	2,953	3,730	6,683
	212	建設技術専門学院	2,049	2,447	4,496
	213	託麻中学校	4,542	5,176	9,718
	214	田迎南小学校	2,399	2,701	5,100
	215	御幸小学校	3,619	4,215	7,834
	216	川尻小学校	1,680	1,962	3,642
	217	城南中学校	2,393	2,838	5,231
	218	城南小学校	983	1,150	2,043
	219	森下保育園	1,578	1,811	3,389
	220	日吉小学校	1,631	2,021	3,652
	221	日吉東小学校	2,253	2,570	4,823
	222	力合小学校	3,587	4,248	7,835
	223	薄場団地集会所	1,277	1,513	2,790
	224	古町小学校	1,254	1,540	2,794
	225	花陵中学校	1,993	2,672	4,665
	226	白坪小学校	2,436	2,803	5,239
	227	城山小学校	3,619	4,350	7,969
	228	池上小学校	2,273	2,855	5,128
	229	高橋小学校	843	985	1,828
	230	中島地域コミュニティセンター	755	911	1,666
	231	二番公民館	773	884	1,657
	232	小島小学校	1,036	1,238	2,274
	233	有明保育園	270	294	564
	234	松尾東小学校	318	332	650
	235	松尾西小学校	482	565	1,047
	236	松尾北地域コミュニティセンター	96	100	196
	237	河内小学校	1,124	1,274	2,398
238	みかんの里振興センター	764	864	1,628	
239	椎亀公民館	392	461	853	
240	芳野小学校	521	530	1,051	
241	飽田東小学校	2,463	2,871	5,334	
242	飽田南小学校	847	975	1,822	
243	飽田西小学校	1,038	1,226	2,264	
244	中緑小学校	454	525	979	
245	銭塘小学校	915	1,073	1,988	
246	奥古閑小学校	1,430	1,644	3,074	
247	川口小学校	922	1,026	1,948	
		小計	75,382	89,619	165,001
	合	計	244,509	285,614	530,123

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

区分 \ 選挙執行年月日	平3. 4. 21	平7. 4. 23	平11. 4. 25	平15. 4. 27	平19. 4. 22
有権者総数	440,958	467,890	489,743	507,341	518,153
投票者数	282,185	270,623	278,909	270,780	244,041
投票率 (%)	63.99	57.84	56.95	53.37	47.10
立候補者数	74	67	68	63	62
定数	56	52	52	52	48
最高得票数	7,811	7,701	7,844	8,063	7,529
当選者最低得票数	3,194	3,641	3,679	3,076	3,134
立候補者最高年齢	77	81	85	89	71
〃 最低年齢	26	27	29	25	25



(3) 過去の選挙の投票率

(単位 %)

選挙別 (実施日)	開票区	第 1	第 2	全体
参議院議員通常選挙 (選挙区)	(平16. 7. 11)	54.90	54.19	54.67
衆議院小選挙区選出議員選挙 第1区	(平17. 9. 11)	66.44		66.44
衆議院小選挙区選出議員選挙 第2区	(平17. 9. 11)		64.45	64.45
熊本市長選挙	(平18. 11. 12)	53.55	54.16	53.75
県議会議員一般選挙 (熊本市選挙区)	(平19. 4. 8)	50.88	55.37	52.29
市議会議員一般選挙	(平19. 4. 22)	45.44	50.72	47.10
参議院議員通常選挙 (選挙区)	(平19. 7. 29)	58.07	56.94	57.72
熊本県知事選挙	(平20. 3. 23)	43.54	41.90	43.03

(注) 国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別 区分	自民	社民	公明	共産	新社会党	民主党	国民新党	諸派	無所属	計
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数1 (平16.7.11)	総得票数	116,731			19,628		137,662				274,021
	最高 "	116,731			19,628		137,662				
	最低 "	116,731			19,628		137,662				
	得票率 (%)	42.60			7.16		50.24				100
	候補者数	1			1		1				3
衆議院 小選挙区選挙第1区 定数1 (平17.9.11)	総得票数	110,072			12,110		112,500				234,682
	最高 "	110,072			12,110		112,500				
	最低 "	110,072			12,110		112,500				
	得票率 (%)	46.90			5.16		47.94				100
	候補者数	1			1		1				3
衆議院 小選挙区選挙第2区 定数1 (平17.9.11)	総得票数	56,044			4,371		43,271				103,686
	最高 "	56,044			4,371		43,271				
	最低 "	56,044			4,371		43,271				
	得票率 (%)	54.05			4.22		41.73				100
	候補者数	1			1		1				3
熊本市長選挙 (平18.11.12)	総得票数									279,619	279,619
	最高 "									164,387	
	最低 "									14,630	
	得票率 (%)									100.00	100
	候補者数									4	4
県議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数16 (平19.4.8)	総得票数	95,745		42,300	11,177		29,794			90,163	269,179
	最高 "	15,903		14,610	11,177		15,119			16,428	
	最低 "	11,640		13,387	11,177		14,675			2,363	
	得票率 (%)	35.57		15.71	4.15		11.07			33.50	100
	候補者数	7		3	1		2			9	22
市議会議員選挙 定数48 (平19.4.22)	総得票数	74,662	4,080	33,556	12,184		18,373	825	180	97,339	241,202
	最高 "	7,529	4,080	5,344	4,244		7,276	825	180	5,339	
	最低 "	3,394	4,080	4,572	3,788		4,587	825	180	540	
	得票率 (%)	30.95	1.69	13.91	5.05		7.62	0.34	0.07	40.36	100
	候補者数	16	1	7	3		3	1	1	30	62
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数1 (平19.7.29)	総得票数	122,406			13,414		162,388				298,208
	最高 "	122,406			13,414		162,388				
	最低 "	122,406			13,414		162,388				
	得票率 (%)	41.05			4.50		54.45				100
	候補者数	1			1		1				3
熊本県知事選挙 (平20.3.23)	総得票数									223,563	223,563
	最高 "									91,685	
	最低 "									21,932	
	得票率 (%)									100	100
	候補者数									5	5

(注) 各選挙の直近のものを記載 国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

22 人事委員会

人事委員会は、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、人事行政の適正な実施を確保するため、平成6年4月1日に設置された人事機関であり、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

人事委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する不服申立ての審査などを主な業務としている。

(1) 平成19年度職員採用試験の実施状況

試験区分	職 種	申込者数 (人)	第一次 受験者数 (人) A	第一次 合格者数 (人)	第二次 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人) B	倍率 (倍) A/B	
上 級 職	事 務 職	841	622	68	62	45	13.8	
	心理相談員	18	16	4	4	1	16.0	
	技 術 職	土 木	56	43	17	17	10	4.3
		建 築	32	24	11	11	6	4.0
		機 械	11	10	4	4	1	10.0
		電 気	16	10	4	3	1	10.0
		化 学	19	9	5	5	2	4.5
免許資格職 (上級職)	獣 医 師	9	8	7	5	3	2.7	
	薬 剤 師	33	29	12	11	6	4.8	
	保 健 師	87	69	10	10	5	13.8	
初 級 職	事 務 職	205	157	27	27	17	9.2	
	技 術 職	土木	22	22	7	7	3	7.3
免許資格職 (中級職)	保 育 士	130	113	20	19	10	11.3	
	看 護 師	72	46	32	28	15	3.1	
	言語聴覚士	7	7	4	3	1	7.0	
業 務 職	業 務 職	74	54	5	5	2	27.0	
	業務職(給食調理員)	40	36	7	6	3	12.0	
消 防 職	上級消防職	169	135	17	15	10	13.5	
	初級消防職	125	94	18	18	11	8.5	
	初級消防職 (救急救命士)	15	8	7	7	4	2.0	
任期付職員		466	347	41	38	20	17.4	
計		2,447	1,859	327	305	176	10.6	



(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成19年職種別民間給与実態調査をもとに、平成19年10月9日市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況（平成19年4月現在）

区 分	職員数	平均給与	平均年齢	平均経験年数
調査対象職員	4,380人	367,053円	42歳5月	20年8月
一般行政職	2,401人	371,336円	43歳4月	21年7月

イ 民間の状況

調査対象は、市内の102事業所（企業規模50人以上、事業所規模50人以上の243事業所から抽出）

ウ 公民給与の較差（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与の比較）

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)-(B)
387,160円	386,436円	724円(0.19%)

エ 勧告の内容

一般行政職の職員の給料表については、民間給与との較差を考慮するとともに、国及び他の地方公共団体の職員の改定状況並びに本市の実情を勘案して改定する必要がある。

特別給（期末・勤勉手当）については、市内民間事業所の特別給の支給割合及び人事院勧告の内容を考慮して、現行の年間支給月数4.45月分については、勤勉手当を0.05月分引上げ、4.5月分とすることが適当である。本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成20年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分すること。

また、扶養手当について市内民間事業所の支給状況、人事院勧告の趣旨及び少子化対策推進を考慮し、扶養親族である子等に係る支給月額（職員に扶養親族でない配偶者がある場合の1人に係る支給月額を除く。）を各1人につき500円引き上げ、6,500円とする改定を、平成19年4月1日から実施すること。

(3) 公平審査

ア 勤務条件に関する措置要求

勤務条件に関する措置要求事案はなく係属中の事案もない。

イ 不利益処分に関する不服申立

不利益処分についての不服申立ての審査の状況

係属事案1件

事案名	審査の状況
平成18年不第1号事案 (平成18年3月31日申立て)	平成19年 4月 9日 第4回準備手続
	平成19年 6月29日 第1回口頭審理
	平成19年 8月21日 第2回口頭審理
	平成19年10月15日 第3回口頭審理
	平成19年11月30日 第4回口頭審理
	平成20年 1月10日 第5回口頭審理
	平成20年 2月29日 第6回口頭審理



ウ 職員からの苦情処理

平成17年度から、人事委員会は職員からの勤務条件等に係る苦情相談を受けている。苦情相談をすることができるのは、熊本市職員のうち一般行政職員、教職員（県費負担教職員を含む。）、消防職員であり、条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員も対象となる。

本年度の相談者数は6人であり、件数は6件であった。相談内容の区分と件数は次のとおりである。

区分	任用	給与	公平審査	勤務条件・ 服 務	厚生・ 福利	セクハラ・ いじめ	その他	計
件数	2			1		1	2	6